学校の教員で高等学校の農業若しくは農業実習又は水産若しくは水産実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産又は水産実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業又は水産に関する課程において、実習を伴う農業又は水産に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の俸給月額の百分の十に相当する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2　前項の産業教育手当に関し必要な事項は、文部大臣が定める。この場合においては、文部大臣は、人事院の意見をきかなければならない。

（公立高等学校の教員の産業教育手当）

**第四条**　公立の高等学校の教員の産業教育手当は、前条の規定による国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「薪炭手当」の下に「、産業教育手当」を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

3　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「給料その他の給与」の下に「及び産業教育手当」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

4　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び薪炭手当」を「、薪炭手当及び産業教育手当」に改める。

（内閣総理大臣臨時代理・文部大臣署名）



## 法律第百四十六号（昭三二・五・二一）

## ◎輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「冷凍品の冷蔵」を「冷凍品の冷蔵については、他人に委託してする場合」に、「輸出水産業を営む者」を「輸出水産業（他人の委託を受けて輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を除く。）を営む者」に改める。

第三条を次のように改める。

（事業場の登録）

**第三条**　輸出水産業者又は製造受託者（他人の委託を受けて輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者をいう。以下同じ。）は、省令で定める輸出水産物の種類ごとに、その者が輸出水産物の製造の用に供する事業場につき、農林大臣の登録を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の登録を受けるべき基限は、当該事業場については、当該漁船の名称及び主たる根拠地）

三　製造しようとする輸出水産物の名称

四　省令で定める製造施設の構造及び能力

五　省令で定める技術者の数及び担当業務

六　その他省令で定める事項

2　前項の申請書には、省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準）

**第三条の三**　農林大臣は、第三条第一項の登録の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、登録をしなければならない。

一　申請に係る事業場の前条第一項第四号の省令で定める製造施設が省令で定める基準に適合しないとき。

二　申請に係る事業場における前条第一項第五号の省令で定める技術者の資格及び数が省令で定める基準に適合しないとき。

三　他人に委託して輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者については、申請に係る事業場について、その者が輸出水産物の製造の用に供するに必要な程度まで権原を自己の業務の正常な運営に必要な程度まで権原に基いて利用することができないと認められるとき。

2　農林大臣は、前項第一号及び第二号の省令を制定し、又は改正するには、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、輸出水産物の品質の改善及び声価の向上に資するようにしなければならない。

（登録を受けた者の届出等）

**第三条の四**　第三条第一項の登録を受けた者は、登録申請書の記載事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、省令で定めるところにより、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣に届け出なければならない。

2　相続又は法人の合併により第三条第一項の登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

3　第三条第一項の登録を受けた者は、当該登録に係る事業場についての輸出水産業を廃止したときは、その廃止の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

4　第三条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、その清算人は、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第四条第一項中「又は都道府県知事は、輸出水産業





いての輸出水産業を開始する者にあつては、その開始する日の前日とし、前条第一項の輸出水産物の指定があつた日において現に当該指定に係る輸出水産物について輸出水産業者又は製造受託者である者にあつては、そのつど省令で定める日とする。

3　何人も、第一項の規定による登録を受けた事業場（同項但書のものを除く。）においてでなければ、輸出水産物を製造してはならない。但し、前項の規定により省令で定める日までに登録を受けるべき者については、その省令で定める日（同日までに登録を受けたときは、その受けた日）までの間は、この限りでない。

4　農林大臣は、第二項の省令を制定し、又は改正するには、あらかじめ、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

第三条の次に次の三条を加える。

（登録の申請）

**第三条の二**　前条第一項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を農林大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　事業場の名称及び所在地（漁船の場合にあつて

者又は製造受託者」を「は、第三条第一項の登録を受けた者」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　農林大臣は、第三条第一項の登録に係る事業場が第三条の三第一項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該登録を受けた者に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五条中「及び省令で定める登録換の申請をする者」を削る。

第六条の見出し中「施設」を「事業場」に改め、同条中「第三条の規定により登録を受けた輸出水産業者又は製造受託者に対し、同条の製造施設」を「第三条第一項の登録を受けた者に対し、その登録に係る事業場」に改める。

第七条に次の一号を加える。

五　組合員の数が定款で定める組合員たる資格を有する者の二分の一以上であること。

第十二条第一項中「役員」の下に「又は総代」を加える。

第十三条第二項中「定款」を「定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第一項第二号中「保管」を「販売、購買、保管」に、「副資材」を「原材料」に改め、同項第四号中「副資材の購入その他に関する」を削り、同条第三項中「その債務」を「その債権」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（主原料の購入事業等の認可）

**第十七条の二**　組合は、前条第一項第二号に掲げる事業のうち、輸出水産物の主原料の購入事業を行うには、省令で定めるところにより、当該事業の計画その他必要な事項を記載した書類を提出して農林大臣の認可を受けなければならない。当該書類の記載事項のうち重要事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　組合が漁業者又はその組織する団体と輸出水産物の主原料の購入に関する前条第一項第四号の団体協約を締結しようとするときは、省令で定めるところにより、農林大臣の認可を受けなければならない。

3　農林大臣は、前二項の認可については、輸出水産業振興審議会の意見を聞かなければならない。

第十八条中「それぞれ各号」を「それぞれ各号の一」に、「出荷数量（加工品の引渡数量を含む。）、品質、販売方法（加工品の引渡方法を含む。）、販売時期（加工品の引渡時期を含む。）、販売価格（加工賃を含む。）」を「製造方法、製造時期、出荷数量、出荷方法、出荷時期、品質、品種、販売数量、販売方法、販売時期、販売価格」に、「を行うことができる。」を「又はこれらの制限に附帯する事業を行うことができる。」に改める。

第十九条の見出し中「認可」を「届出等」に改め、同条第一項中「定めて農林大臣の認可を受け」を「作成し、その設定の日の二十日前までに農林大臣に届け出」に改め、同条第二項第一号中「前条各号」を「前条各号の一」に改め、同項の各号列記以外の部分を次のように改める。

農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る調整規程の内容が左の各号の一に該当すると認めるときは、その調整規程の設定前に、組合に対し、その調整規程の変更を命じ、又はその設定を禁止しなければならない。

第十九条第三項を次のように改める。

3　組合は、第一項の届出に係る調整規程で組合員がその製造する輸出水産物を組合の指定する者（以下「販売機関」という。）に販売又は販売の委託をすべきことを定めている場合においては、その届出の





際、省令で定めるところにより、販売又は販売の委託についての組合と販売機関との取極の内容並びに販売機関の資産、信用及び業務の状況を記載した書類を農林大臣に提出しなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

4　組合は、前項の書類の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第二十条を次のように改める。

（調整規程の変更等の命令）

**第二十条**　農林大臣は、調整規程の内容が前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを変更し、又は廃止すべきことを命じなければならない。

第二十五条中「、第三十五条の二」を削り、「第五十四条まで（第五十一条第二項及び第三項並びに第五十三条第四号を除く。）、第五十六条、第五十七条」を「第五十七条まで（第五十一条第二項及び第三項並びに第五十三条第四号を除く。）」に、「第百五条の三」を「第百五条の二」に、「第十八号」を「第十九号」に改め、「第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、」を削り、「「理事」と、」の下に「第五十五条第六項中「第十一条第二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第十二条第二項」と、」を加え、「輸出水産業の振興に関する法律第十六条第二項」を「中小企業等協同組合連合会登記簿」に改める。

第二十六条中「同条各号」を「同条各号の一」に、「当該輸出水産業を営む者のすべてに対し、当該組合の調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する小企業協同組合連合会登記簿」に改める。

第二十六条の次に次の一項を加える。

**第二十六条の二**　農林大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（命令の変更又は取消）

**第二十六条の三**　農林大臣は、第二十六条第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（事務の処理）

**第二十六条の四**　農林大臣は、第二十六条第一項の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、省令をもつて、その命令に係る事務の一部はその命令に係る組合が処理すべき旨を命ずることができる。

（秘密保持義務）

**第二十六条の五**　前条の規定により第二十六条第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又は

これらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員等の解任）

**第二十六条の六**　農林大臣は、第二十六条の四の規定により第二十六条第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

（指定機関の業務方法等の認可等）

**第二十六条の七**　指定機関は、毎事業年度の開始前に（指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく）、省令で定めるところにより、その事業年度の当該輸出水産物に係る業務の方法及び事業計画を記載した書類を提出して、農林大臣の認可を受けなければならない。当該書類の記載事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る業務の方法又は事業計画が左の各号の一に当該すると認めるときは、これを認可してはならない。

一　不当に差別的であること。

二　輸出水産業者又は関連事業者の利益を著しく害すること。

3　指定機関は、毎事業年度の経過後二箇月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を農林大臣に提出しなければならない。

4　指定機関がする毎事業年度の利益金処分については、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（指定機関に対する監督）

**第二十六条の八**　農林大臣は、輸出水産業の振興を図るため必要があると認めるときは、指定機関に対し、当該輸出水産物に係る業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（登録の停止）

**第二十六条の九**　農林大臣は、第二十六条第一項の規定による命令において製造若しくは出荷に関する制限を定めようとするとき、又はその定をした後において、第十八条各号の一に掲げる事態の克服を円滑にし、当該輸出水産業の秩序を確立し、当該命令の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、輸出水産業振興審議会の意見を聞いて、省令で定める場合を除き、当該命令の有効期間中に限り、当該命令に係る輸出水産物を製造する事業場についての第三条第一項の登録を行わないことができる。この場合においては、農林大臣は、その旨を告示しなければならない。

第二十七条中「組合又はその組合員が第十九条第一項の認可を受けてする正当な行為」を「組合若しくはその組合員が第十七条の二第二項の認可を受けた団体協約若しくは第十九条第一項の規定により設定した調整規程に基いてする行為若しくは第二十六条の四の規定による農林大臣の命令を受けてする行為又は指定機関が第二十六条の七第一項の認可を受けた業務の方法若しくは事業計画に基いてする行為若しくは第二十六条の八の規定による農林大臣の命令を受けてする行為」に改め、同条第二号中「次条第四項」を「次条第五項」に、「一月」を「一箇月」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二十八条第一項中「第二十六条の規定による省令の制定又は改正」を「第十七条の二第二項若しくは第二十六条の七第一項の認可又は第二十六条第一項の規定による省令の制定若しくは改正」に改め、同条第四





項を同条第五項とし、同条第三項中「第十九条第一項の認可を受けて行う」を「第十九条第一項の」に、「第二十条の認可を受けて」を「第二十条の規定による命令により」に、「該当するに至つた」を「該当する」に改め、「農林大臣に対し、」の下に「同項又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農林大臣は、第十九条第一項の規定による届出を受理したとき、同条第二項の規定による処分をしたとき、又は第二十条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（通商産業大臣との関係）

**第二十八条の二**　農林大臣は、第十九条第一項の規定による届出を受理したときは遅滞なく、通商産業大臣にその旨を通知しなければならない。

2　農林大臣は、第二十六条第一項の規定による省令の制定若しくは改正、第二十六条の七第一項の認可又は第二十六条の八の命令をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の同意を得なければならない。

3　通商産業大臣は、輸出水産物の輸出の振興を図るため特に必要があると認めるときは、農林大臣に対し、第二十六条の八の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

第三十条第一項中「若しくは製造受託者又は組合」を「、製造受託者、組合、販売機関若しくは指定機関」に改める。

第三十一条第二項中「第二十六条」を「第三条の三第二項、第十七条の二第三項、第二十六条第一項、第二十六条の三、第二十六条の九」に改める。

第三十二条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「委員」を「委員及び専門委員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に第六項及び第七項として次のように加える。

6　専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

7　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

第三十三条を次のように改める。

（罰則）

**第三十三条**　第二十六条の四の規定により第二十六条第一項の規定による命令に係る輸出水産物を製造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰

第一項の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に関しわいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第三十三条の次に次の六条を加える

**第三十三条の二**　前条の役員又は職員になろうとする者がその担当すべき職務に関し請託を受けてわいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条の役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2　前条の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし又は、相当の行為をしなかつたことに関しわいろを収受し又は、要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

**第三十三条の三**　前二条の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第三十三条の四**　第三十三条又は第三十三条の二に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰

金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

**第三十三条の五**　第二十六条の五の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

**第三十三条の六**　第二十六条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第三十三条の七**　左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第三項の規定に違反した者

二　第十七条の二第一項又は第二項の規定による認可を受けないで購入事業を行い、又は団体協約を締結した組合の理事

三　第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する調整規程を実施した組合の理事

四　第二十六条の七第一項の規定による認可を受けないで当該指定に係る業務を行つた指定機関の役員

第三十四条を次のように改める。

**第三十四条**　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三条の四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第九条第二項の規定に違反した者又は同条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者

三　第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第三十四条の二**　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第二項、第二十条又は第二十六条の二の規定による命令に違反した組合の理事

二　第二十六条の八の規定による命令に違反した指定機関の役員

**第三十四条の三**　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三条の四第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十九条第三項の規定による届出をせず、若しくは不実の記載をしたその書類を提出し、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした組合の理事

三　第二十六条の七第三項に規定する書類を提出せず、又は不実の記載をしたその書類を提出した指定機関の役員

第三十五条中「前条」を「第三十三条の六、第三十三条の七第一号又は第三十四条」に、「前二条」を「各本条」に改める。

第三十六条を削る。

別表中第一号を次のように改める。

一　まぐろ類かん詰（かつおかん詰を含む。）

別表中第四号及び第五号を次のように改める。

四　いわし類かん詰

五　さんまかん詰

**附　則**

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、輸出水産業の振興に関する法律（以下「法」という。）第三条から第六条までに係る改正規定、第三十三条の七、第三十四条及び第三十四条の三に係る改正規定中第三条又は第三条の四に係る部分、第三十五条の改正規定中これらの部分に係る部分並びに第三十六条に係る改正規定は、なお従前の例による。

7　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）に基き指定機関を指導監督すること。

第五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　輸出水産業の振興に関する法律に基き指定機関の指導監督に関する事務を処理すること。

第八条第一項の表中「（昭和二十九年法律第百五十四号）」を削る。

（内閣総理大臣臨時代理・農林・通商産業大臣署名）





六条に係る改正規定は、この法律の公布の日から起算して二箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2　農林大臣は、この法律の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。次項において同じ。）前でも改正後の法第三条の三第一項第一号及び第二号の省令を制定するために、輸出水産業振興審議会の意見を聞くことができる。

3　この法律の施行の日において現に法別表に掲げる輸出水産物について輸出水産業者又は製造受託者である者の改正後の法第三条第一項の登録を受けるべき期間は、同日から三箇月以内とする。この場合には、同条第三項ただし書の規定を準用する。

4　この法律の施行（第一項本文の規定による施行をいう。次項において同じ。）前に改正前の法第十九条第一項の認可を受けて定めた調整規程は、改正後の法第十九条第一項の規定による届出をして設定したものとみなす。

5　この法律の施行前に改正前の法第二十六条の規定により発した命令は、改正後の法第二十六条第一項の規定による命令とみなす。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**法律第百四十七号**（昭三二・六・一）

## ◎市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びろう学校」を「、ろう学校及び養護学校」に改め、「特殊勤務手当」の下に「、時間外勤務手当（事務職員に係るものとする。）」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により市町村立の養護学校の教職員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に関しては、同法附則第十七条、第十八条、第二十一条第二

十二条及び第二十四条の規定の例による。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

3　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（市町村立学校教職員給与の都道府県負担）

**第四条**　都道府県は、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の定めるところにより、市町村立の養護学校の教職員の給料その他の給与を負担する。

第五条第一号中「中学部の」を「中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

4　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第二項中「公立養護学校整備特別措置法第四条第一項に規定する」を削る。

（時間外勤務手当に係る改正規定の適用）

5　この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条中時間外勤務手当に係る規定は、この法律の施行の日以後の時間外勤務手当につき適用がある。

（内閣総理大臣臨時代理・文部大臣署名）



## 法律第百四十八号（昭三二・六・一）

## ◎酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　連合会及び中央会（第七十九条―第八十三条）」を「第三章　連合会及び中央会（第七十九条―第八十三条の二）」に改める。

第一条中「酒税の保全」の下に「及び酒類業界の安定」を加え、「酒類製造業者等が」を「酒類業者が」に、「酒類製造業者等に」を「酒類業者等に」に改める。

第二条第一項中「焼ちゆう」を「しようちゆう」に改める。

第六条第一項中「焼ちゆう」を「しようちゆう」に、「味りん」を「みりん」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（総代会）

**第三十九条の二**　組合員の総数が二百人をこえる酒類業組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その酒類の製造場又は販売場の所在地等に応じて公平に選挙されなければならない。

3　総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる酒類業組合にあつては百人）を下つてはならない。

4　総代の任期は、三年をこえることができない。

5　総会については、総会に関する規定（第三十八条第二項を除く。）を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは、「他の組合員」と読み替えるものとする。

6　総代会においては、前項の規定にかかわらず、酒類業組合の解散又は合併について議決することができない。

第四十二条第五号及び第六号を次のように改める。

五　組合員の製造又は販売する酒類の需給が均衡を失したことにより、酒類の取引の正常な運行が阻害され、組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となつており、又はなるおそれがあるため、酒税の納付が困難となり、又はなるおそれがあると認められる場合において、左に掲げる規制を行うこと。

イ　組合員が製造する酒類の原材料の購入数量、購入価格又は購入方法に関する規制

ロ　組合員が製造する酒類の製造石数又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制

ハ　組合員が販売するために購入する酒類の購入石数、購入価格又は購入方法に関する規制

ニ　組合員が販売する酒類の販売石数、販売価格又は販売方法に関する規制

ホ　組合員が販売する酒類の規格又は意匠に関する規制

六　組合員の製造又は販売する酒類の原材料その他その製造及び組合員の販売する物品の購入のあつせん

第四十二条第七号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条第八号及び第九号を次のように改める。

八　組合員の福利厚生に関する施設

九　組合員の事業に関する経営の合理化、技術の改善向上又は知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

第四十二条第十号中「製品の」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　組合員の販売する酒類の販売増進等のための広報宣伝

第四十三条第一項中「定めて」を「設定して」に、「その定め、又は変更しようとする内容」を「その設定し、又は変更した協定の内容」に、「協定の内容と」を「総合調整計画及びその実施に関する定の内容と」に改め、同条第三項中「第一項但書の規定により大蔵大臣の認可を受けないで協定を定め」を「第一項の規定により協定を設定し」に、「協定を定め、又は変更することを」を「当該協定の設定又は変更について」に改め、「二週間以内に」の下に「同項の認可の申請をする場合を除き、当該期間内に」を加える。

第四十五条第一項中「第四十三条第一項の認可をした後において、当該」を削り、同項中「同条」を「第四十三条」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項の認可をした後において、当該」を削り、同項中「その認可を取り消さなければ」を「当該協定の認可を取り消し、又は当該協定を廃止すべきことを命じなければ」に改め、同条第三項中「取り消す」を「取り消し、

又は当該協定を廃止すべきことを命ずる」に改める。

第四十七条第一項中「協定を設定し、又は変更したときは」を「第四十三条第一項の規定により設定し、又は変更した協定を実施したときは」に改める。

第四十八条中「第四十三条第一項の認可を受けた」を削る。

第八十二条第一項第四号中「製造する酒類の原材料の購入のあつ旋」を「製造又は販売する酒類の原材料その他その製造又は販売に要する物品の購入のあつせん及び組合員の販売する酒類の販売のあつせん」に改め、同項第五号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　会員たる酒類業組合の組合員の福利厚生に関する施設

七　会員たる酒類業組合の組合員の事業に関する経営の合理化、技術の改善向上又は知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

第八十二条第一項第八号中「製品の」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　会員たる酒類業組合の組合員の販売する酒類の販売増進等のための広報宣伝

第八十二条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第八十三条中「第四十一条まで」を「第三十九条まで、第四十一条」に、「第四十八条」を「第四十九条」に改め、「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、」の下に「第三十八条第一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総会員の半数以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上にあたる会員」と、「議決」とあるのは「議決（これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数にあたるもの」と、「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」とあるのは、連合会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員又は会員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」と、「総組合員の半数以上の多数」とあるのは、「会員たる酒造組合の総組合員」と、中央会については「会員たる酒造組合の総組合員」と、」を加える。

第三章中第八十三条の次に次の一条を加える。

（評議員会）

**第八十三条の二**　中央会は、定款で定めるところにより、評議員会を設けることができる。

2　評議員会の構成及び運営は、定款で定める。

3　第一項の規定により評議員会を設けた場合において、中央会の理事が左に掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、定款で定めるところにより、あらかじめ評議員会の意見を求めなければならない。

一　定款の変更

二　前条において準用する第五十三条第一号の規定による解散

三　合併

四　第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号に規定する総合調整計画の設定

五　その他定款で定める事項

4　評議員会は、定款で定めるところにより、理事に対して意見を述べることができる。

第八十四条中第一項を次のように改める。

**第八十四条**　大蔵大臣は、酒類の需給が均衡を失したことにより、酒類の取引の正常な運行が阻害され、酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となつており、又はなるおそれがあるため、酒税の滞納又は脱税が行われ、又は行われるおそれがあると認められる場合においては、左に掲げる事項につき内容を定めて、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会又は酒造組合に加入していない酒類製造業者に対し、これに従うべき旨の勧告をすることができる。

一　酒類の原材料の購入数量、購入価格又は購入方法に関する規制

二　酒類の製造石数又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制

三　酒類の購入石数、購入価格又は購入方法に関する規制（第一号の規制に該当するものを除く。）

四　酒類の販売石数、販売価格又は販売方法に関する規制

五　酒類の規格又は意匠に関する規制

第八十四条第三項中「第二号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第六項中「虞」を「おそれ」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（決算関係書類の提出）

**第八十七条の二**　酒類業組合等は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録及び収支計算書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第八十八条中「又はこの法律」を「若しくは酒税法又はこれらの法律」に改める。

第九十二条第一項中「酒類業組合」を「酒類業組合等」に、「組合の」を「その」に改め、同条第二項中「酒類業組合等」を「組合の役員又は組合員」を「その組合員若しくは会員（その直接又は間接の構成員を含む。）又はこれらの役員」に改める。

第九十三条及び第九十四条第三項中「認可を受けた」を「規定により認可を受けた、又は認可を受けることを要しない」に改める。

第百一条に次の一号を加える。

十八　第八十七条の二の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七条の二の規定は、同条に規定する酒類業組合等のこの法律の施行の日以後終了する事業年度分から適用する。

（大蔵・内閣総理大臣臨時代理署名）

## 法律第百四十九号（昭三二・六・一）

### ◎学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第百二条の次に次の一条を加える。

**第百二条の二**　第二十二条第一項又は第三十九条第一項に規定する養護学校における就学義務に関する部分の規定が施行されるまでの間は、これらの規定により精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある子女を小学校又は中学校に就学させる義務を負う保護者がその子女を養護学校の小学部又は中学部に就学させているときは、その保護者は、これらの規定による義務を履行しているものとみなす。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（文部・内閣総理大臣臨時代理署名）

## 法律第百五十号（昭三二・六・一）

### ◎合成ゴム製造事業特別措置法

（趣旨）

**第一条**　この法律は、ゴムの供給の確保を図るため、合成ゴムの製造事業の育成に必要な特別措置を定めるものとする。

（日本開発銀行の出資）

**第二条**　日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八条第一項の規定にかかわらず、合成ゴムの製造事業を営むことを目的とする株式会社でその事業計画について大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたものがその設立の際又はその成立の後に発行する株式を引き受けることができる。

2　前項の規定により日本開発銀行が引き受ける株式は、同項に規定する株式会社の発行済株式の総数の二分の一をこえることができないものとし、その引き受ける株式の発行価額の総額は、十億円をこえることができないものとする。

3　大蔵大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る事業計画がゴムの供給の確保及び合成ゴムの製造事業の健全な発達を図るため必要な製造方法、生産規模、生産費その他の事項についての基準で政令で定めるものに適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

4　第一項の規定による株式の引受は、日本開発銀行法の適用については、同法第十八条第一項の業務とみなし、当該株式に係る配当及び譲渡益又は譲渡損は、同法第二十四条第一項及び第二項の規定の適用については、それぞれこれらの規定に規定する収入又は支出とする。

（資金の確保）

**第三条**　政府は、前条第一項の規定により日本開発銀行がその株式を引き受けた会社（以下「合成ゴム会社」という。）の合成ゴムの製造事業の用に供する設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

（代表取締役等の選定等の決議）

**第四条**　合成ゴム会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。



（事業計画等に関する監督）

**第五条**　合成ゴム会社は、毎営業年度の開発前に、その営業年度の事業計画及び資金計画を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、合成ゴム会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、事業計画及び資金計画の実施について、監督上必要な命令をすることができる。

（定款の変更等）

**第六条**　合成ゴム会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

**第七条**　合成ゴム会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収）

**第八条**　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、合成ゴム会社に対し、その業務又は経理の状況に関し、報告をさせることができる。

（協議）

**第九条**　通商産業大臣は、第五条第一項又は第六条（合成ゴム会社の定款の変更の決議に係るものについては、当該会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（罰則）

**第十条**　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした合成ゴム会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五条第一項の規定に違反して、事業計画又は資金計画の認可を受けなかつたとき。

二　第五条第二項の規定による命令に違反したとき。

三　第七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

四　第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**附　則**

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　合成ゴム会社の成立の日の属する営業年度の事業計画及び資金計画については、第五条第一項中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

3　この法律の規定による日本開発銀行の出資による方式は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところにより、遅滞なく、政府の出資による方式に切り換えられなければならない。

4　前項に定める措置により政府の出資を受けることとなる会社に関し、当該出資を受けることに伴い必要な事項については、別に法律で定める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣臨時代理署名）

## 法律第百五十一号（昭三二・六・一）

# ◎輸出入取引法の一部を改正する法律

輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第二十八条―第四十条）　第七章　罰則（第四十一条―第四十七条）」を「第六章　輸出、輸入及び輸出入調整に関する命指定機関（第三十二条の三―第三十二条）　第七章　雑則（第三十三条―第四十条）　第八章　罰則（第四十一条―第四十七条）　第九章　（第二十八条―第三十二条の二）」に改める。

第七条の二第一項第一号を次のように改める。

一　輸入貨物に係る船積地の輸出取引若しくはその船積地からの他の外国の輸入取引における競争が実質的に制限され、又は輸入取引における競争が過度に行われるため、その他これに準ずる原因により、その船積地からの他の外国の輸入取引、その船積地以外の船積地からの輸入取引若しくはその船積地における国内取引の条件に比して著しく不利な輸入取引の条件が課せられ、又は課せられるおそれがあること。

第七条の二第一項に次の一号を加える。

三　外国における資源の開発により生産される貨物が継続的に輸入されることが確実でないため、その資源の開発を行うことができず、その貨物の輸入を確保することが困難となり、又は困難となるおそれがあること。

第十九条第一項中「第六十二条から第六十六条まで」を「第六十二条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで」に、「第三号から第十二号まで」を「第三号から第十一号まで」に、「第百五条及び第百六条」を「第百五条、第百五条の四及び第百六条第一項」に改め、「同条第三項中「十分の一」とあるのは「五百人」と」の下に「「千人」とあるのは「五分の一」と」を加え、同条第二項中「第五十九条から第六十一条まで（剰余金の配当等）」を「第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条（剰余金の配当等）、第六十三条第二項（合併の手続）」に、「第百十五条第十三号及び第十四号」を「第百十五条第十二号から第十四号まで」に改める。

第二十七条中「第十条」の下に「、第十二条の二」を加える。

「第六章　雑則」を「第六章　輸出、輸入及び輸出入調整に関する命令」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「認めるときは」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　通商産業大臣は、第一項又は第二項の通商産業省令を制定する場合において、その省令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その省令に係る事務の一部を輸出組合に処理させることができる。

第二十八条第六項中「規定による指定」を「規定により第一項又は第二項の通商産業省令に係る事務を輸出組合に処理させることができる場合」に、「限り行うことができるものとする」を「限る」に改め、同条第七項を削る。

第二十九条第一項中「場合に限り」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三十条第一項中「場合に限り」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「認めるときは」の下に「、政令で定めるところにより、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3　第二十八条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第三十一条第一項中「場合に限り」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十二条中「第三十条第四項」を「第二十九条第二項、第三十条第三項」に、「規定による指定を受けた」を「規定により第二十八条第一項若しくは第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の通商産業省令（以下「規制命令」という。）に係る事務を処理する」に改め、「若しくは職員」の下に「であつてその事務に従事するもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（役員の解任の勧告等）

**第三十二条の二**　通商産業大臣は、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合又は輸出入組合の役員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員たるに適しない非行をしたと認めるときは、当該輸出組合、輸入組合又は輸出入組合に対し、これを解任すべき旨の勧告をすることができる。

2　前項の勧告があつたときは、当該輸出組合、輸入組合又は輸出入組合は、正当な理由がない限り当該勧告に係る役員を総会の議決で解任しなければならない。

第三十二条の二の次に次の一章を加える。

## 第七章　指定機関

（指定機関）

**第三十二条の三**　輸出業者は、貨物の種類ごとに政令で定める法人（以下「指定機関」という。）から購入したものでなければ、政令で定める種類の貨物（以下「指定貨物」という。）をその種類ごとに政令で定める仕向地（以下「指定仕向地」という。）に輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の政令は、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に係る適法な共同行為において輸出業者が当該貨物を購入すべき法人又は生産業者若しくは販売業者が当該貨物を販売し若しくは販売することを委託すべき法人を一に限つて定めており、かつ、次の各号に適合する場合において、輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため特に必要があり、かつ、適当であると認められるときに、当該特定の種類の貨物、当該法人及び当該特定の仕向地について定めるものとする。

一　輸出業者が当該法人から購入して当該仕向地に輸出している当該貨物の額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めていること。

二　当該法人が当該仕向地に輸出すべき当該貨物の購入（販売の受託を含む。以下同じ。）及び販売の業務を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有すること。

三　当該法人が申出をしたこと。

**第三十二条の四**　通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前条第一項の政令が制定されたときは、当該指定機関が当該指定仕向地に輸出すべ

き当該指定貨物の販売の業務を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。これに変更があつたときも、同様とする。

（業務）

**第三十二条の五**　指定機関は、当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の購入及び販売並びにこれに附帯する業務（以下「指定業務」という。）以外の業務を行つてはならない。ただし、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2　指定機関は、指定業務を誠実かつ公正に行わなければならない。

（業務の方法）

**第三十二条の六**　指定機関は、指定機関となつた後遅滞なく、指定業務について業務の方法を定め、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法には、当該指定貨物の購入及び販売の価格その他の取引条件並びに購入及び販売の方法を定めておかなければならない。

（事業計画等）

**第三十二条の七**　指定機関は、毎事業年度開始前に（指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

**第三十二条の八**　指定機関は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の許可を受けなければ、指定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（定款の変更等）

**第三十二条の九**　指定機関の役員の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の解任）

**第三十二条の十**　通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、指定機関の業務を行う役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は第三十二条の六第一項の認可を受けた業務の方法によらないで指定業務を行つたときは、これを解任することができる。

（監督命令）

**第三十二条の十一**　通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

**第三十二条の十二**　通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、指定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

**第三十二条の十三**　第三十二条の規定は、指定機関の役員又は職員であつて、指定業務に従事するものに準用する。

## 第八章　雑則

第三十三条第二項中「部分以外の部分」の下に「及びこれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、指定業務に関し指定機関が行う正当な行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

第三十四条第二項中「第五条の三第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十七条中「若しくは第二十一条」を「、第二十一条、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条の三第一項」に改める。

第三十八条第一項中「第六条第一項若しくは第二項又は第十八条（第二十七条において準用する場合を含む。）」を「第六条第一項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第七条の二第三項（第十九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十八条（第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第六条第三項」の下に「又は第三十二条の十」を加える。

**第四十一条の三**　前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十二条中「又は第二十八条第四項」を「若しくは第二十八条第四項」に改め、「命令」の下に「又は第三十二条の三第一項の規定」を加える。

**第四十一条の二**　第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するものが、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは、約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第四十一条の三**　前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十二条中「又は第二十八条第四項」を「若しくは第二十八条第四項」に改め、「命令」の下に「又は第三十二条の三第一項の規定」を加える。

第四十三条第四号中「第三十二条」の下に「（第三十二条の十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十四条の次に次の一条を加える。

**第四十四条の二**　次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。





ならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

**第三十二条の十三**　第三十二条の規定は、指定機関の役員又は職員であつて、指定業務に従事するものに準用する。

## 第八章　雑則

第三十三条第二項中「部分以外の部分」の下に「及びこれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、指定業務に関し指定機関が行う正当な行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

第三十四条第二項中「第五条の三第一項」の下に「又は第三十二条の六第一項」を加える。

第三十七条中「若しくは第二十一条」を「、第二十一条、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条の三第一項」に改める。

第三十八条第一項中「第六条第一項若しくは第二項

る。

一　第三十二条の五第一項の許可を受けないで、指定業務以外の業務を行つたとき。

二　第三十二条の六第一項又は第三十二条の七第一項の認可を受けないで、指定業務を行つたとき。

三　第三十二条の八第一項の許可を受けないで、指定業務を休止し、又は廃止したとき。

第四十五条第三号中「又は第百五条の四」を「若しくは第百五条の四又は第三十二条の十二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第四十五条の二**　次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十二条の七第二項の規定に違反して、同項に掲げる書類を提出せず、又は不実の記載をしたその書類を提出したとき。

二　第三十二条の十二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十六条の次に次の一条を加える。

**第四十六条の二**　指定機関が第三十二条の十一の規定による命令に違反した場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十一号の二中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

3　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号の六中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

4　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六の二中「認可する」を「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

第二十四条第一項第五号の三の二及び第二十七条第一項第十四号の三の二中「認可」の下に「及びその物資に係る指定機関の監督」を加える。

5　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号中「認可する」を「認可し、並びに指定機関を監督する」に改める。

（内閣総理大臣臨時代理・法務・大蔵・厚生大臣臨時代理・農林・通商産業・運輸大臣署名）





## 法律第百五十二号（昭三二・六・一）

## ◎有線放送電話に関する法律

（目的）

**第一条**　この法律は、有線放送電話業務の適正な運営を図ることによつて、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律で「有線放送電話役務」とは、有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線放送（以下単に「有線放送」という。）の業務を行うための有線電気通信設備及びこれに附置する送受話器その他の有線電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他これらの有線電気通信設備を他人の通信の用に供すること（有線放送たるものを除く。）をいう。

2　この法律で「有線放送電話業務」とは、有線放送電話役務を提供する業務をいう。

（業務の許可）

**第三条**　有線放送電話業務を行おうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

**第四条**　郵政大臣は、前条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一　その住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつている地域を業務区域とするものであること。

二　その業務区域が同一の市町村内にあること。

三　その業務及び当該有線放送の業務を営利を目的として行うものでないこと。

四　その業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五　その業務の用に供する設備にもつぱら通話の用に供するための線路がないこと。

六　その業務を行うことが公益上必要であり、かつ、適切であること。

（許可の有効期間）

**第五条**　第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して五年とする。

2　前項の期間は、その満了の際、第三条の許可を受けた者（以下「有線放送電話業者」という。）の申請により、延長することができる。

3　前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。ただし、再延長を妨げない。

（業務区域）

**第六条**　有線放送電話業者は、その業務区域外の場所にその業務の用に供する設備を設置し、これにより有線放送電話役務を提供してはならない。

2　有線放送電話業者は、その業務区域を拡張しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

3　第四条の規定は、前項の許可に準用する。

（契約約款の届出）

**第七条**　有線放送電話業者は、有線放送電話役務の料金その他の提供条件及び当該有線放送の業務の利用条件について契約約款を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

（線路）

**第八条**　有線放送電話業者は、もつぱら通話の用に供するための線路を設置してはならない。

（地位の承継）

**第九条**　有線放送電話業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、有線放送電話業者の地位を承継する。

2　前項の規定により有線放送電話業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（許可の取消）

**第十条**　郵政大臣は、有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその業務を開始せず、又は六月以上引き続きその業務を休止したときは、第三条の許可を取り消すことができる。

2　郵政大臣は、第六条第二項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその拡張した業務区域においてその業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

3　郵政大臣は、有線放送電話業者がこの法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条の許可を取り消すことができる。

4　郵政大臣は、前三項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその有線放送電話業者に送付しなければならない。

（報告）

**第十一条**　郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線放送電話業者からその業務に関し報告を求めることができる。

（聴聞）

**第十二条**　郵政大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該事案について証拠を提示し、人に対し、当該処分に係る者及び利害関係人に述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

**第十三条**　この法律の規定による郵政大臣の処分に不服がある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができる。

2　郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（罰則）

**第十四条**　第八条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**第十五条**　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第七条又は第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

**第十六条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

**附　則**

1　この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2　有線電気通信法の一部を次のように改正する。



第九条の次に次の一条を加える。

**第九条の二**　二以上の業務区域について有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第三条の許可を受けた者は、その一の業務区域内の有線放送電話業務（有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。）の用に供する設備と他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備とを相互に接続させてはならない。

2　有線放送電話業務の用に供する設備と公社又は会社の設置する有線電気通信設備とは、相互に接続させてはならない。

3　前二項の規定は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合は、適用しない。

第十条第一号中「前条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けたところに従つて有線放送電話業務を行うとき。

第二十五条第三号中「第九条第一項」の下に「又は第九条の二第一項若しくは第二項」を加える。

（郵便・内閣総理大臣臨時代理署名）



## 法律第百五十三号（昭三二・六・一）

## ◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、勤務地手当及び期末手当（秘書官にあつては、俸給、勤務地手当、期末手当及び勤勉手当）」を「及び期末手当（秘書官にあつては、俸給、期末手当及び勤勉手当）」に改める。

第四条を次のように改める。

**第四条**　削除

第五条から第七条まで中「及び勤務地手当」を削る。

第七条の二中「俸給及び勤務地手当の月額の合計額に一般職の職員の例により」を「俸給月額に一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により」に改める。

第七条の三中「俸給及び勤務地手当の月額の合計

額」を「俸給月額」に改める。

第十四条の前の見出しを「(調整措置)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第十五条** 常勤を要する国家公務員から引き続いて内閣総理大臣等(第一条第十六号及び第十七号に掲げる職員を除く。)となつた者のうち、その者の常勤を要する国家公務員としての在職期間が二十年をこえる者で政令で定めるものに対しては、そのこえる年数に応じ、かつ、一般職の職員及び他の特別職の職員の給与との権衡を考慮して、政令で定める金額の特別手当を支給することができる。

2 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の額については、第七条の二の規定により一般職の職員の例によるほか、同項の特別手当の額をその計算の基礎とするものとする。

別表第一中「五七、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、別表第二中大使の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 大使 | 五号俸 | 八八、〇〇〇円 |
| | 四号俸 | 八二、〇〇〇円 |
| | 三号俸 | 七八、〇〇〇円 |
| | 二号俸 | 七二、〇〇〇円 |
| | 一号俸 | 六六、〇〇〇円 |

別表第三を次のように改める。

**別表第三**

| 官職名 | 俸給月額 |
|---|---|
| 秘書官 八号俸 | 五一、〇〇〇円 |
| 七号俸 | 四六、五〇〇円 |
| 六号俸 | 四二、〇〇〇円 |
| 五号俸 | 三七、五〇〇円 |
| 四号俸 | 三三、〇〇〇円 |
| 三号俸 | 二八、五〇〇円 |
| 二号俸 | 二四、五〇〇円 |
| 一号俸 | 二〇、五〇〇円 |

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。ただし、別表第二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 内閣総理大臣等には、当分の間、暫定手当を支給する。

3 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の暫定手当の月額は、その俸給月額に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十二条に規定する支給地域の区分に応じ、その支給割合を乗じて得た額とする。

4 秘書官の暫定手当の月額は、一般職の職員の例に準じて大蔵大臣が定める額とする。

5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに内閣総理大臣等に支払われた昭和三十二年四月一日から同年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による給与の内払とみなす。

6 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の法第二条中「及び期末手当」とあるのは「、暫定手当及び期末手当」と、「俸給、」とあるのは「俸給、暫定手当、」と、改正後の法第五条から第七条まで中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」と、改正後の法第七条の二及び第七条の三中「俸給月額」とあるのは「俸給及び暫定手当の月額の合計額」と、改正後の法第十五条第二項中「期末手当」とあるのは「期末手当又は暫定手当」と、「例によるほか、同項」とあるのは「例により、又は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十三号)附則第三項の規定の例によるほか、前項」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

7 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「暫定手当」を「手当」に改める。

8 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「俸給及び勤務地手当のそれぞれ」を「俸給の」に改める。

9 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の外務公務員法第十二条第四項中「俸給の百分の八十」とあるのは「俸給及び暫定手当のそれぞれ百分の八十」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(内閣総理大臣臨時代理・各省大臣署名)

---

## 法律第百五十四号(昭三二・六・一)

### ◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「職務の級」を「職務の等級」に、「同一級内」を「同一等級内」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 削除

第五条第一項前段を削り、同条同項中「勤務地手当」を削る。

第六条を次のように改める。

**第六条** 俸給表の種類は、左に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表(別表第一)

イ 行政職俸給表(一)

ロ 行政職俸給表(二)

二 税務職俸給表(別表第二)

三 公安職俸給表(別表第三)

イ 公安職俸給表(一)

ロ 公安職俸給表(二)

四 海事職俸給表(別表第四)

イ 海事職俸給表(一)

ロ 海事職俸給表(二)

五 教育職俸給表(別表第五)

イ 教育職俸給表(一)

ロ 教育職俸給表(二)

ハ 教育職俸給表(三)

六 研究職俸給表(別表第六)

七 医療職俸給表(別表第七)

イ 医療職俸給表(一)

ロ 医療職俸給表(二)

ハ 医療職俸給表(三)

2 前項の俸給表(以下単に「俸給表」という。)は、第二十二条及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基きこれを俸給表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内

容は、人事院が定める。

第六条の二中「十五級に格付される官職及び教育職員級別俸給表の十二級に格付される官職」を「行政職俸給表(一)、教育職俸給表(一)、研究職俸給表及び医療職俸給表(一)の一等級の官職」に、「職員の俸給は、」を「職員の俸給月額は、第八条の規定にかかわらず、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、職員がその属する職務の等級の最高の号俸を受けるに至つた時から長期間を経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

第八条第八項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「職務の級」を「職務の等級」に、「その俸給月額を受けた期間が長期にわたるもの、」を「その俸給月額を受けるに至つた時から三十六月（行政職俸給表(二)の適用を受ける職員にあつては、二十四月）を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、」に、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、」を「人事院規則の定めるところにより、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第八項とし、同条第五項を同条第七項、第二項及び第四項を削り、同条第三項中「法令の趣旨に従い、」の下に「及び第六条第三項の規定に基く分類の基準に適合するように、」を加え、「職務の級」を「職務の等級」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の五項を加える。

2　職員の職務の等級は、前項の職員の職務の等級ごとの定数の範囲内で、且つ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

3　新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4　職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合又は一の官職から同じ職務の等級の他の官職に移つた場合における号俸の決定は、人事院規則の定めるところにより決定する。

5　前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号俸をこえて俸給月額を決定することができる。

6　職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、その号俸について俸給表に掲げる昇給期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。但し、第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その昇給期間を短縮することができる。

第九条第一項中「俸給月額」を「俸給の月額」に改める。

第十条を次のように改める。

（俸給の調整額）

**第十条**　人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2　前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

第十条の二中「第六条に規定する俸給表に掲げられている俸給額」を「俸給月額」に改める。

第十二条を次のように改める。



**第十二条**　削除

第十九条中「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。

第十九条の四第二項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十九条の五第二項中「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に、「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十九条の六中「勤務地手当」を削る。

第二十三条第二項から第五項まで中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

別表第七を削り、別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表（一）

| 号俸＼職務の等級 | 1等級 | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | | 6等級 | | 7等級 | | 8等級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 俸給月額 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 |
| | 円 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 57,600 | 42,200 | 12 | 30,300 | 12 | 20,300 | 12 | 15,300 | 12 | 11,400 | 12 | 9,200 | 12 | 6,100 | 12 |
| 2 | 60,000 | 44,400 | 12 | 32,000 | 12 | 21,400 | 12 | 16,300 | 12 | 12,300 | 12 | 9,800 | 12 | 6,300 | 12 |
| 3 | 62,400 | 46,600 | 12 | 33,700 | 12 | 22,600 | 12 | 17,300 | 12 | 13,300 | 12 | 10,600 | 12 | 6,600 | 12 |
| 4 | 64,800 | 48,800 | 12 | 35,400 | 12 | 23,800 | 12 | 18,300 | 12 | 14,300 | 12 | 11,400 | 12 | 7,000 | 12 |
| 5 | 67,200 | 51,000 | 12 | 37,100 | 12 | 25,000 | 12 | 19,300 | 12 | 15,300 | 12 | 12,300 | 12 | 7,400 | 12 |
| 6 | 69,600 | 53,200 | 12 | 38,800 | 12 | 26,200 | 12 | 20,300 | 12 | 16,300 | 12 | 13,300 | 12 | 8,000 | 12 |
| 7 | 72,000 | 55,400 | 15 | 40,500 | 12 | 27,500 | 12 | 21,400 | 12 | 17,300 | 12 | 14,300 | 12 | 8,600 | 12 |
| 8 | | 57,600 | 18 | 42,200 | 15 | 28,900 | 12 | 22,600 | 15 | 18,300 | 12 | 15,300 | 12 | 9,200 | 12 |
| 9 | | 60,000 | 21 | 44,400 | 18 | 30,300 | 12 | 23,800 | 15 | 19,300 | 15 | 16,300 | 12 | 9,800 | 12 |
| 10 | | 62,400 | 24 | 46,600 | 21 | 32,000 | 15 | 25,000 | 15 | 20,300 | 15 | 17,300 | 15 | 10,600 | 15 |
| 11 | | 64,800 | | 48,800 | 24 | 33,700 | 15 | 26,200 | 18 | 21,400 | 18 | 18,300 | 18 | 11,400 | 18 |
| 12 | | | | 51,000 | | 35,400 | 18 | 27,500 | 21 | 22,600 | 18 | 19,300 | 18 | 12,300 | 18 |
| 13 | | | | | | 37,100 | 21 | 28,900 | 24 | 23,800 | 21 | 20,300 | 21 | 13,300 | 21 |
| 14 | | | | | | 38,800 | 24 | 30,300 | | 25,000 | 24 | 21,400 | 24 | 14,300 | 24 |
| 15 | | | | | | 40,500 | | | | 26,200 | | 22,600 | | 15,300 | |

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。





ロ　行政職俸給表（二）

| 号俸＼職務の等級 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 |
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 16,300 | 9 | 11,500 | 9 | 9,200 | 9 | 6,200 | 9 | 5,300 | 6 |
| 2 | 16,900 | 9 | 12,100 | 9 | 9,700 | 9 | 6,500 | 9 | 5,400 | 6 |
| 3 | 17,500 | 9 | 12,700 | 9 | 10,300 | 9 | 6,800 | 9 | 5,500 | 6 |
| 4 | 18,100 | 9 | 13,300 | 9 | 10,900 | 9 | 7,100 | 9 | 5,600 | 6 |
| 5 | 18,700 | 9 | 13,900 | 9 | 11,500 | 9 | 7,400 | 9 | 5,700 | 6 |
| 6 | 19,300 | 9 | 14,500 | 9 | 12,100 | 9 | 7,800 | 9 | 5,800 | 6 |
| 7 | 19,900 | 9 | 15,100 | 9 | 12,700 | 9 | 8,200 | 9 | 5,900 | 6 |
| 8 | 20,500 | 9 | 15,700 | 9 | 13,300 | 9 | 8,700 | 9 | 6,000 | 6 |
| 9 | 21,100 | 9 | 16,300 | 9 | 13,900 | 12 | 9,200 | 9 | 6,200 | 9 |
| 10 | 21,700 | 9 | 16,900 | 9 | 14,500 | 12 | 9,700 | 12 | 6,500 | 9 |
| 11 | 22,300 | 12 | 17,500 | 9 | 15,100 | 12 | 10,300 | 12 | 6,800 | 9 |
| 12 | 22,900 | 12 | 18,100 | 9 | 15,700 | 12 | 10,900 | 12 | 7,100 | 9 |
| 13 | 23,500 | 12 | 18,700 | 12 | 16,300 | 12 | 11,500 | 12 | 7,400 | 12 |
| 14 | 24,100 | 12 | 19,300 | 12 | 16,900 | 12 | 12,100 | 12 | 7,800 | 12 |
| 15 | 24,700 | 12 | 19,900 | 12 | 17,500 | 15 | 12,700 | 15 | 8,200 | 12 |
| 16 | 25,300 | 12 | 20,500 | 12 | 18,100 | 15 | 13,300 | 15 | 8,700 | 12 |
| 17 | 25,900 | 15 | 21,100 | 12 | 18,700 | 15 | 13,900 | 15 | 9,200 | 12 |
| 18 | 26,500 | 15 | 21,700 | 12 | 19,300 | 15 | 14,500 | 15 | 9,700 | 15 |
| 19 | 27,100 | 15 | 22,300 | 15 | 19,900 | 15 | 15,100 | 15 | 10,300 | 15 |
| 20 | 27,700 | 15 | 22,900 | 15 | 20,500 | 15 | 15,700 | 15 | 10,900 | 15 |
| 21 | 28,300 | 15 | 23,500 | 15 | 21,100 | 15 | 16,300 | 15 | 11,500 | 15 |
| 22 | 28,900 | 15 | 24,100 | 15 | 21,700 | 18 | 16,900 | 15 | 12,100 | 15 |
| 23 | 29,500 | 15 | 24,700 | 15 | 22,300 | 18 | 17,500 | 15 | 12,700 | 15 |
| 24 | 30,100 | 18 | 25,300 | 18 | 22,900 | 18 | 18,100 | 18 | 13,300 | 15 |
| 25 | 30,700 | 18 | 25,900 | 18 | 23,500 | 18 | 18,700 | 18 | 13,900 | 15 |
| 26 | 31,300 | | 26,500 | | 24,100 | | 19,300 | 18 | 14,500 | 15 |
| 27 | | | | | | | 19,900 | 18 | 15,100 | 15 |
| 28 | | | | | | | 20,500 | | 15,700 | 15 |
| 29 | | | | | | | | | 16,300 | 18 |
| 30 | | | | | | | | | 16,900 | 18 |
| 31 | | | | | | | | | 17,500 | 18 |
| 32 | | | | | | | | | 18,100 | 18 |
| 33 | | | | | | | | | 18,700 | |

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表　㈠

| 号俸＼職務の等級 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | | 6等級 | | 7等級 | | 8等級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 |
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 37,100 | 12 | 30,300 | 12 | 22,600 | 12 | 17,300 | 12 | 13,300 | 12 | 10,600 | 12 | 7,000 | 12 | 5,900 | 12 |
| 2 | 38,800 | 12 | 32,000 | 12 | 23,800 | 12 | 18,300 | 12 | 14,300 | 12 | 11,400 | 12 | 7,400 | 12 | 6,100 | 12 |
| 3 | 40,500 | 12 | 33,700 | 12 | 25,000 | 12 | 19,300 | 12 | 15,300 | 12 | 12,300 | 12 | 8,000 | 12 | 6,300 | 12 |
| 4 | 42,200 | 15 | 35,400 | 12 | 26,200 | 12 | 20,300 | 12 | 16,300 | 12 | 13,300 | 12 | 8,600 | 12 | 6,600 | 12 |
| 5 | 44,400 | 18 | 37,100 | 15 | 27,500 | 12 | 21,400 | 12 | 17,300 | 12 | 14,300 | 12 | 9,200 | 12 | 7,000 | 12 |
| 6 | 46,600 | 21 | 38,800 | 18 | 28,900 | 12 | 22,600 | 12 | 18,300 | 12 | 15,300 | 12 | 9,800 | 12 | 7,400 | 12 |
| 7 | 48,800 | 24 | 40,500 | 18 | 30,300 | 12 | 23,800 | 12 | 19,300 | 12 | 16,300 | 12 | 10,600 | 12 | 8,000 | 12 |
| 8 | 51,000 | | 42,200 | 24 | 32,000 | 15 | 25,000 | 15 | 20,300 | 12 | 17,300 | 12 | 11,400 | 12 | 8,600 | 12 |
| 9 | | | 44,400 | 24 | 33,700 | 15 | 26,200 | 15 | 21,400 | 15 | 18,300 | 12 | 12,300 | 12 | 9,200 | 12 |
| 10 | | | 46,600 | | 35,400 | 18 | 27,500 | 15 | 22,600 | 15 | 19,300 | 15 | 13,300 | 15 | 9,800 | 12 |
| 11 | | | | | 37,100 | 21 | 28,900 | 18 | 23,800 | 18 | 20,300 | 18 | 14,300 | 15 | 10,600 | 12 |
| 12 | | | | | 38,800 | 24 | 30,300 | 21 | 25,000 | 18 | 21,400 | 18 | 15,300 | 15 | 11,400 | 12 |
| 13 | | | | | 40,500 | | 32,000 | 24 | 26,200 | 21 | 22,600 | 21 | 16,300 | 15 | 12,300 | 15 |
| 14 | | | | | | | 33,700 | | 27,500 | 24 | 23,800 | 24 | 17,300 | 18 | 13,300 | 18 |
| 15 | | | | | | | | | 28,900 | | 25,000 | | 18,300 | 18 | 14,300 | 18 |
| 16 | | | | | | | | | | | | | 19,300 | 18 | 15,300 | 21 |
| 17 | | | | | | | | | | | | | 20,300 | 21 | 16,300 | 21 |
| 18 | | | | | | | | | | | | | 21,400 | 24 | 17,300 | 24 |
| 19 | | | | | | | | | | | | | 22,600 | 24 | 18,300 | 24 |
| 20 | | | | | | | | | | | | | 23,800 | | 19,300 | |

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表　㈠

| 号俸＼職務の等級 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 |
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 32,600 | 12 | 22,800 | 12 | 16,800 | 12 | 11,800 | 12 | 7,400 | 12 |
| 2 | 34,200 | 12 | 24,200 | 12 | 18,000 | 12 | 12,800 | 12 | 8,000 | 12 |
| 3 | 35,800 | 12 | 25,600 | 12 | 19,200 | 12 | 13,800 | 12 | 8,600 | 12 |
| 4 | 37,400 | 12 | 27,000 | 12 | 20,400 | 12 | 14,800 | 12 | 9,200 | 12 |
| 5 | 39,000 | 12 | 28,400 | 12 | 21,600 | 12 | 15,800 | 12 | 10,000 | 12 |
| 6 | 40,600 | 12 | 29,800 | 12 | 22,800 | 12 | 16,800 | 12 | 10,800 | 12 |
| 7 | 42,200 | 12 | 31,200 | 12 | 24,200 | 12 | 18,000 | 12 | 11,800 | 12 |
| 8 | 43,800 | 12 | 32,600 | 12 | 25,600 | 12 | 19,200 | 15 | 12,800 | 12 |
| 9 | 45,400 | 15 | 34,200 | 12 | 27,000 | 15 | 20,400 | 15 | 13,800 | 15 |
| 10 | 47,000 | 18 | 35,800 | 15 | 28,400 | 15 | 21,600 | 15 | 14,800 | 15 |
| 11 | 48,600 | 21 | 37,400 | 15 | 29,800 | 15 | 22,800 | 18 | 15,800 | 15 |
| 12 | 50,200 | 24 | 39,000 | 18 | 31,200 | 18 | 24,200 | 18 | 16,800 | 18 |
| 13 | 51,800 | 24 | 40,600 | 21 | 32,600 | 21 | 25,600 | 18 | 18,000 | 18 |
| 14 | 53,400 | | 42,200 | 24 | 34,200 | 24 | 27,000 | 21 | 19,200 | 18 |
| 15 | | | 43,800 | | 35,800 | | 28,400 | 24 | 20,400 | 18 |
| 16 | | | | | | | 29,800 | | 21,600 | 18 |
| 17 | | | | | | | | | 22,800 | 21 |
| 18 | | | | | | | | | 24,200 | 24 |
| 19 | | | | | | | | | 25,600 | |

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。





別表第二　税務職俸給表

| 号俸＼職務の等級 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | | 6等級 | | 7等級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 |
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 37,100 | 12 | 30,300 | 12 | 22,600 | 12 | 17,300 | 12 | 13,300 | 12 | 10,600 | 12 | 6,700 | 12 |
| 2 | 38,800 | 12 | 32,000 | 12 | 23,800 | 12 | 18,300 | 12 | 14,300 | 12 | 11,400 | 12 | 7,200 | 12 |
| 3 | 40,500 | 12 | 33,700 | 12 | 25,000 | 12 | 19,300 | 12 | 15,300 | 12 | 12,300 | 12 | 7,700 | 12 |
| 4 | 42,200 | 15 | 35,400 | 12 | 26,200 | 12 | 20,300 | 12 | 16,300 | 12 | 13,300 | 12 | 8,200 | 12 |
| 5 | 44,400 | 18 | 37,100 | 15 | 27,500 | 12 | 21,400 | 12 | 17,300 | 12 | 14,300 | 12 | 8,800 | 12 |
| 6 | 46,600 | 21 | 38,800 | 18 | 28,900 | 12 | 22,600 | 12 | 18,300 | 12 | 15,300 | 12 | 9,400 | 12 |
| 7 | 48,800 | 24 | 40,500 | 18 | 30,300 | 12 | 23,800 | 12 | 19,300 | 12 | 16,300 | 12 | 10,000 | 12 |
| 8 | 51,000 | | 42,200 | 24 | 32,000 | 15 | 25,000 | 15 | 20,300 | 12 | 17,300 | 12 | 10,600 | 12 |
| 9 | | | 44,400 | 24 | 33,700 | 15 | 26,200 | 15 | 21,400 | 15 | 18,300 | 12 | 11,400 | 12 |
| 10 | | | 46,600 | | 35,400 | 18 | 27,500 | 15 | 22,600 | 15 | 19,300 | 15 | 12,300 | 15 |
| 11 | | | | | 37,100 | 21 | 28,900 | 18 | 23,800 | 18 | 20,300 | 18 | 13,300 | 18 |
| 12 | | | | | 38,800 | 24 | 30,300 | 21 | 25,000 | 18 | 21,400 | 18 | 14,300 | 21 |
| 13 | | | | | 40,500 | | 32,000 | 24 | 26,200 | 21 | 22,600 | 21 | 15,300 | 24 |
| 14 | | | | | | | 33,700 | | 27,500 | 24 | 23,800 | 24 | 16,300 | |
| 15 | | | | | | | | | 28,900 | | 25,000 | | | |

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表　㈠

| 号俸＼職務の等級 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | | 6等級 | | 7等級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 |
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 37,100 | 12 | 30,300 | 12 | 22,600 | 12 | 15,300 | 12 | 10,600 | 12 | 8,600 | 12 | 7,300 | 12 |
| 2 | 38,800 | 12 | 32,000 | 12 | 23,800 | 12 | 16,300 | 12 | 11,400 | 12 | 9,200 | 12 | 7,700 | 12 |
| 3 | 40,500 | 12 | 33,700 | 12 | 25,000 | 12 | 17,300 | 12 | 12,300 | 12 | 9,800 | 12 | 8,100 | 12 |
| 4 | 42,200 | 15 | 35,400 | 12 | 26,200 | 12 | 18,300 | 12 | 13,300 | 12 | 10,600 | 12 | 8,600 | 12 |
| 5 | 44,400 | 18 | 37,100 | 15 | 27,500 | 12 | 19,300 | 12 | 14,300 | 12 | 11,400 | 12 | 9,200 | 12 |
| 6 | 46,600 | 21 | 38,800 | 18 | 28,900 | 12 | 20,300 | 12 | 15,300 | 12 | 12,300 | 12 | 9,800 | 12 |
| 7 | 48,800 | 24 | 40,500 | 18 | 30,300 | 12 | 21,400 | 12 | 16,300 | 12 | 13,300 | 12 | 10,600 | 12 |
| 8 | 51,000 | | 42,200 | 24 | 32,000 | 15 | 22,600 | 12 | 17,300 | 12 | 14,300 | 12 | 11,400 | 12 |
| 9 | | | 44,400 | 24 | 33,700 | 15 | 23,800 | 12 | 18,300 | 12 | 15,300 | 12 | 12,300 | 12 |
| 10 | | | 46,600 | | 35,400 | 18 | 25,000 | 15 | 19,300 | 15 | 16,300 | 12 | 13,300 | 12 |
| 11 | | | | | 37,100 | 21 | 26,200 | 15 | 20,300 | 15 | 17,300 | 12 | 14,300 | 12 |
| 12 | | | | | 38,800 | 24 | 27,500 | 15 | 21,400 | 18 | 18,300 | 15 | 15,300 | 12 |
| 13 | | | | | 40,500 | | 28,900 | 18 | 22,600 | 18 | 19,300 | 15 | 16,300 | 12 |
| 14 | | | | | | | 30,300 | 21 | 23,800 | 21 | 20,300 | 18 | 17,300 | 12 |
| 15 | | | | | | | 32,000 | 24 | 25,000 | 21 | 21,400 | 18 | 18,300 | 15 |
| 16 | | | | | | | 33,700 | | 26,200 | 24 | 22,600 | 21 | 19,300 | 15 |
| 17 | | | | | | | | | 27,500 | 24 | 23,800 | 21 | 20,300 | 18 |
| 18 | | | | | | | | | 28,900 | | 25,000 | 24 | 21,400 | 21 |
| 19 | | | | | | | | | | | 26,200 | 24 | 22,600 | 21 |
| 20 | | | | | | | | | | | 27,500 | | 23,800 | 24 |
| 21 | | | | | | | | | | | | | 25,000 | 24 |
| 22 | | | | | | | | | | | | | 26,200 | |

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表㈠

| 俸号 ＼ 職務の等級 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | | 6等級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 俸給月額 | | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 |
| | 円 | | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 57,600 | | 30,000 | 12 | 19,400 | 12 | 15,800 | 12 | 9,800 | 12 | 7,400 | 12 |
| 2 | 60,000 | | 31,600 | 12 | 20,800 | 12 | 17,000 | 12 | 10,800 | 12 | 8,000 | 12 |
| 3 | 62,400 | | 33,200 | 12 | 22,200 | 12 | 18,200 | 12 | 11,800 | 12 | 8,600 | 12 |
| 4 | 64,800 | | 34,800 | 12 | 23,600 | 12 | 19,400 | 12 | 12,800 | 12 | 9,200 | 12 |
| 5 | 67,200 | | 36,400 | 12 | 25,200 | 12 | 20,800 | 12 | 13,800 | 12 | 9,800 | 12 |
| 6 | 69,600 | | 38,000 | 12 | 26,800 | 12 | 22,200 | 12 | 14,800 | 12 | 10,800 | 12 |
| 7 | 72,000 | | 39,600 | 12 | 28,400 | 12 | 23,600 | 15 | 15,800 | 15 | 11,800 | 12 |
| 8 | | | 41,200 | 12 | 30,000 | 12 | 25,200 | 15 | 17,000 | 15 | 12,800 | 12 |
| 9 | | | 42,800 | 12 | 31,600 | 12 | 26,800 | 15 | 18,200 | 15 | 13,800 | 12 |
| 10 | | | 44,400 | 12 | 33,200 | 15 | 28,400 | 15 | 19,400 | 15 | 14,800 | 12 |
| 11 | | | 46,000 | 12 | 34,800 | 15 | 30,000 | 15 | 20,800 | 15 | 15,800 | 15 |
| 12 | | | 47,600 | 15 | 36,400 | 15 | 31,600 | 15 | 22,200 | 15 | 17,000 | 15 |
| 13 | | | 49,600 | 15 | 38,000 | 15 | 33,200 | 15 | 23,600 | 18 | 18,200 | 15 |
| 14 | | | 51,600 | 15 | 39,600 | 15 | 34,800 | 15 | 25,200 | 18 | 19,400 | 18 |
| 15 | | | 53,600 | 15 | 41,200 | 15 | 36,400 | 15 | 26,800 | 18 | 20,800 | 18 |
| 16 | | | 55,600 | 15 | 42,800 | 18 | 38,000 | 15 | 28,400 | 18 | 22,200 | 18 |
| 17 | | | 57,600 | 18 | 44,400 | 21 | 39,600 | 15 | 30,000 | 21 | 23,600 | 21 |
| 18 | | | 60,000 | 21 | 46,000 | 21 | 41,200 | 18 | 31,600 | 21 | 25,200 | 21 |
| 19 | | | 62,400 | 24 | 47,600 | 24 | 42,800 | 21 | 33,200 | 24 | 26,800 | 24 |
| 20 | | | 64,800 | | 49,600 | | 44,400 | 24 | 34,800 | 24 | 28,400 | 24 |
| 21 | | | | | | | 46,000 | 24 | 36,400 | | 30,000 | |
| 22 | | | | | | | 47,600 | | | | | |

備考　㈠　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

㈡　この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

㈢　大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の13号俸、14号俸、15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

㈣　大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の11号俸、12号俸、13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。



ロ　海事職俸給表㈡

| 俸号 ＼ 職務の等級 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 | 俸給月額 | 昇給期間 |
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 16,800 | 12 | 11,800 | 12 | 8,200 | 12 | 5,900 | 12 |
| 2 | 17,800 | 12 | 12,800 | 12 | 8,800 | 12 | 6,100 | 12 |
| 3 | 18,800 | 12 | 13,800 | 12 | 9,400 | 12 | 6,400 | 12 |
| 4 | 19,800 | 12 | 14,800 | 12 | 10,200 | 12 | 6,800 | 12 |
| 5 | 20,800 | 12 | 15,800 | 12 | 11,000 | 12 | 7,200 | 12 |
| 6 | 21,800 | 15 | 16,800 | 12 | 11,800 | 12 | 7,600 | 12 |
| 7 | 22,800 | 15 | 17,800 | 12 | 12,800 | 12 | 8,200 | 12 |
| 8 | 23,800 | 15 | 18,800 | 12 | 13,800 | 12 | 8,800 | 12 |
| 9 | 24,800 | 15 | 19,800 | 15 | 14,800 | 15 | 9,400 | 12 |
| 10 | 25,800 | 18 | 20,800 | 15 | 15,800 | 15 | 10,200 | 12 |
| 11 | 26,800 | 18 | 21,800 | 15 | 16,800 | 15 | 11,000 | 12 |
| 12 | 27,800 | 18 | 22,800 | 18 | 17,800 | 18 | 11,800 | 15 |
| 13 | 28,800 | 18 | 23,800 | 18 | 18,800 | 18 | 12,800 | 15 |
| 14 | 29,800 | 18 | 24,800 | 18 | 19,800 | 18 | 13,800 | 15 |
| 15 | 30,800 | 21 | 25,800 | 21 | 20,800 | 18 | 14,800 | 18 |
| 16 | 31,800 | 21 | 26,800 | 21 | 21,800 | 21 | 15,800 | 18 |
| 17 | 32,800 | 24 | 27,800 | 24 | 22,800 | 21 | 16,800 | 21 |
| 18 | 33,800 | 24 | 28,800 | 24 | 23,800 | 24 | 17,800 | 21 |
| 19 | 34,800 | | 29,800 | | 24,800 | 24 | 18,800 | 24 |
| 20 | | | | | 25,800 | | 19,800 | 24 |
| 21 | | | | | | | 20,800 | |

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表㈠の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

| 職務の等級 / 号俸 | 1等級 俸給月額 | 1等級 昇給期間 | 2等級 俸給月額 | 2等級 昇給期間 | 3等級 俸給月額 | 3等級 昇給期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 25,800 | 12 | 9,800 | 12 | 6,600 | 12 |
| 2 | 27,000 | 12 | 10,800 | 12 | 7,000 | 12 |
| 3 | 28,200 | 12 | 11,800 | 12 | 7,400 | 12 |
| 4 | 29,400 | 12 | 12,800 | 12 | 8,000 | 12 |
| 5 | 30,600 | 12 | 13,800 | 12 | 8,600 | 12 |
| 6 | 31,800 | 12 | 14,800 | 12 | 9,200 | 12 |
| 7 | 33,300 | 12 | 15,800 | 12 | 9,800 | 12 |
| 8 | 34,800 | 12 | 16,800 | 12 | 10,800 | 12 |
| 9 | 36,300 | 12 | 17,800 | 12 | 11,800 | 12 |
| 10 | 37,800 | 12 | 18,800 | 12 | 12,800 | 12 |
| 11 | 39,300 | 12 | 19,800 | 12 | 13,800 | 12 |
| 12 | 40,800 | 12 | 20,800 | 12 | 14,800 | 12 |
| 13 | 42,300 | 12 | 21,800 | 12 | 15,800 | 12 |
| 14 | 43,800 | 15 | 22,800 | 12 | 16,800 | 12 |
| 15 | 45,300 | 15 | 23,800 | 12 | 17,800 | 12 |
| 16 | 46,800 | 18 | 24,800 | 12 | 18,800 | 15 |
| 17 | 48,300 | 21 | 25,800 | 12 | 19,800 | 15 |
| 18 | 49,800 | 21 | 27,000 | 12 | 20,800 | 15 |
| 19 | 51,300 | 24 | 28,200 | 12 | 21,800 | 15 |
| 20 | 52,800 | | 29,400 | 12 | 22,800 | 18 |
| 21 | | | 30,600 | 12 | 23,800 | 18 |
| 22 | | | 31,800 | 15 | 24,800 | 18 |
| 23 | | | 33,300 | 15 | 25,800 | 24 |
| 24 | | | 34,800 | 15 | 27,000 | 24 |
| 25 | | | 36,300 | 15 | 28,200 | |
| 26 | | | 37,800 | 15 | | |
| 27 | | | 39,300 | 15 | | |
| 28 | | | 40,800 | 18 | | |
| 29 | | | 42,300 | 21 | | |
| 30 | | | 43,800 | 21 | | |
| 31 | | | 45,300 | 24 | | |
| 32 | | | 46,800 | | | |

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。





ハ　教育職俸給表(三)

| 職務の等級 / 号俸 | 1等級 俸給月額 | 1等級 昇給期間 | 2等級 俸給月額 | 2等級 昇給期間 | 3等級 俸給月額 | 3等級 昇給期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 20,300 | 12 | 8,000 | 12 | 6,600 | 12 |
| 2 | 21,300 | 12 | 8,600 | 12 | 7,000 | 12 |
| 3 | 22,300 | 12 | 9,200 | 12 | 7,400 | 12 |
| 4 | 23,300 | 12 | 9,800 | 12 | 8,000 | 12 |
| 5 | 24,300 | 12 | 10,600 | 12 | 8,600 | 12 |
| 6 | 25,300 | 12 | 11,400 | 12 | 9,200 | 12 |
| 7 | 26,400 | 12 | 12,300 | 12 | 9,800 | 12 |
| 8 | 27,600 | 12 | 13,300 | 12 | 10,600 | 12 |
| 9 | 28,800 | 12 | 14,300 | 12 | 11,400 | 12 |
| 10 | 30,000 | 12 | 15,300 | 12 | 12,300 | 12 |
| 11 | 31,200 | 12 | 16,300 | 12 | 13,300 | 12 |
| 12 | 32,400 | 12 | 17,300 | 12 | 14,300 | 12 |
| 13 | 33,600 | 12 | 18,300 | 12 | 15,300 | 12 |
| 14 | 34,800 | 12 | 19,300 | 12 | 16,300 | 15 |
| 15 | 36,000 | 12 | 20,300 | 12 | 17,300 | 15 |
| 16 | 37,200 | 15 | 21,300 | 12 | 18,300 | 18 |
| 17 | 38,700 | 15 | 22,300 | 12 | 19,300 | 18 |
| 18 | 40,200 | 15 | 23,300 | 12 | 20,300 | 21 |
| 19 | 41,700 | 18 | 24,300 | 12 | 21,300 | 21 |
| 20 | 43,200 | 21 | 25,300 | 12 | 22,300 | 24 |
| 21 | 44,700 | 21 | 26,400 | 15 | 23,300 | |
| 22 | 46,200 | 24 | 27,600 | 15 | | |
| 23 | 47,700 | | 28,800 | 15 | | |
| 24 | | | 30,000 | 15 | | |
| 25 | | | 31,200 | 15 | | |
| 26 | | | 32,400 | 15 | | |
| 27 | | | 33,600 | 15 | | |
| 28 | | | 34,800 | 15 | | |
| 29 | | | 36,000 | 18 | | |
| 30 | | | 37,200 | 21 | | |
| 31 | | | 38,700 | 21 | | |
| 32 | | | 40,200 | 24 | | |
| 33 | | | 41,700 | | | |

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

| 職務の等級 / 俸号 | 1等級 俸給月額 | 2等級 俸給月額 | 2等級 昇給期間 | 3等級 俸給月額 | 3等級 昇給期間 | 4等級 俸給月額 | 4等級 昇給期間 | 5等級 俸給月額 | 5等級 昇給期間 | 6等級 俸給月額 | 6等級 昇給期間 | 7等級 俸給月額 | 7等級 昇給期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 57,600 | 37,100 | 12 | 26,200 | 12 | 18,300 | 12 | 10,600 | 12 | 9,200 | 12 | 6,100 | 12 |
| 2 | 60,000 | 38,800 | 12 | 27,500 | 12 | 19,300 | 12 | 11,400 | 12 | 9,800 | 12 | 6,300 | 12 |
| 3 | 62,400 | 40,500 | 12 | 28,900 | 12 | 20,300 | 12 | 12,300 | 12 | 10,600 | 12 | 6,600 | 12 |
| 4 | 64,800 | 42,200 | 12 | 30,300 | 12 | 21,400 | 12 | 13,300 | 12 | 11,400 | 12 | 7,000 | 12 |
| 5 | 67,200 | 44,400 | 12 | 32,000 | 12 | 22,600 | 12 | 14,300 | 12 | 12,300 | 12 | 7,400 | 12 |
| 6 | 69,600 | 46,600 | 12 | 33,700 | 12 | 23,800 | 12 | 15,300 | 12 | 13,300 | 12 | 8,000 | 12 |
| 7 | 72,000 | 48,800 | 12 | 35,400 | 12 | 25,000 | 12 | 16,300 | 12 | 14,300 | 12 | 8,600 | 12 |
| 8 | | 51,000 | 15 | 37,100 | 12 | 26,200 | 12 | 17,300 | 12 | 15,300 | 12 | 9,200 | 12 |
| 9 | | 53,200 | 18 | 38,800 | 12 | 27,500 | 12 | 18,300 | 12 | 16,300 | 12 | 9,800 | 12 |
| 10 | | 55,400 | 21 | 40,500 | 12 | 28,900 | 12 | 19,300 | 12 | 17,300 | 12 | 10,600 | 15 |
| 11 | | 57,600 | 24 | 42,200 | 15 | 30,300 | 12 | 20,300 | 12 | 18,300 | 12 | 11,400 | 18 |
| 12 | | 60,000 | | 44,400 | 18 | 32,000 | 15 | 21,400 | 12 | 19,300 | 15 | 12,300 | 18 |
| 13 | | | | 46,600 | 21 | 33,700 | 15 | 22,600 | 12 | 20,300 | 15 | 13,300 | 21 |
| 14 | | | | 48,800 | 24 | 35,400 | 15 | 23,800 | 12 | 21,400 | 18 | 14,300 | 24 |
| 15 | | | | 51,000 | | 37,100 | 18 | 25,000 | 12 | 22,600 | 18 | 15,300 | |
| 16 | | | | | | 38,800 | 18 | 26,200 | 12 | 23,800 | 18 | | |
| 17 | | | | | | 40,500 | 18 | 27,500 | 15 | 25,000 | 21 | | |
| 18 | | | | | | 42,200 | 24 | 28,900 | 15 | 26,200 | 21 | | |
| 19 | | | | | | 44,400 | 24 | 30,300 | 18 | 27,500 | 24 | | |
| 20 | | | | | | 46,600 | | 32,000 | 18 | 28,900 | 24 | | |
| 21 | | | | | | | | 33,700 | 21 | 30,300 | | | |
| 22 | | | | | | | | 35,400 | 24 | | | | |
| 23 | | | | | | | | 37,100 | 24 | | | | |
| 24 | | | | | | | | 38,800 | | | | | |

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。





別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

| 職務の等級 / 俸号 | 1等級 俸給月額 | 2等級 俸給月額 | 2等級 昇給期間 | 3等級 俸給月額 | 3等級 昇給期間 | 4等級 俸給月額 | 4等級 昇給期間 | 5等級 俸給月額 | 5等級 昇給期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 57,600 | 38,000 | 12 | 26,800 | 12 | 18,200 | 12 | 10,800 | 12 |
| 2 | 60,000 | 39,600 | 12 | 28,400 | 12 | 19,400 | 12 | 11,800 | 12 |
| 3 | 62,400 | 41,200 | 12 | 30,000 | 12 | 20,800 | 12 | 12,800 | 12 |
| 4 | 64,800 | 42,800 | 12 | 31,600 | 12 | 22,200 | 12 | 13,800 | 12 |
| 5 | 67,200 | 44,400 | 12 | 33,200 | 12 | 23,600 | 12 | 14,800 | 12 |
| 6 | 69,600 | 46,000 | 12 | 34,800 | 12 | 25,200 | 12 | 15,800 | 12 |
| 7 | 72,000 | 47,600 | 12 | 36,400 | 12 | 26,800 | 12 | 17,000 | 12 |
| 8 | | 49,600 | 12 | 38,000 | 12 | 28,400 | 12 | 18,200 | 12 |
| 9 | | 51,600 | 15 | 39,600 | 15 | 30,000 | 12 | 19,400 | 12 |
| 10 | | 53,600 | 18 | 41,200 | 15 | 31,600 | 15 | 20,800 | 12 |
| 11 | | 55,600 | 21 | 42,800 | 18 | 33,200 | 15 | 22,200 | 12 |
| 12 | | 57,600 | 24 | 44,400 | 18 | 34,800 | 15 | 23,600 | 15 |
| 13 | | 60,000 | | 46,000 | 18 | 36,400 | 15 | 25,200 | 15 |
| 14 | | | | 47,600 | 21 | 38,000 | 18 | 26,800 | 15 |
| 15 | | | | 49,600 | 24 | 39,600 | 18 | 28,400 | 15 |
| 16 | | | | 51,600 | | 41,200 | 18 | 30,000 | 15 |
| 17 | | | | | | 42,800 | 21 | 31,600 | 15 |
| 18 | | | | | | 44,400 | 24 | 33,200 | 15 |
| 19 | | | | | | 46,000 | | 34,800 | 18 |
| 20 | | | | | | | | 36,400 | 21 |
| 21 | | | | | | | | 38,000 | 24 |
| 22 | | | | | | | | 39,600 | |

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

| 職務の等級 ＼ 号俸 | 1等級 俸給月額 | 1等級 昇給期間 | 2等級 俸給月額 | 2等級 昇給期間 | 3等級 俸給月額 | 3等級 昇給期間 | 4等級 俸給月額 | 4等級 昇給期間 | 5等級 俸給月額 | 5等級 昇給期間 | 6等級 俸給月額 | 6等級 昇給期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 33,700 | 12 | 23,800 | 12 | 13,300 | 12 | 9,200 | 12 | 7,400 | 12 | 6,300 | 12 |
| 2 | 35,400 | 12 | 25,000 | 12 | 14,300 | 12 | 9,800 | 12 | 8,000 | 12 | 6,600 | 12 |
| 3 | 37,100 | 12 | 26,200 | 12 | 15,300 | 12 | 10,600 | 12 | 8,600 | 12 | 7,000 | 12 |
| 4 | 38,800 | 15 | 27,500 | 12 | 16,300 | 12 | 11,400 | 12 | 9,200 | 12 | 7,400 | 12 |
| 5 | 40,500 | 15 | 28,900 | 12 | 17,300 | 12 | 12,300 | 12 | 9,800 | 12 | 8,000 | 12 |
| 6 | 42,200 | 18 | 30,300 | 12 | 18,300 | 12 | 13,300 | 12 | 10,600 | 12 | 8,600 | 12 |
| 7 | 44,400 | 21 | 32,000 | 15 | 19,300 | 12 | 14,300 | 12 | 11,400 | 12 | 9,200 | 15 |
| 8 | 46,600 | 24 | 33,700 | 15 | 20,300 | 12 | 15,300 | 12 | 12,300 | 12 | 9,800 | 18 |
| 9 | 48,800 | 24 | 35,400 | 18 | 21,400 | 12 | 16,300 | 12 | 13,300 | 12 | 10,600 | 21 |
| 10 | 51,000 | | 37,100 | 21 | 22,600 | 12 | 17,300 | 12 | 14,300 | 12 | 11,400 | 24 |
| 11 | | | 38,800 | 24 | 23,800 | 15 | 18,300 | 12 | 15,300 | 12 | 12,300 | |
| 12 | | | 40,500 | 24 | 25,000 | 15 | 19,300 | 15 | 16,300 | 15 | | |
| 13 | | | 42,200 | | 26,200 | 15 | 20,300 | 15 | 17,300 | 15 | | |
| 14 | | | | | 27,500 | 18 | 21,400 | 18 | 18,300 | 18 | | |
| 15 | | | | | 28,900 | 18 | 22,600 | 18 | 19,300 | 21 | | |
| 16 | | | | | 30,300 | 21 | 23,800 | 21 | 20,300 | 21 | | |
| 17 | | | | | 32,000 | 24 | 25,000 | 21 | 21,400 | 24 | | |
| 18 | | | | | 33,700 | | 26,200 | 24 | 22,600 | 24 | | |
| 19 | | | | | | | 27,500 | 24 | 23,800 | | | |
| 20 | | | | | | | 28,900 | | | | | |

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

| 職務の等級 ＼ 号俸 | 1等級 俸給月額 | 1等級 昇給期間 | 2等級 俸給月額 | 2等級 昇給期間 | 3等級 俸給月額 | 3等級 昇給期間 | 4等級 俸給月額 | 4等級 昇給期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 18,500 | 12 | 13,500 | 12 | 8,900 | 12 | 6,900 | 12 |
| 2 | 19,500 | 12 | 14,500 | 12 | 9,500 | 12 | 7,300 | 12 |
| 3 | 20,500 | 12 | 15,500 | 12 | 10,200 | 12 | 7,800 | 12 |
| 4 | 21,500 | 12 | 16,500 | 12 | 11,000 | 12 | 8,300 | 12 |
| 5 | 22,500 | 12 | 17,500 | 12 | 11,800 | 12 | 8,900 | 12 |
| 6 | 23,500 | 12 | 18,500 | 12 | 12,600 | 12 | 9,500 | 12 |
| 7 | 24,500 | 12 | 19,500 | 12 | 13,500 | 12 | 10,200 | 12 |
| 8 | 25,500 | 15 | 20,500 | 12 | 14,500 | 12 | 11,000 | 15 |
| 9 | 26,700 | 15 | 21,500 | 15 | 15,500 | 15 | 11,800 | 15 |
| 10 | 27,900 | 18 | 22,500 | 15 | 16,500 | 15 | 12,600 | 15 |
| 11 | 29,100 | 18 | 23,500 | 18 | 17,500 | 18 | 13,500 | 18 |
| 12 | 30,300 | 21 | 24,500 | 18 | 18,500 | 21 | 14,500 | 21 |
| 13 | 31,500 | 21 | 25,500 | 21 | 19,500 | 24 | 15,500 | 24 |
| 14 | 32,700 | 24 | 26,700 | 21 | 20,500 | 24 | 16,500 | 24 |
| 15 | 33,900 | 24 | 27,900 | 24 | 21,500 | | 17,500 | |
| 16 | 35,100 | | 29,100 | 24 | | | | |
| 17 | | | 30,300 | | | | | |

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。





## 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十二年四月一日から適用する。

（俸給の切替及びその切替に伴う措置）

2　昭和三十二年四月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額（以下「切替俸給月額」という。）は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額（改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。）に対応する附則別表第一から附則別表第十までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第七までに掲げる俸給表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3　旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額）をその者の切替俸給月額とする。

4　前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。

5　改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（その期間がその俸給月額について改正前の法第八条第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間）に三月（切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月）を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。

6　前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7　前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8　旧俸給月額が五万七百円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

9　昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八条第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の法第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10　附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。

11　切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年七月三十日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十一日までに決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額（人事院の定める職員については、人事院の定める額）を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ俸給月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。

12　附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基く命令に従つて定められたものでなければならない。

13　改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（高等部が設置されていない盲学校等に勤務する職員についての暫定措置）

15　盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表(二)を適用する。

（暫定手当）

16　改正前の法の規定による勤務地手当の支給地域（以下「支給地域」という。）とされていた地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。支給地域とされていなかつた地域に在勤する職員にも、昭和三十二年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する。

17　前項前段の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級のそれぞれの号俸（以下「号俸」という。）の俸給月額（当該号俸による俸給月額の支給を受けない者については、当該号俸による俸給月額の支給を受けるに至るまでの間は、その者が現に受ける俸給月額）に千六十二分の千を乗じて得た額と昭和三十一年度予算における国家公務員（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項にいう職員を除く。）一人当りの扶養手当の平均月額との合計額に、支給地域の区分が、四級地である場合にあつては百分の二十、三級地である場合にあつては百分の十五、二級地である場合にあつては百分の十、一級地である場合にあつては百分の五を乗じて得た額を基準として、号俸（号俸によらない俸給月額の場合には、俸給月額）ごとに支給地域の区分に応じて、人事院規則で定める。

18　改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員のうち人事院規則の定める者につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める額とする。

19　改正後の法第十条の規定による俸給の調整額（以下本項において「調整額」という。）を受ける職員につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、その者が受ける調整額の月額に千六十二分の千を乗じて得た額に附則第十七項の規定による支給地域の区分に応ずる割合を乗じて得た額を、同項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20　附則第十六項後段の規定により支給される暫定手当の額は、支給地域の区分が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される附則第十七項又は前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十二年十月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間において五分の四、同年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間において五分の三、同年四月一日以降においては五分の二、同年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間においては五分の三、同年四月一日以降においては五分の一を乗じて得た額とする。

21　昭和三十二年三月三十一日（同年四月一日以降この法律の施行の日の前日までに、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員、支給地域の区分を異にして異動した職員及び支給地域とされていなかつた地域から支給地域に異動した職員（以下本項において「新職員等」という。）については、この法律の施行の日の前日）における改正前の法の規定による職員の勤務地手当の月額が同年四月一日（新職員等については、この法律の施行の日の前日）における附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、附則のこれらの規定による暫定手当の月額が同年三月三十一日（新職員等については、この法律の施行の日の前日）における改正前の法の規定による勤務地手当の月額（支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を附則のこれらの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22　改正前の法第十二条第四項の規定により特例を設けられた官署（以下本項において「特定官署」という。）に勤務する職員に支給される暫定手当に係る支給地域の区分については、同条同項の規定により特例を設けられた支給地域の区分によるものとする。ただし、特定官署の所在地の異動その他人事院規則で定める事由に該当する場合にあつては、従前の例によりその特例を設けることができる。

23　暫定手当は、昭和三十四年四月一日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の俸給に繰り入れる措置をするようにするものとする。

（差額の支給）

24　この法律の施行の日の前日における改正前の法の規定による職員の俸給（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則第六項の規定による手当を含





この法律の施行の日の前日）における改正前の法の規定による勤務地手当の月額（支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を附則のこれらの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

該等級の職務及び行政職俸給表(一)に改める。

第十二条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十六条第一項中「七級」を「六等級」に、「六級」を「七等級」に、「十四級」を「二等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第十七条第一項中「七級」を「六等級」に、「六級」を「七等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

第三十二条中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十三条中「十五級以下十三級以上」を「二等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級以下七等級以上」に、「六級以下」を「八等級」に、「十二級以下の」を「四等級以下の」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十四条第一項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

別表第一の重賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 七円 | 三八〇円 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 七円 | 一、九五〇円 |
| 三等級の職務にある者 | 七円 | 一、五六〇円 |

に改め、同表の備考中「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改める。

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一二、三四〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一、九六〇円 | 一、五七〇円 | 五、八八〇円 | 四、七〇〇円 |
| 三等級の職務にある者 | 一、七六〇円 | 一、四〇〇円 | 五、二七〇円 | 四、二一〇円 |

に改める。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一二、三四〇円 | 二、三六〇円 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一、七六〇円 | 一、四〇〇円 | 五、二七〇円 | 四、二一〇円 | 二、三四〇円 |

に改める。

別表第三の一の項中「十五級以下十三級以上」を「二等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級以下七等級以上」に、「六級以下」を「八等級以下」に、「十一級」を「三等級」に改める。

別表第三の二の項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十四級」を「二等級」に、「十一級及び





| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一四、八八〇円 | 一一、四〇〇円 | 二〇、四八〇円 | 二九、二二〇円 | 三七、九二〇円 |
| 一五、八一〇円 | 一九、五五〇円 | 二二、七六〇円 | 三〇、九四〇円 | 四〇、二九〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四六、四〇〇円 | 五八、八八〇円 | | | |
| 一四、八八〇円 | 一一、四〇〇円 | 二〇、四八〇円 | 二九、二二〇円 | 三七、九二〇円 |
| 一五、八一〇円 | 一九、五五〇円 | 二二、七六〇円 | 三〇、九四〇円 | 四〇、二九〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改め、同表中「七級」を「七等級」に改め、同表中「十三級及び十四級の職務にある者」を「二等級の職務にある者」に、「十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四六、四〇〇円 | 五八、八八〇円 | | | |
| 一四、八八〇円 | 一一、四〇〇円 | 二〇、四八〇円 | 二九、二二〇円 | 三七、九二〇円 |
| 一五、八一〇円 | 一九、五五〇円 | 二二、七六〇円 | 三〇、九四〇円 | 四〇、二九〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改め、同表の備考中「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改める。

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一二、三四〇円 | 二、三六〇円 |

を

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一、九六〇円 | 一、五七〇円 | 五、八八〇円 | 四、七〇〇円 |
| 三等級の職務にある者 | 一、七六〇円 | 一、四〇〇円 | 五、二七〇円 | 四、二一〇円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四九、三〇〇円 | 六二、五六〇円 | | | |
| 四六、四〇〇円 | 五八、八八〇円 | | | |
| 一四、八八〇円 | 一一、四〇〇円 | 二〇、四八〇円 | 二九、二二〇円 | 三七、九二〇円 |
| 一五、八一〇円 | 一九、五五〇円 | 二二、七六〇円 | 三〇、九四〇円 | 四〇、二九〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改め、同表中「七級」を「七等級」に改め、同表中「十三級及び十四級の職務にある者」を「二等級の職務にある者」に、「十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四六、四〇〇円 | 五八、八八〇円 | | | |
| 一四、八八〇円 | 一一、四〇〇円 | 二〇、四八〇円 | 二九、二二〇円 | 三七、九二〇円 |
| 一五、八一〇円 | 一九、五五〇円 | 二二、七六〇円 | 三〇、九四〇円 | 四〇、二九〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改め、同表の備考中「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改める。

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一二、三四〇円 | 二、三六〇円 |

を

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一、九六〇円 | 一、五七〇円 | 五、八八〇円 | 四、七〇〇円 |
| 三等級の職務にある者 | 一、七六〇円 | 一、四〇〇円 | 五、二七〇円 | 四、二一〇円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四九、三〇〇円 | 六二、五六〇円 | | | |
| 四六、四〇〇円 | 五八、八八〇円 | | | |
| 一四、八八〇円 | 一一、四〇〇円 | 二〇、四八〇円 | 二九、二二〇円 | 三七、九二〇円 |
| 一五、八一〇円 | 一九、五五〇円 | 二二、七六〇円 | 三〇、九四〇円 | 四〇、二九〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改め、同表中「七級」を「七等級」に改め、同表中「十三級及び十四級の職務にある者」を「二等級の職務にある者」に、「十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四六、四〇〇円 | 五八、八八〇円 | | | |
| 一四、八八〇円 | 一一、四〇〇円 | 二〇、四八〇円 | 二九、二二〇円 | 三七、九二〇円 |
| 一五、八一〇円 | 一九、五五〇円 | 二二、七六〇円 | 三〇、九四〇円 | 四〇、二九〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| 職務十三級及び十四級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 二等級の職務にある者 | 一三、九四〇円 | |
| 三等級の職務にある者 | 一三、二一〇円 | |

に改め、同表の備考中「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二

25　この法律の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十二年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（暫定手当を基礎とする給与）

26　職員に暫定手当が支給される間、改正後の法第五条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当」、暫定手当」と、改正後の法第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」として、同条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

（給与の内払）

27　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6　削除

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

28　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「何級の職務」を「何等級の職務」に、「第六条第二項第一号に規定する一般俸給表による当該級の職務及び一般俸給表」を「第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による当該等級の職務及び行政職俸給表(一)」に改める。

第十一条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の五第二項及び第二十三条第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六九、六〇〇円 | 八五、五五〇円 | 九四、二五〇円 | 一〇二、九五〇円 | 一一二、六五〇円 | | | | | | | |
| 六二、四〇〇円 | 七六、七〇〇円 | 八四、五〇〇円 | 九二、三〇〇円 | 一〇〇、一〇〇円 | | | | | | | |

に改める。

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「二等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十三級及び十四級の職務級にある者 | 七〇、〇七〇円 | 八五、〇九〇円 | 一〇〇、一〇〇円 | 一八〇、〇〇〇円 | 五六、〇六〇円 | 六八、〇七〇円 | | | | | |
| 三等に準ずる者 | 七〇、〇七〇円 | 八五、〇九〇円 | 一〇〇、一〇〇円 | 一八〇、〇〇〇円 | | | | | | | |
| 三等級ある者 | 七八、一六〇円 | 九四、九一〇円 | 一一二、六五〇円 | 一九〇、〇〇〇円 | | | | | | | |
| 二等級ある者 | 八〇、〇八〇円 | 一四四、〇〇〇円 | 二六〇、〇〇〇円 | 二〇八、〇〇〇円 | | | | | | | |

を

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五六、〇六〇円 | 六八、〇七〇円 | 八〇、〇八〇円 | 一四四、〇〇〇円 | 二六〇、〇〇〇円 | | | | | | | |
| 六二、五三〇円 | 七五、九三〇円 | 八九、三二〇円 | 一五二、〇〇〇円 | 二九〇、〇〇〇円 | | | | | | | |

に改める。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

29　改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（国家公務員の職階制に関する法律の一部改正）

30　国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

31　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三号中「、第十条第三項」を削る。

（恩給法の一部改正）

32　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三第二号を次のように改める。

一　削除

別表第四号表中

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| トニ一七・〇割 | 六、八一二、〇四〇円 | 俸給月額ニ〇、〇〇〇円ト五退職ヲ当ル俸給年額ノ差額ニ〇・〇割 | | | | | | | | | |
| 二〇・〇割 | | | | | | | | | | | |
| 二〇・五割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一九ノ差額〇・九割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト五退職ヲ当ル俸給年額ノ差額ニ〇・〇割 | | | | | | | | | |
| 二一・〇割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一九ノ差額〇・九割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト五退職ヲ当ル俸給年額ノ差額ニ〇・〇割 | | | | | | | | | |
| 二一・五割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一九ノ差額〇・九割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト五退職ヲ当ル俸給年額ノ差額ニ〇・〇割 | | | | | | | | | |
| 二二・〇割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一九ノ差額〇・九割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト五退職ヲ当ル俸給年額ノ差額ニ〇・〇割 | | | | | | | | | |
| 二二・五割 | | | | | | | | | | | |

を

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| トニ一 | 六、八一二、〇四〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト五退職ヲ当ル俸給年額ノ差額〇・一割 | | | | | | | | | |
| 一四・三割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一四ノ差額〇・三割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額八・一割 | | | | | | | | | |
| 一五・四割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一五ノ差額〇・四割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額一・一割 | | | | | | | | | |
| 一七・六割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一八ノ差額〇・六割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額一・二割 | | | | | | | | | |
| 一八・〇割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一八ノ差額〇・四割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額一・二割 | | | | | | | | | |
| 一九・〇割 | | | | | | | | | | | |

を



| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 看〇二一 | 合在三ヲ〇円二 | 二三・五割 | | | | | | | | | |
| 做〇四・〇 | ニリ、六一円ニ〇・五 | | | | | | | | | | |
| シ円・〇 | 依テ〇二ヲ〇五 | | | | | | | | | | |
| テ以五 | ル八〇二〇超・割 | | | | | | | | | | |
| 此下割 | 一円、ニ五ニ | | | | | | | | | | |
| ノノ但 | 四、一割一 | | | | | | | | | | |
| 割モシ | 〇一ヲ三 | | | | | | | | | | |
| 合ノ退 | 〇二円六、〇九 | | | | | | | | | | |
| ニニ職 | 四二六加九、 | | | | | | | | | | |
| 依在当 | 〇九ヲ四タル〇 | | | | | | | | | | |
| ルリ時 | 円六ヱ〇割円 | | | | | | | | | | |
| テノ | ヲ〇一円合ト | | | | | | | | | | |
| ハ俸 | 夫〇二以但退 | | | | | | | | | | |
| 一給 | 々円二下シ職 | | | | | | | | | | |
| 〇年 | 退ヲ、時俸給 | | | | | | | | | | |
| 六額 | 職超四ノ退当 | | | | | | | | | | |
| 、ガ | 当ヱ〇ノテ額 | | | | | | | | | | |
| 八一 | 時一ノ当ル時俸 | | | | | | | | | | |
| 〇〇 | ノ三円ニ時俸 | | | | | | | | | | |
| 〇四、 | 俸三以在ノ給 | | | | | | | | | | |
| 円四 | 給、下リ俸年 | | | | | | | | | | |
| ヲ〇〇 | 額〇ノモノテ給額 | | | | | | | | | | |
| 退職円 | 年ハ、年トノ | | | | | | | | | | |
| 当時ヲ | 看以在七、額 | | | | | | | | | | |
| ノ超 | 做シ下リ一四 | | | | | | | | | | |
| 俸給一 | テノテ六一八 | | | | | | | | | | |
| 年五、 | 此モハ〇四、〇 | | | | | | | | | | |
| 額ト六 | ノ一一ガ差四 | | | | | | | | | | |
| | 割ニ二円〇〇 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 看〇二一 | 職〇円一 | 看〇一 | | | | | | | | | |
| 做〇四・〇 | 当円痂九 | 做〇九 | | | | | | | | | |
| シ円・〇 | 時ヲニ・〇 | シ円・〇 | | | | | | | | | |
| テ以五 | ノ超〇〇 | テ以五 | | | | | | | | | |
| 此下割 | 俸ヱ・割 | 此下割 | | | | | | | | | |
| ノノ但 | 給二五ニ | ノノ但 | | | | | | | | | |
| 割モシ | 年九割三 | 割モシ | | | | | | | | | |
| 合ノ退 | 額〇ヲ〇三 | 合ノ退 | | | | | | | | | |
| ニニ職 | ト四ハ、六〇 | ニニ職 | | | | | | | | | |
| 依在当 | 看做〇タル〇 | 依在当 | | | | | | | | | |
| ルリ時ヘ | シ円テ以割円 | ルリ時ヘ | | | | | | | | | |
| テノ | 此下ノ但退 | テノ | | | | | | | | | |
| ハ俸 | 割モシ合ト | ハ俸 | | | | | | | | | |
| 一給 | 合ノ退 | 三給 | | | | | | | | | |
| 〇年 | ニニ職 | 年 | | | | | | | | | |
| 六額 | 依在当 | 二額 | | | | | | | | | |
| 、ガ | ルリ時ヘ | 、ガ | | | | | | | | | |
| 八一 | テノ | 四二 | | | | | | | | | |
| 〇〇 | ハ俸 | 〇九 | | | | | | | | | |
| 〇四、 | 一給 | 一、 | | | | | | | | | |
| 円四 | 此年 | 二四円 | | | | | | | | | |
| ヲ〇〇 | 夫額 | 七円 | | | | | | | | | |
| 退職円 | 々円 | 二額 | | | | | | | | | |
| 当時ヲ | 退ヲ、 | 四ガ | | | | | | | | | |
| ノ超 | 職超 | 四二 | | | | | | | | | |
| 俸給一 | 当ヱ | 円四 | | | | | | | | | |
| 年五、 | 時一 | 〇九 | | | | | | | | | |
| 額ト六 | ノ三 | 円ヲ | | | | | | | | | |
| | 円ニ | 八 | | | | | | | | | |
| | 合在 | 退職 | | | | | | | | | |
| | ニリ、 | 当円 | | | | | | | | | |
| | 依テ | 時ヲ | | | | | | | | | |
| | ル八 | ノ超 | | | | | | | | | |
| | 一円 | 俸ヱ | | | | | | | | | |
| | 四、一 | 給二 | | | | | | | | | |
| | 〇一ヲ | 年九 | | | | | | | | | |
| | 四二六 | 額〇 | | | | | | | | | |
| | 〇九ヲ | ト四 | | | | | | | | | |
| | 円六ヱ | 六加 | | | | | | | | | |
| | 〇九ヲ | 円ヲ | | | | | | | | | |
| | 四タル | 四ガ | | | | | | | | | |
| | 〇円 | 〇ト | | | | | | | | | |
| | 俸ヱ | 退職 | | | | | | | | | |
| | 給二 | ノ当 | | | | | | | | | |
| | 年五、 | 時ヲ | | | | | | | | | |
| | 額ト六 | 超〇 | | | | | | | | | |
| | | 俸ヱ | | | | | | | | | |
| | | 給九 | | | | | | | | | |
| | | 年八 | | | | | | | | | |
| | | 額ト | | | | | | | | | |
| | | 看円 | | | | | | | | | |
| | | 做〇 | | | | | | | | | |
| | | シ〇 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 做以在五ヲニ〇一 | | | | | | | | | | | |
| シ下リ、、〇円七 | | | | | | | | | | | |
| テノテ二四〇在・ | | | | | | | | | | | |
| 此モハ〇六円ニ〇 | | | | | | | | | | | |
| ノノ四円ヲ八ヱ五五 | | | | | | | | | | | |
| 割ニハヲ、超・ニ | | | | | | | | | | | |
| 合在九、〇四割ヲ二 | | | | | | | | | | | |
| ニリ六四〇五ヲ、ハ | | | | | | | | | | | |
| 依テ〇七円六加、四〇 | | | | | | | | | | | |
| ルハ〇五ヲ、超〇タル | | | | | | | | | | | |
| 一、〇四四〇〇円ト | | | | | | | | | | | |
| 五円二超〇ヱ当時ノ | | | | | | | | | | | |
| 、〇四円七円合退 | | | | | | | | | | | |
| 二四円一以但職当 | | | | | | | | | | | |
| 〇四ヲ六下シ退職 | | | | | | | | | | | |
| 円四ヱ超六ノ退時ノ | | | | | | | | | | | |
| ヲ〇八円ニ時俸給 | | | | | | | | | | | |
| 夫〇五円ニ五ニ年 | | | | | | | | | | | |
| 々円七以在九、額 | | | | | | | | | | | |
| 退ヲ五割ニ一ノ | | | | | | | | | | | |
| 職〇ヱ・割ノ差 | | | | | | | | | | | |
| 当円九五ニ額ト | | | | | | | | | | | |
| 時ヲ五割ニ一ノ | | | | | | | | | | | |
| ノ俸七以在九、 | | | | | | | | | | | |
| 給、下リ九、額 | | | | | | | | | | | |
| 年六ノテ六ノ差 | | | | | | | | | | | |
| 額ノ〇ノ四ト | | | | | | | | | | | |
| トノ四以在九、 | | | | | | | | | | | |
| 看做シ円九五ニ | | | | | | | | | | | |
| 做シ〇円ヲ七〇円二 | | | | | | | | | | | |
| シ下ノ、退〇超〇五 | | | | | | | | | | | |
| テノ当ニ・割ノ差 | | | | | | | | | | | |
| 此モ割ノ五割ニ一 | | | | | | | | | | | |
| ノ下・五割 | | | | | | | | | | | |
| 割ノ五割 | | | | | | | | | | | |
| 合モ割ノ但割 | | | | | | | | | | | |
| ニノ但割 | | | | | | | | | | | |
| 依ニシ退職 | | | | | | | | | | | |
| ル在シ職当 | | | | | | | | | | | |
| テ当ハ時ノ | | | | | | | | | | | |
| ハ時ノ俸給 | | | | | | | | | | | |
| 八俸給年 | | | | | | | | | | | |
| 、給年額 | | | | | | | | | | | |
| 二額ガ八 | | | | | | | | | | | |
| 〇ガ八六、 | | | | | | | | | | | |
| 円八六、退 | | | | | | | | | | | |
| ヲ六、退職 | | | | | | | | | | | |
| 退四職当 | | | | | | | | | | | |
| 職〇当時 | | | | | | | | | | | |
| 当〇時ノ | | | | | | | | | | | |
| 時円ノ俸 | | | | | | | | | | | |
| ノ俸給 | | | | | | | | | | | |
| 俸給年 | | | | | | | | | | | |
| 給年額 | | | | | | | | | | | |
| 年額ト | | | | | | | | | | | |
| 額ト看 | | | | | | | | | | | |
| ト看做 | | | | | | | | | | | |
| 看做シ | | | | | | | | | | | |
| 做シ | | | | | | | | | | | |
| シ | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ヲ七〇円二 | | | | | | | | | | | |
| 夫、円俸四 | | | | | | | | | | | |
|々ニヲニ・ | | | | | | | | | | | |
| 退〇超〇五 | | | | | | | | | | | |
| 職〇ヱ・割 | | | | | | | | | | | |
| 当円九五ニ | | | | | | | | | | | |
| 時ヲ五割ニ | | | | | | | | | | | |
| 一ノ超〇円 | | | | | | | | | | | |
| 俸ヱ〇〇四、 | | | | | | | | | | | |
| 給九〇タル〇 | | | | | | | | | | | |
| 年八円タル | | | | | | | | | | | |
| 額四以割九 | | | | | | | | | | | |
| ト看〇ノ合ト | | | | | | | | | | | |
| 看做シ以但 | | | | | | | | | | | |
| 做シ下ノ退 | | | | | | | | | | | |
| シ以ノ職 | | | | | | | | | | | |
| テ下ニ退職 | | | | | | | | | | | |
| ノ割ノ当時 | | | | | | | | | | | |
| 合ニハノ給 | | | | | | | | | | | |
| ニ在九俸年 | | | | | | | | | | | |
| 依リ六給額 | | | | | | | | | | | |
| ルテ、〇額ノ | | | | | | | | | | | |
| ハ、〇ガ差 | | | | | | | | | | | |
| 八〇ガ、額 | | | | | | | | | | | |
| 円九、円ニ | | | | | | | | | | | |
| 〇ヲ三六〇 | | | | | | | | | | | |
| 做シ〇円九〇〇 | | | | | | | | | | | |
| シ〇 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| テ円二六・ | | | | | | | | | | | |
| 此以下・ | | | | | | | | | | | |
| ノ下ノ五 | | | | | | | | | | | |
| 割ノ五割 | | | | | | | | | | | |
| 合モ割ノ但 | | | | | | | | | | | |
| ニノ但割 | | | | | | | | | | | |
| 依ニシ退職 | | | | | | | | | | | |
| ル在シ職当 | | | | | | | | | | | |
| テ当ハ時ノ | | | | | | | | | | | |
| ハ時ノ俸給 | | | | | | | | | | | |
| 八俸給年 | | | | | | | | | | | |
| 、給年額 | | | | | | | | | | | |
| 二額ガ八 | | | | | | | | | | | |
| 〇ガ八六、 | | | | | | | | | | | |
| 円八六、退 | | | | | | | | | | | |
| ヲ六、退職 | | | | | | | | | | | |
| 退四職当 | | | | | | | | | | | |
| 職〇当時 | | | | | | | | | | | |
| 当〇時ノ | | | | | | | | | | | |
| 時円ノ俸 | | | | | | | | | | | |
| ノ俸給 | | | | | | | | | | | |
| 俸給年 | | | | | | | | | | | |
| 給年額 | | | | | | | | | | | |
| 年額ト | | | | | | | | | | | |
| 額ト看 | | | | | | | | | | | |
| ト看做 | | | | | | | | | | | |
| 看做シ | | | | | | | | | | | |
| 做シ | | | | | | | | | | | |
| シ | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二四・五割 | | | | | | | | | | | |

改める。

別表第五号表中

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| トニ一 | 六、八一二、〇四〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額八・一割 | | | | | | | | | |
| 一四・三割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一四ノ差額三・一割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額一・二割 | | | | | | | | | |
| 一五・四割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一五ノ差額四・一割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額一・二割 | | | | | | | | | |
| 一七・六割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一八ノ差額四・一割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額一・二割 | | | | | | | | | |
| 一八・〇割 | | | | | | | | | | | |
| トニ一八ノ差額四・一割 | 六、三三〇、〇〇円 | 俸給月額二〇、〇〇〇円ト四退職ヲ当ル俸給年額ノ差額一・二割 | | | | | | | | | |
| 一九・〇割 | | | | | | | | | | | |

を

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ヶ二〇円一退職八・四 | 一 八・四 | 看做〇一 | ニリ三ヲ〇円一 | 看〇一 | 当〇円一 | 看〇一 | 做以在五ヲ二〇一 |
| 〇円庇八・四 | シ円・六 | 做〇八 | 依テ六、〇庇五 | 做〇五 | 時円毎四 | 做〇四 | シ下リ二、〇円 |
| 職〇ヲ二・ | 割 | シ円・六 | ルハ〇ヲ二・ | シ円・ | ノヲニ・ | シ円・ | ノ下・ |
| 当円超〇四 | | テ以〇四 | 二ヲ〇四 | テ以四 | テ以四 | テ以三 | テノテ |
| 時ヲエ・割 | 四 | 此下割 | 一三円〇 | 此下割 | ノ割 | 此下割 | 此モハ八 |
| ノ超九四二 | 割 | ノノ但 | 四ヲ、〇 | ノノ但 | 割モシ | ノノ但 | ノノ四ヲ〇割 |
| 條ヱ五割ヲ〇 | | 割モシ | 一割一ヲ三 | 割モシ | 給ヱ・割 | 割モシ | 割ニ八ヲ超・ニ |
| 給九四二・ | | 合ノ退 | 〇円六加九 | 合ノ退 | 年二四割 | 合ノ退 | 合在九、〇四五 |
| 年八、四〇加四 | | ニ職 | 二一四〇 | ニ職 | 八ノ退 | ニ職 | 依テ六四〇七円五ヲ六加 |
| 額四〇〇ヲ・四 | | 依在当 | 九ヲ四〇〇 | 依在当 | 職超四 | 依在当 | ルハ〇五ヲ六、超 |
| ト〇円ル | | ルリ時 | 円六超〇〇 | ルリ時 | 〇五ヲ・ | ルリ時 | 五円二超〇〇 |
| 看四〇〇 | テノ | テノ | ヲ夫々超〇〇 | テノ | 円四ヱ | テノ | 二ヲ〇四〇割 |
| 做以割円下 | ハ條 | ハ條 | 夫々円二以 | ハ條 | 〇九ヱ | ハ三 | 二、四円二以 |
| シ以ノ但 | 一給 | 一給 | 退ヲシ以但 | 一給 | 二ノ但 | 二ノ但 | 二四九ヲ二以但 |
| テ此ノノ但退 | 〇額年 | 三年割 | 職超四モ下シ | 三年割 | 退職当 | 退職当 | 二〇四七円合ト |
| 此ノノ退職 | 六額ガ | 八ガ | 当ヱ職超 | 五額ガ | 職超ヱ | 職超ヱ | 九ヲ四二ノ但退職 |
| 割ノ在当テノ | 八一 | 二〇一 | 時ノ二〇四 | 二〇一 | 円四ヱ | 円四ヱ | 円四ヱ〇〇ノ退職当時ノ |
| 合ニリ時ノ | 〇〇 | 〇三 | 條三円ニ時條 | 〇三 | 〇九二 | 〇九二 | ヲ〇四円ニ時ノ |
| 依テルハ | 〇四 | 〇四 | 給ノ以在ノ給 | 円二 | 円ヲ八 | 円ヲ八 | 夫〇八以在テノ給 |
| ル | 円ヲ四 | 円ヲ四 | 年〇下リ條年 | ヲ四 | ヲ二 | ヲ八 | 々円七以下リ條年 |
| | 〇円 | 〇 | 額〇ノテ給額 | 退〇 | 〇〇 | 退〇 | 退ヲニノヲ二給ト |
| | 退職円 | 職円 | トハ〇モ年ト | 職円 | 職円 | 職超 | 二ノヲ二年ノ |
| | 職当ヲ | 当ヲ | 看円ノ一額ノ | 当ヲ | 当ヲ | 二〇 | 当ヱ〇円ニ額差 |
| | 時ノ超 | 時ノ超 | 做以ニ一ガ差 | 時ノ超 | 時五円ニ | 〇ガ差 | 時五四ニ額ノ |
| | | | シ下在七、一四 | | ガ差 | 二額 | 條七下リ九、額 |
| | | | テノリル六一〇 | | 一〇 | 二額 | 給六ノテ六四六、 |
| | | | 此モテテ六一〇 | | 円三六 | 條〇 | 年ハ〇モハ〇ノ |
| | | | ノノハ〇四八 | | 給四 | 額〇 | 額〇ノ四〇五八 |
| | | | 割ニ一円〇〇 | | 年二 | 額ト | トノ四〇五八 |
| | | | 合在二円〇〇 | | 額ト六 | 退二〇 | 看円ニ七円、〇 |
| | | | | | | 職〇〇 | |

に



改める。

（恩給法の一部改正に伴う経過規定）

33 昭和三十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた扶助料については、改正後の恩給法別表第四号表及び第五号表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

34 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）に基く勤務地手当（以下「勤務地手当」という。）を支給する地域」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

第四条第三項中「勤務地手当」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

35 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「勤務地手当」を削る。

（国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正）

36 国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

37 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

（国家公務員災害補償法等における読替）

38 職員に暫定手当が支給される間、改正後の国家公務員災害補償法第四条第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法第四条第三項及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）附則第十四項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（地方自治法の一部改正）

39 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「勤務地手当、」を削る。

第四条第三項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

37 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

（国家公務員災害補償法等における読替）

38 職員に暫定手当が支給される間、改正後の国家公務員災害補償法第四条第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法第四条第三項及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）附則第十四項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（地方自治法の一部改正）

39 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「勤務地手当、」を削る。

附則第六条の次に次の三条を加える。

**第六条の二** 地方公共団体は、第二百四条第二項に規定する手当を支給することができる外、当分の間、条例で、同条第一項の職員に対し、勤務地手当にかえて暫定手当を支給することができる。

第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する暫定手当について適用する。

**第六条の三** 次に掲げる法律の規定中「勤務地手当、」を削る。

一 公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭和二十三年法律第百三十四号）第一条

二 市町村立学校職員給与負担法第一条

三 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第四条第一項

**第六条の四** 当分の間、改正後の公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法第一条、市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と読み替えるものとする。

（国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の廃止）

40 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| テ円一 | 看〇一 | 做以在五ヲ二〇一 | | | | | |
| 此以九 | 做〇四 | シ下リ二、〇円 | | | | | |
| ノ下・ | シ円・ | テノテ二四〇庵・ | | | | | |
| 割ノ九 | テ以三 | 此モハ八ヲ二ヲ〇割 | | | | | |
| 合モ割但 | 此下割 | ノノ四ヲ円、超ニ四五 | | | | | |
| ニノ但シ | ノノ但 | 割ニ八ヲ二四割一二 | | | | | |
| 依ニノシ | 割モシ | 合在九、〇四五ヲ二 | | | | | |
| ル在退職 | 合ニ職 | 依テ六四〇七円五ヲ六加 | | | | | |
| リ職 | 依在当 | ルハ〇五ヲ六、〇 | | | | | |
| テ当 | ルリ時 | 五円二超〇四〇割ト | | | | | |
| ハ時ノ | テノ | 二、四円二以但合ト | | | | | |
| 八ノ俸 | ハ三 | 二四九ヲ二以但ト退 | | | | | |
| ハ給年 | 二額 | 〇四超、加九、職当 | | | | | |
| 二額ガ | 二ガ | 円四ヱ〇〇ノ退職当時ノ | | | | | |
| 〇額ガ | 四〇 | ヲ〇四八ル、超〇〇ノ当ノ俸 | | | | | |
| 円ヲ八 | 円ヲ | 夫〇八以在テノ給 | | | | | |
| ヲ俸超 | 八、 | 々円七以下リ條年 | | | | | |
| 給ヱ八 | 退〇 | 退ヲニノヲ二給ト | | | | | |
| 年ハ七、 | 職円 | 二ノヲ二年ノ | | | | | |
| 額ト七円 | 当ヲ | 当ヱ〇円ニ額差 | | | | | |
| 看六〇〇 | 時ノ | 時五四ニ額ノ | | | | | |
| 做〇〇 | 超 | 條七下リ九、額 | | | | | |
| シ〇 | 二〇 | 給六ノテ六四六、 | | | | | |
| | 額ガ | 年ハ〇モハ〇ノ | | | | | |
| | 八六、 | 額〇ノ四〇五八 | | | | | |
| | 退職当 | トノ四〇五八 | | | | | |
| | 時ノ | 看円ニ七円、〇 | | | | | |
| | 俸超 | | | | | | |
| | 給ヱ八 | | | | | | |
| | 年ハ七、 | | | | | | |
| | 額ト六 | | | | | | |
| | 看六〇〇 | | | | | | |
| | 做〇〇 | | | | | | |
| | シ〇 | | | | | | |



（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、廃止する。

41 次に掲げる法律をそれぞれ次の各号のように改正する。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則第九項を次のように改める。

9 削除

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十三号）附則第五項を削る。

三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十二号）附則第三項を次のように改める。

3 削除

四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十五号）附則第十二項を次のように改める。

12 削除

五 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第三百六十六号）附則第十一項を次のように改める。

11 削除

六 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七条第一項第五号を削る。

附則別表第一　行政職俸給表㈠、税務職俸給表、公安職俸給表㈠、公安職俸給表㈡、研究職俸給表及び医療職俸給表㈡の適用を受ける職員（附則別表第三及び附則別表第四の適用を受けるものを除く。）の切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 5,400 | 5,900 | | 9,300 | 9,800 | | 18,400 | 20,300 | 9 | 35,300 | 37,100 | |
| 5,500 | 6,100 | 6 | 9,600 | 10,600 | 6 | 19,100 | 20,300 | 3 | 36,700 | 38,800 | 3 |
| 5,600 | 6,100 | | 10,000 | 10,600 | | 19,800 | 21,400 | 9 | 38,100 | 40,500 | 6 |
| 5,700 | 6,300 | 6 | 10,400 | 11,400 | 6 | 20,500 | 21,400 | | 39,600 | 42,200 | 6 |
| 5,800 | 6,300 | | 10,800 | 11,400 | | 21,200 | 22,600 | 6 | 41,100 | 44,400 | 9 |
| 5,900 | 6,600 | 6 | 11,200 | 12,300 | 6 | 22,000 | 23,800 | 9 | 42,700 | 44,400 | |
| 6,050 | 6,600 | | 11,600 | 12,300 | | 22,800 | 23,800 | | 44,300 | 46,600 | 3 |
| 6,200 | 7,000 | 6 | 12,100 | 13,300 | 6 | 23,600 | 25,000 | 3 | 45,900 | 48,800 | 6 |
| 6,400 | 7,000 | | 12,600 | 13,300 | | 24,400 | 26,200 | 6 | 47,500 | 51,000 | 9 |
| 6,600 | 7,400 | 6 | 13,100 | 14,300 | 6 | 25,300 | 27,500 | 9 | 49,100 | 51,000 | |
| 6,900 | 7,400 | | 13,600 | 14,300 | | 26,200 | 27,500 | | 50,700 | 53,200 | 3 |
| 7,200 | 8,000 | 6 | 14,100 | 15,300 | 6 | 27,300 | 28,900 | 3 | 52,300 | 55,400 | |
| 7,500 | 8,000 | | 14,600 | 15,300 | | 28,400 | 30,300 | 6 | 53,900 | 55,400 | |
| 7,800 | 8,600 | 6 | 15,100 | 16,300 | 6 | 29,500 | 32,000 | 9 | 55,500 | 57,600 | |
| 8,100 | 8,600 | | 15,600 | 17,300 | 9 | 30,600 | 32,000 | | 57,300 | 60,000 | |
| 8,400 | 9,200 | 6 | 16,300 | 17,300 | | 31,700 | 33,700 | 3 | 59,100 | 62,400 | |
| 8,700 | 9,200 | | 17,000 | 18,300 | 3 | 32,800 | 35,400 | 6 | 60,900 | 62,400 | |
| 9,000 | 9,800 | 6 | 17,700 | 19,300 | 6 | 33,900 | 37,100 | 9 | | | |

附則別表第二　行政職俸給表㈡の適用を受ける職員の切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 4,900 | 5,300 | 6 | 6,600 | 7,400 | 6 | 11,200 | 12,100 | 6 | 19,100 | 19,900 | |
| 5,000 | 5,300 | | 6,900 | 7,400 | | 11,600 | 12,700 | 6 | 19,800 | 20,500 | |
| 5,100 | 5,400 | | 7,200 | 7,800 | 3 | 12,100 | 12,700 | | 20,500 | 21,700 | 6 |
| 5,200 | 5,500 | | 7,500 | 8,200 | 6 | 12,600 | 13,300 | | 21,200 | 22,300 | |
| 5,300 | 5,600 | | 7,800 | 8,200 | | 13,100 | 13,900 | 3 | 22,000 | 22,900 | |
| 5,400 | 5,700 | | 8,100 | 8,700 | 3 | 13,600 | 14,500 | 3 | 22,800 | 24,100 | 6 |
| 5,500 | 5,800 | | 8,400 | 9,200 | 6 | 14,100 | 15,100 | 6 | 23,600 | 24,700 | |
| 5,600 | 5,900 | | 8,700 | 9,200 | | 14,600 | 15,700 | 6 | 24,400 | 25,900 | 3 |
| 5,700 | 6,000 | | 9,000 | 9,700 | 3 | 15,100 | 15,700 | | 25,300 | 26,500 | |
| 5,800 | 6,200 | | 9,300 | 9,700 | | 15,600 | 16,300 | | 26,200 | 27,700 | 3 |
| 5,900 | 6,500 | 3 | 9,600 | 10,300 | 3 | 16,300 | 17,500 | 3 | 27,300 | 28,900 | 3 |
| 6,050 | 6,800 | 6 | 10,000 | 10,900 | 6 | 17,000 | 18,100 | | 28,400 | 30,100 | 3 |
| 6,200 | 6,800 | | 10,400 | 10,900 | | 17,700 | 18,700 | | 29,500 | 30,700 | |
| 6,400 | 7,100 | 3 | 10,800 | 11,500 | 3 | 18,400 | 19,300 | | | | |





附則別表第三　税務職俸給表の適用を受ける職員で旧俸給月額が 9,300円以下のものの切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 |
| 6,200 | 6,700 | |
| 6,400 | 7,200 | 6 |
| 6,600 | 7,200 | |
| 6,900 | 7,700 | 6 |
| 7,200 | 7,700 | |
| 7,500 | 8,200 | 6 |
| 7,800 | 8,200 | |
| 8,100 | 8,800 | 6 |
| 8,400 | 8,800 | |
| 8,700 | 9,400 | 6 |
| 9,000 | 9,400 | |
| 9,300 | 10,000 | 6 |
| 9,600 | | |

附則別表第四　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員で旧俸給月額が 7,500円以下のものの切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 |
| 6,400 | 7,300 | |
| 6,600 | 7,700 | 6 |
| 6,900 | 7,700 | |
| 7,200 | 8,100 | 6 |
| 7,500 | 8,100 | |

附則別表第五　海事職俸給表㈠の適用を受ける職員の切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 6,900 | 7,400 | | 11,600 | 12,800 | 6 | 19,800 | 21,600 | 9 | 32,800 | 34,200 | |
| 7,200 | 8,000 | 6 | 12,100 | 12,800 | | 20,500 | 21,600 | 3 | 33,900 | 35,800 | |
| 7,500 | 8,000 | | 12,600 | 13,800 | 6 | 21,200 | 22,800 | 9 | 35,300 | 37,400 | 3 |
| 7,800 | 8,600 | 6 | 13,100 | 13,800 | | 22,000 | 22,800 | | 36,700 | 39,000 | 6 |
| 8,100 | 8,600 | | 13,600 | 14,800 | 6 | 22,800 | 24,200 | 6 | 38,100 | 40,600 | 6 |
| 8,400 | 9,200 | 6 | 14,100 | 14,800 | | 23,600 | 25,600 | 9 | 39,600 | 42,200 | 6 |
| 8,700 | 9,200 | | 14,600 | 15,800 | 6 | 24,400 | 25,600 | | 41,100 | 43,800 | 6 |
| 9,000 | 10,000 | 6 | 15,100 | 15,800 | | 25,300 | 27,000 | 3 | 42,700 | 45,400 | 6 |
| 9,300 | 10,000 | 3 | 15,600 | 16,800 | 3 | 26,200 | 28,400 | 6 | 44,300 | 47,000 | 6 |
| 9,600 | 10,800 | 9 | 16,300 | 18,000 | 9 | 27,300 | 29,800 | 9 | 45,900 | 48,600 | 6 |
| 10,000 | 10,800 | 3 | 17,000 | 18,000 | | 28,400 | 29,800 | | 47,500 | 50,200 | 6 |
| 10,400 | 11,800 | 9 | 17,700 | 19,200 | 6 | 29,500 | 31,200 | 3 | 49,100 | 51,800 | 6 |
| 10,800 | 11,800 | 6 | 18,400 | 20,400 | 9 | 30,600 | 32,600 | 6 | 50,700 | 53,400 | 6 |
| 11,200 | 11,800 | | 19,100 | 20,400 | 3 | 31,700 | 34,200 | 9 | 52,300 | | |

附則別表第六　海事職俸給表㈠の適用を受ける職員の切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 5,400 | 5,900 | | 8,100 | 8,800 | 6 | 13,600 | 14,800 | 6 | 22,800 | 23,800 | |
| 5,500 | 6,100 | 6 | 8,400 | 8,800 | | 14,100 | 14,800 | | 23,600 | 24,800 | |
| 5,600 | 6,100 | | 8,700 | 9,400 | 6 | 14,600 | 15,800 | 6 | 24,400 | 25,800 | 3 |
| 5,700 | 6,400 | 6 | 9,000 | 9,400 | | 15,100 | 15,800 | | 25,300 | 26,800 | 3 |
| 5,800 | 6,400 | 3 | 9,300 | 10,200 | 6 | 15,600 | 16,800 | 3 | 26,200 | 27,800 | 3 |
| 5,900 | 6,400 | | 9,600 | 10,200 | | 16,300 | 17,800 | 6 | 27,300 | 28,800 | 3 |
| 6,050 | 6,800 | 6 | 10,000 | 11,000 | 6 | 17,000 | 18,800 | 9 | 28,400 | 29,800 | |
| 6,200 | 6,800 | | 10,400 | 11,000 | | 17,700 | 18,800 | | 29,500 | 30,800 | |
| 6,400 | 7,200 | 6 | 10,800 | 11,800 | 6 | 18,400 | 19,800 | 3 | 30,600 | 31,800 | |
| 6,600 | 7,200 | | 11,200 | 11,800 | | 19,100 | 20,800 | 9 | 31,700 | 33,800 | 6 |
| 6,900 | 7,600 | 6 | 11,600 | 12,800 | 6 | 19,800 | 20,800 | 3 | 32,800 | 34,800 | 3 |
| 7,200 | 7,600 | | 12,100 | 12,800 | | 20,500 | 21,800 | 6 | | | |
| 7,500 | 8,200 | 6 | 12,600 | 13,800 | 6 | 21,200 | 22,800 | 9 | | | |
| 7,800 | 8,200 | | 13,100 | 13,800 | | 22,000 | 23,800 | 9 | | | |

附則別表第七　教育職俸給表㈠及び医療職俸給表㈠の適用を受ける職員の切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 6,900 | 7,400 | | 12,600 | 13,800 | 6 | 22,800 | 23,600 | | 41,100 | 42,800 | |
| 7,200 | 8,000 | 6 | 13,100 | 13,800 | | 23,600 | 25,200 | 6 | 42,700 | 44,400 | |
| 7,500 | 8,000 | | 13,600 | 14,800 | 6 | 24,400 | 26,800 | 9 | 44,300 | 46,000 | |
| 7,800 | 8,600 | 6 | 14,100 | 14,800 | | 25,300 | 26,800 | 3 | 45,900 | 47,600 | |
| 8,100 | 8,600 | | 14,600 | 15,800 | 6 | 26,200 | 28,400 | 6 | 47,500 | 49,600 | 3 |
| 8,400 | 9,200 | 6 | 15,100 | 15,800 | | 27,300 | 30,000 | 9 | 49,100 | 51,600 | 6 |
| 8,700 | 9,200 | | 15,600 | 17,000 | 6 | 28,400 | 30,000 | 3 | 50,700 | 53,600 | 6 |
| 9,000 | 9,800 | 6 | 16,300 | 17,000 | | 29,500 | 31,600 | 6 | 52,300 | 55,600 | |
| 9,300 | 9,800 | | 17,000 | 18,200 | 3 | 30,600 | 33,200 | 9 | 53,900 | 55,600 | |
| 9,600 | 10,800 | 9 | 17,700 | 19,400 | 9 | 31,700 | 33,200 | | 55,500 | 57,600 | |
| 10,000 | 10,800 | 3 | 18,400 | 19,400 | 3 | 32,800 | 34,800 | 3 | 57,300 | 60,000 | |
| 10,400 | 11,800 | 9 | 19,100 | 20,800 | 9 | 33,900 | 36,400 | 6 | 59,100 | 62,400 | |
| 10,800 | 11,800 | 6 | 19,800 | 20,800 | 3 | 35,300 | 38,000 | 9 | 60,900 | 62,400 | |
| 11,200 | 11,800 | | 20,500 | 22,200 | 9 | 36,700 | 39,600 | 9 | | | |
| 11,600 | 12,800 | 6 | 21,200 | 22,200 | | 38,100 | 39,600 | | | | |
| 12,100 | 12,800 | | 22,000 | 23,600 | 6 | 39,600 | 41,200 | | | | |





附則別表第八　教育職俸給表㈡の適用を受ける職員の切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 6,050 | 6,600 | | 10,400 | 11,800 | 9 | 18,400 | 19,800 | 3 | 31,700 | 33,300 | |
| 6,200 | 7,000 | 6 | 10,800 | 11,800 | 6 | 19,100 | 20,800 | 9 | 32,800 | 34,800 | 3 |
| 6,400 | 7,000 | | 11,200 | 11,800 | | 19,800 | 20,800 | 3 | 33,900 | 36,300 | 6 |
| 6,600 | 7,400 | 6 | 11,600 | 12,800 | 6 | 20,500 | 21,800 | 6 | 35,300 | 37,800 | 6 |
| 6,900 | 7,400 | | 12,100 | 12,800 | | 21,200 | 22,800 | 9 | 36,700 | 39,300 | 9 |
| 7,200 | 8,000 | 6 | 12,600 | 13,800 | 6 | 22,000 | 23,800 | 9 | 38,100 | 40,800 | 9 |
| 7,500 | 8,000 | | 13,100 | 13,800 | | 22,800 | 23,800 | | 39,600 | 42,300 | 6 |
| 7,800 | 8,600 | 6 | 13,600 | 14,800 | 6 | 23,600 | 24,800 | | 41,100 | 43,800 | 6 |
| 8,100 | 8,600 | | 14,100 | 14,800 | | 24,400 | 25,800 | 3 | 42,700 | 45,300 | 6 |
| 8,400 | 9,200 | 6 | 14,600 | 15,800 | 6 | 25,300 | 27,000 | 3 | 44,300 | 46,800 | 3 |
| 8,700 | 9,200 | | 15,100 | 15,800 | | 26,200 | 28,200 | 6 | 45,900 | 48,300 | 3 |
| 9,000 | 9,800 | 6 | 15,600 | 16,800 | 3 | 27,300 | 29,400 | 6 | 47,500 | 49,800 | 3 |
| 9,300 | 9,800 | | 16,300 | 17,800 | 6 | 28,400 | 30,600 | 9 | 49,100 | 51,300 | 3 |
| 9,600 | 10,800 | 9 | 17,000 | 18,800 | 9 | 29,500 | 31,800 | 9 | 50,700 | 52,800 | 3 |
| 10,000 | 10,800 | 3 | 17,700 | 18,800 | | 30,600 | 31,800 | | | | |

附則別表第九　教育職俸給表㈢の適用を受ける職員の切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 6,050 | 6,600 | | 10,000 | 10,600 | | 17,000 | 18,300 | 3 | 28,400 | 30,000 | 3 |
| 6,200 | 7,000 | 6 | 10,400 | 11,400 | 6 | 17,700 | 19,300 | 6 | 29,500 | 31,200 | 3 |
| 6,400 | 7,000 | | 10,800 | 11,400 | | 18,400 | 20,300 | 9 | 30,600 | 32,400 | 3 |
| 6,600 | 7,400 | 6 | 11,200 | 12,300 | 6 | 19,100 | 20,300 | 3 | 31,700 | 33,600 | 3 |
| 6,900 | 7,400 | | 11,600 | 12,300 | | 19,800 | 21,300 | 9 | 32,800 | 34,800 | 3 |
| 7,200 | 8,000 | 6 | 12,100 | 13,300 | 6 | 20,500 | 21,300 | | 33,900 | 36,000 | 3 |
| 7,500 | 8,000 | | 12,600 | 13,300 | | 21,200 | 22,300 | | 35,300 | 37,200 | 3 |
| 7,800 | 8,600 | 6 | 13,100 | 14,300 | 6 | 22,000 | 23,300 | 3 | 36,700 | 38,700 | 3 |
| 8,100 | 8,600 | | 13,600 | 14,300 | | 22,800 | 24,300 | 6 | 38,100 | 40,200 | 3 |
| 8,400 | 9,200 | 6 | 14,100 | 15,300 | 6 | 23,600 | 25,300 | 9 | 39,600 | 41,700 | 3 |
| 8,700 | 9,200 | | 14,600 | 15,300 | | 24,400 | 26,400 | 9 | 41,100 | 43,200 | 3 |
| 9,000 | 9,800 | 6 | 15,100 | 16,300 | 6 | 25,300 | 26,400 | | 42,700 | 44,700 | 3 |
| 9,300 | 9,800 | | 15,600 | 17,300 | 9 | 26,200 | 27,600 | | 44,300 | 46,200 | |
| 9,600 | 10,600 | 6 | 16,300 | 17,300 | | 27,300 | 28,800 | 3 | 45,900 | 47,700 | |

附則別表第十　医療職俸給表㈢の適用を受ける職員の切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 6,600 | 7,300 | 3 | 11,600 | 12,600 | 3 | 20,500 | 21,500 | |
| 6,900 | 7,800 | 6 | 12,100 | 13,500 | 9 | 21,200 | 22,500 | 3 |
| 7,200 | 7,800 | | 12,600 | 13,500 | 3 | 22,000 | 23,500 | 6 |
| 7,500 | 8,300 | 6 | 13,100 | 14,500 | 9 | 22,800 | 24,500 | 9 |
| 7,800 | 8,300 | | 13,600 | 14,500 | 3 | 23,600 | 24,500 | |
| 8,100 | 8,900 | 6 | 14,100 | 15,500 | 9 | 24,400 | 25,500 | |
| 8,400 | 8,900 | | 14,600 | 15,500 | 3 | 25,300 | 26,700 | 3 |
| 8,700 | 9,500 | 6 | 15,100 | 16,500 | 9 | 26,200 | 27,900 | 3 |
| 9,000 | 9,500 | | 15,600 | 16,500 | | 27,300 | 29,100 | 6 |
| 9,300 | 10,200 | 6 | 16,300 | 17,500 | 3 | 28,400 | 30,300 | 6 |
| 9,600 | 10,200 | | 17,000 | 18,500 | 6 | 29,500 | 31,500 | 6 |
| 10,000 | 11,000 | 6 | 17,700 | 19,500 | 9 | 30,600 | 32,700 | 6 |
| 10,400 | 11,000 | | 18,400 | 19,500 | | 31,700 | 33,900 | 6 |
| 10,800 | 11,800 | 6 | 19,100 | 20,500 | 6 | 32,800 | 35,100 | 6 |
| 11,200 | 11,800 | | 19,800 | 21,500 | 9 | 33,900 | | |

（内閣総理大臣臨時代理・各省大臣署名）





## 法律第百五十五号（昭三二・六・一）

### ◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は別表第五」を削り、同条第二項中「防衛大学校その他政令で定める防衛庁の機関に勤務する教官その他の政令で定める教育職員（以下「教育職員」という。）以外のもの又は教育職員の区分に応じ、別表第二イ若しくはロ又は別表第六」を「政令で定める適用範囲の区分に従い、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七まで」に改め、同条第三項中「別表第三又は別表第七」を「別表第二」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給日額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に応じて、政令で定める額とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（職務の等級）

**第四条の二**　参事官等及び事務官等の職務は、別表第一及び一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までに定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2　参事官等及び事務官等の職務の等級ごとの定数は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基く分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定める。

3　参事官等及び事務官等の職務の等級は、前項の規定による職務の等級ごとの定数の範囲内で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。

第五条を次のように改める。

（初任給等）

**第五条**　新たに職員（参事官等、事務官等及び自衛官をいう。以下本条において同じ。）として任用された者の俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額、自衛官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合の一に該当したときの俸給額の決定基準については、政令で定める。

一　参事官等が事務官等若しくは自衛官となり、事務官等が参事官等若しくは自衛官となり、又は自衛官が参事官等若しくは事務官等となつた場合

二　陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合

三　参事官等又は事務官等が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

四　自衛官が昇任し、又は降任した場合

五　事務官等が一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合

2　前項の場合において、防衛庁長官（以下「長官」という。）は、他の職員との権衡上必要と認めるときは、政令で定めるところにより、その者の属する職務の等級又は階級における最高の号俸をこえて俸給額を決定することができる。

3　一般職の職員の給与に関する法律第六条の二の規

は、事務官等の官職及びその官職を占める者の俸給月額の決定について準用する。この場合において、同法同条中「前条」とあるのは「前二項」と、「人事院が定める。」とあるのは「総理府令で定める。」と読み替えるものとする。

4　一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項から第九項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法同条第六項ただし書中「第三項又は第四項」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項」と、同法同条第七項中「職員の勤務成績が特に良好である場合」とあるのは「政令で定める場合」と、同法同条第八項中「俸給月額」とあるのは「俸給額」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級又は階級」と、「行政職俸給表㈠の適用を受ける職員にあつては、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」と読み替えるものとする。

第六条から第九条までを次のように改める。

**第六条から第九条まで**　削除

第十条第三項中「その日」を「その日（職員が第五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合の一に該当して前の職員の職を離職した場合にあつては、その日の前日）」に改める。

第十一条の二を次のように改める。

（俸給の調整額）

**第十一条の二**　一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

第十一条の三第一項中「第四条に規定する」を削る。

第十三条第一項中「防衛庁長官（以下「長官」という。）」を「長官」に改める。

第十四条を次のように改める。

（超過勤務手当等）

**第十四条**　事務官等には、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当を支給する。

2　一般職の職員の給与に関する法律第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第十九条の二第一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第十九条の三中「第十条の二第一項」とあるのは「防衛庁職員給与法第十一条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第十八条第一項中「陸曹等」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官（以下「陸曹等」という。）」に改める。

第十八条の二第二項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改め、「、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」を削り、「俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」及び「俸給月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。

第十九条中「勤務地手当、」を削る。

第二十三条第二項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第二十四条第二項中「第十四条第三項、第十五条から」を「第十四条から」に改める。

第二十五条第二項中「三千二百円」を「三千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、」の下に「同法第四条第一項中「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」という。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三の給与期間）」と、」を加え、同条第二項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改め、「勤務地手当、」を削る。

第二十八条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを削る。

第二十八条の二中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

**第二十八条の二**　停年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第二項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第二項の規定にかかわらず、その者が停年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2　自衛官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法





とあるのは「政令」と、」の下に「同法第四条第一項中「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」という。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三の給与期間）」と、」を加え、同条第二項中「、扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改め、「勤務地手当、」を削る。

第二十八条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを削る。

第二十八条の二中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

**第二十八条の二**　停年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第二項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第二項の規定にかかわらず、その者が停年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2　自衛官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四条第一項中「二十年以上勤続し停年に達したこと」とあるのは「停年に達し、かつ、政令で定める事由に該当したこと」と、同法第九条中「一般の退職手当若しくは防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十二条第一項中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛庁職員給与法第二十八条の規定による退職手当及び」とする。

3　前条の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（同条第七項各号の一に該当した者を含む。）に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間（同条第七項各号の一に該当した者にあつては、仮りにこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

4　学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、学生としての在職期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生としての正規の課程を終了し、引き続いて自衛官に任用された場合に限り、学生としての在職期間の二分の一に相当する期間は、自衛官としての在職期間に通算する。

別表第二　自衛官俸給表

別表第二を次のように改める。

| 階級 / 号俸 | 陸将 海将 空将 甲 俸給日額 | 陸将 海将 空将 乙 俸給日額 | 乙 昇給期間 | 陸将補 海将補 空将補 俸給日額 | 昇給期間 | 1等陸佐 1等海佐 1等空佐 俸給日額 | 昇給期間 | 2等陸佐 2等海佐 2等空佐 俸給日額 | 昇給期間 | 3等陸佐 3等海佐 3等空佐 俸給日額 | 昇給期間 | 1等陸尉 1等海尉 1等空尉 俸給日額 | 昇給期間 | 2等陸尉 2等海尉 2等空尉 俸給日額 | 昇給期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 1 | 2,420 | 1,860 | 12 | 1,580 | 12 | 1,280 | 12 | 1,080 | 12 | 920 | 12 | 770 | 12 | 640 | 12 | | |
| 2 | 2,540 | 1,950 | 12 | 1,650 | 12 | 1,350 | 12 | 1,140 | 12 | 970 | 12 | 820 | 12 | 670 | 12 | | |
| 3 | 2,660 | 2,040 | 12 | 1,720 | 12 | 1,420 | 12 | 1,210 | 12 | 1,020 | 12 | 870 | 12 | 700 | 12 | | |
| 4 | 2,790 | 2,130 | 12 | 1,790 | 12 | 1,490 | 12 | 1,280 | 12 | 1,080 | 12 | 920 | 12 | 730 | 12 | | |
| 5 | 2,920 | 2,220 | 12 | 1,860 | 12 | 1,580 | 12 | 1,350 | 12 | 1,140 | 12 | 970 | 12 | 770 | 12 | | |
| 6 | | 2,320 | 12 | 1,950 | 12 | 1,650 | 12 | 1,420 | 12 | 1,210 | 12 | 1,020 | 15 | 820 | 15 | | |
| 7 | | 2,420 | 18 | 2,040 | 15 | 1,720 | 15 | 1,490 | 15 | 1,280 | 15 | 1,080 | 15 | 870 | 15 | | |
| 8 | | 2,540 | 21 | 2,130 | 18 | 1,790 | 18 | 1,580 | 18 | 1,350 | 18 | 1,140 | 18 | 920 | 18 | | |
| 9 | | 2,660 | 24 | 2,220 | 21 | 1,860 | 21 | 1,650 | 21 | 1,420 | 21 | 1,210 | 18 | 970 | 18 | | |
| 10 | | 2,790 | | 2,320 | 24 | 1,950 | 24 | 1,720 | 24 | 1,490 | 24 | 1,280 | 21 | 1,020 | 21 | | |
| 11 | | | | 2,420 | | 2,040 | | 1,790 | 24 | 1,580 | 24 | 1,350 | 24 | 1,080 | 21 | | |
| 12 | | | | | | | | 1,860 | | 1,650 | | 1,420 | | 1,140 | 24 | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | 1,210 | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給日額を受けるべき官職及びその官職を占め俸を受けるに至つた時から長期間経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給日額を

| 3等陸尉 3等海尉 3等空尉 俸給日額 | 昇給期間 | 1等陸曹 1等海曹 1等空曹 俸給日額 | 昇給期間 | 2等陸曹 2等海曹 2等空曹 俸給日額 | 昇給期間 | 3等陸曹 3等海曹 3等空曹 俸給日額 | 昇給期間 | 陸士長 海士長 空士長 俸給日額 | 昇給期間 | 1等陸士 1等海士 1等空士 俸給日額 | 昇給期間 | 2等陸士 2等海士 2等空士 俸給日額 | 3等陸士 3等海士 3等空士 俸給日額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 円 |
| 535 | 12 | 420 | 12 | 360 | 12 | 315 | 12 | 265 | 12 | 225 | 12 | 205 | 190 |
| 565 | 12 | 460 | 12 | 390 | 12 | 360 | 12 | 290 | 12 | 245 | 12 | | |
| 595 | 12 | 500 | 12 | 420 | 12 | 390 | 15 | 315 | 15 | 265 | | | |
| 640 | 12 | 540 | 12 | 460 | 12 | 420 | 18 | 360 | | | | | |
| 670 | 12 | 580 | 12 | 500 | 15 | 460 | | | | | | | |
| 700 | 15 | 625 | 15 | 540 | 15 | | | | | | | | |
| 730 | 15 | 670 | 15 | 580 | 18 | | | | | | | | |
| 770 | 18 | 715 | 18 | 625 | 18 | | | | | | | | |
| 820 | 18 | 760 | 18 | 670 | 21 | | | | | | | | |
| 870 | 21 | 805 | 21 | 715 | 24 | | | | | | | | |
| 920 | 21 | 850 | 21 | 760 | | | | | | | | | |
| 970 | 24 | 900 | 24 | | | | | | | | | | |
| 1,020 | 24 | 950 | 24 | | | | | | | | | | |
| 1,080 | | 1,000 | | | | | | | | | | | |

る者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号定めることができる。





別表第一　次長、議長及び参事官等俸給表

別表第一を次のように改める。

| 次長 議長 俸給月額 | 官職等級 / 号俸 | 参事官等 1等級 俸給月額 | 昇給期間 | 2等級 俸給月額 | 昇給期間 | 3等級 俸給月額 | 昇給期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 |
| 73,000 | 1 | 48,200 | 12 | 34,500 | 12 | 18,500 | 12 |
| | 2 | 50,500 | 12 | 36,400 | 12 | 19,600 | 12 |
| | 3 | 53,000 | 12 | 38,300 | 12 | 20,800 | 12 |
| | 4 | 55,500 | 12 | 40,200 | 12 | 22,000 | 12 |
| | 5 | 58,000 | 12 | 42,200 | 12 | 23,200 | 12 |
| | 6 | 60,500 | 12 | 44,200 | 12 | 24,400 | 12 |
| | 7 | 63,000 | 15 | 46,200 | 12 | 25,700 | 12 |
| | 8 | 65,500 | 18 | 48,200 | 15 | 27,100 | 12 |
| | 9 | 68,300 | 24 | 50,500 | 18 | 28,500 | 12 |
| | 10 | 72,000 | | 53,000 | 21 | 29,900 | 12 |
| | 11 | | | 55,500 | 24 | 31,300 | 12 |
| | 12 | | | 58,000 | | 32,900 | 12 |
| | 13 | | | | | 34,500 | 12 |
| | 14 | | | | | 36,400 | 15 |
| | 15 | | | | | 38,300 | 15 |
| | 16 | | | | | 40,200 | 18 |
| | 17 | | | | | 42,200 | 21 |
| | 18 | | | | | 44,200 | 24 |
| | 19 | | | | | 46,200 | |

別表第三から別表第七までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

（俸給の切替及びその切替に伴う措置）

2　昭和三十二年四月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額をいい、自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。以下同じ。）にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）は、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給額（旧法第十一条の二の規定により俸給の調整額を受けていた事務官等で総理府令で定めるものについては、総理府令で定める額。以下「旧俸給額」という。）に対応する切替表（参事官等にあつては附則別表第一、事務官等にあつては政令で定める適用範囲の区分に従い一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則別表第一から附則別表第十まで、自衛官にあつては附則別表第二をいう。以下同じ。）に掲げる新俸給額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。）に定めるその者の属する職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3　旧俸給額が切替表に期間の定のある旧俸給額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給額（前項の規定により切り替えられた俸給額をいう。以下同じ。）を受ける期間に通算される期間が切替日に通算される期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に対応する新俸額に達しないときは、その新俸給額）をその者の切替俸給額とする。

4　前項の規定により切替俸給額を決定された職員については、その者の切替俸給額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧俸給額について切替表に定める期間に達することとなる者については同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給額を決定するものとする。

5　新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給額を受けていた期間（その期間がその俸給額について旧法別表第四において職員の区分に従い定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間とし、総理府令で定める者にあつては、これに三月（切替日の前日における俸給額を受けていた期間が三月未満である者で総理府令で定めるものについては、六月）を加えた期間）を切替俸給額を受ける期間に通算する。

6　前項の場合において、切替表に期間の定のある旧





俸給額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給額を決定された者については、前項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7　前二項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8　旧俸給額が参事官等にあつては五万七千七百円、事務官等にあつては五万七百円、自衛官にあつては二千百八十円をこえる者の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

9　昭和二十七年八月一日から切替日の前日までの間において旧法第六条第三項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、政令で定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により俸給額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10　附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、政令で定めるところによる。

11　切替日の前日から引き続き在職する事務官等の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年七月三十日までにおいて新たに事務官等となつた者のその事務官等となつた日における職務の等級が、同年同月三十一日までに決定することができる。この場合において、その者の職務の等級が決定されるまでの間においては、総理府令で定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する事務官等については旧法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する同法別表第六に掲げる額の直近上位の額（総理府令で定める者については、総理府令で定める額）を、切替日以降においては、総理府令で定める額で決定することができる。

12　附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、旧法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給額は、同法及びこれに基く命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

13　新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14　附則第二項、附則第五項、附則第十一項及び附則第十七項の規定に基き内閣総理大臣が総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

15　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、政令で定める。

（暫定手当）

16　次長、議長、参事官等及び事務官等には、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例で定める額を、それぞれ俸給月額とみなして新法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、同法による給与の内払として支給する。

に準じて政令で定めるところにより、当分の間、暫定手当を支給する。

（差額の支給）

17　この法律の施行の日の前日における旧法の規定による職員の俸給（保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）附則第五項の規定による手当を含む。）、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の日額の合計額）（以下本項においてこれらを「新給与額」という。）をこえるときは、新給与額が同日における旧給与額（俸給表の適用を異にして異動する場合その他総理府令で定める事由に該当する場合にあつては、総理府令で定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。新法第十九条の規定は、その差額の支給方法について準用する。

（給与の内払）

18　この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十二年五月三十一日までの期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（暫定手当を基礎とする給与）

19　次長、議長、参事官等及び事務官等に暫定手当が支給される間、新法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、新法第十八条の二第二項中「及び扶養手当の月額の合計額（自衛官）」とあるのは、「、俸給の月額（自衛官）」と、新法第二十三条第二項中「及び扶養手当及び暫定手当」と、新法第二十七条第二項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当、」とあるのは「特殊勤務手当、」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（保安庁職員給与法の一部改正）

20　保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5　削除

21　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三を次のように改める。

**第五十九条ノ三**　前条第一項ニ規定スル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヘノ昇給ニ付テハ転官職ニ依リ昇給ヲ来ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル俸給中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一号俸上位ノ号俸トシテ之ニ直近スル上位ノ号俸ヲ以テ二号俸上位ノ号俸トス

22　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。





附則別表第1　参事官等新旧俸給月額切替表

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 | 旧俸給月額 | 新俸給月額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 15,000 | 16,300 | 6 | 25,100 | 27,100 | 9 | 41,800 | 44,200 | 3 |
| 15,500 | 16,300 | | 26,000 | 27,100 | | 43,400 | 46,200 | 6 |
| 16,100 | 17,400 | 6 | 26,900 | 28,500 | 3 | 45,100 | 48,200 | 6 |
| 16,700 | 17,400 | | 27,800 | 29,900 | 6 | 46,900 | 50,500 | 9 |
| 17,300 | 18,500 | 6 | 28,800 | 31,300 | 9 | 48,700 | 50,500 | |
| 17,900 | 19,600 | 9 | 29,800 | 31,300 | | 50,500 | 53,000 | 3 |
| 18,600 | 19,600 | | 31,000 | 32,900 | 3 | 52,300 | 55,500 | 6 |
| 19,400 | 20,800 | 3 | 32,200 | 34,500 | 6 | 54,100 | 58,000 | 9 |
| 20,200 | 22,000 | 6 | 33,500 | 36,400 | 9 | 55,900 | 58,000 | |
| 21,000 | 23,200 | 9 | 34,800 | 36,400 | | 57,700 | 60,500 | 3 |
| 21,800 | 23,200 | 3 | 36,100 | 38,300 | 3 | 59,500 | 63,000 | |
| 22,600 | 24,400 | 9 | 37,400 | 40,200 | 6 | 61,500 | 63,000 | |
| 23,400 | 24,400 | | 38,700 | 42,200 | 9 | 63,200 | 65,500 | |
| 24,200 | 25,700 | 6 | 40,200 | 42,200 | | | | |

附則別表第2　自衛官新旧俸給日額切替表

イ　幹部自衛官

| 旧俸給日額 | 新俸給日額 | 期間 | 旧俸給日額 | 新俸給日額 | 期間 | 旧俸給日額 | 新俸給日額 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 535 | 595 | 6 | 960 | 1,020 | 3 | 1,860 | 1,950 | 3 |
| 555 | 595 | | 1,000 | 1,080 | 6 | 1,940 | 2,040 | 6 |
| 575 | 640 | 6 | 1,040 | 1,140 | 9 | 2,020 | 2,130 | 9 |
| 595 | 640 | | 1,080 | 1,140 | | 2,100 | 2,130 | |
| 615 | 670 | 6 | 1,130 | 1,210 | 3 | 2,180 | 2,220 | 3 |
| 640 | 700 | 9 | 1,180 | 1,280 | 6 | 2,260 | 2,320 | |
| 665 | 700 | | 1,230 | 1,350 | 9 | 2,340 | 2,420 | |
| 690 | 730 | 3 | 1,280 | 1,350 | | 2,420 | 2,540 | |
| 715 | 770 | 6 | 1,330 | 1,420 | 3 | | | |
| 740 | 820 | 9 | 1,390 | 1,490 | 6 | | | |
| 770 | 820 | 3 | 1,450 | 1,580 | 9 | | | |
| 800 | 870 | 9 | 1,510 | 1,580 | | | | |
| 830 | 870 | | 1,580 | 1,650 | 6 | | | |
| 860 | 920 | 6 | 1,650 | 1,720 | 6 | | | |
| 890 | 970 | 9 | 1,720 | 1,790 | 6 | | | |
| 920 | 970 | | 1,790 | 1,860 | 9 | | | |

ロ　陸曹等

| 期間 | 給俸額 新日 | 給俸額 旧日 | 期間 | 給俸額 新日 | 給俸額 旧日 | 期間 | 給俸額 新日 | 給俸額 旧日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 |
| | 190 | 180 | 6 | 315 | 285 | | 540 | 515 |
| 6 | 190 | 185 | | 315 | 295 | 6 | 580 | 540 |
| 9 | 200 | 190 | 9 | 360 | 305 | 9 | 625 | 565 |
| | 200 | 195 | 6 | 360 | 315 | | 625 | 590 |
| 3 | 210 | 200 | | 360 | 330 | 3 | 670 | 615 |
| 9 | 210 | 205 | 6 | 390 | 345 | 9 | 715 | 640 |
| 6 | 225 | 210 | | 390 | 360 | 6 | 715 | 665 |
| 9 | 225 | 215 | 6 | 420 | 375 | 9 | 760 | 690 |
| 3 | 245 | 225 | | 420 | 390 | 3 | 760 | 715 |
| 9 | 265 | 235 | 9 | 460 | 405 | 9 | 805 | 740 |
| | 265 | 245 | 6 | 460 | 420 | | 805 | 770 |
| 6 | 290 | 255 | | 460 | 440 | 6 | 850 | 800 |
| | 290 | 265 | 6 | 500 | 465 | | | |
| | 290 | 275 | | 500 | 490 | | | |

（内閣総理大臣臨時代理・大蔵大臣署名）





**法律第百五十六号**（昭三二・六・一）

## ◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

**第二条の二**　最高裁判所は、前条の規定にかかわらず、判事がその最高額の報酬を受けるに至つた時から長期間を経過した場合に支給すべき報酬として、一般の官吏の例に準じて、その最高額を超える報酬月額を定めることができる。

第三条中「報酬の号」の下に「又は報酬月額」を加える。

第九条中「第十六号」を「第十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　寒冷地に在勤する高等裁判所長官には、一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給する。

第十五条中「四万七千五百円又は四万二千七百円」を「五万一千円又は四万四千四百円」に、「六万九百円」を「六万二千四百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

| 区分 | | 報酬月額 |
|---|---|---|
| 最高裁判所長官 | | 一一〇、〇〇〇円 |
| 最高裁判所判事 | | 八八、〇〇〇円 |
| 東京高等裁判所長官 | | 八二、〇〇〇円 |
| その他の高等裁判所長官 | | 七八、〇〇〇円 |
| 判事 | 一号 | 七二、〇〇〇円 |
| | 二号 | 六七、二〇〇円 |
| | 三号 | 六二、四〇〇円 |
| | 四号 | 五七、六〇〇円 |
| | 五号 | 五三、二〇〇円 |
| 判事補 | 一号 | 四一、〇〇〇円 |
| | 二号 | 三七、〇〇〇円 |
| | 三号 | 三三、五〇〇円 |
| | 四号 | 三〇、四〇〇円 |
| | 五号 | 二八、四〇〇円 |
| 簡易裁判所判事 | 一号 | 五七、六〇〇円 |
| | 二号 | 五三、二〇〇円 |
| | 三号 | 五一、〇〇〇円 |
| | 四号 | 四四、四〇〇円 |
| | 五号 | 四一、〇〇〇円 |
| | 六号 | 三七、〇〇〇円 |
| | 七号 | 三三、五〇〇円 |
| | 八号 | 三〇、四〇〇円 |
| | 九号 | 二八、四〇〇円 |
| | 十号 | 二六、二〇〇円 |
| | 十一号 | 二三、六〇〇円 |
| | 十二号 | 一九、三〇〇円 |
| | 十三号 | 一八、三〇〇円 |
| | 十四号 | 一六、三〇〇円 |
| | 六号 | 二六、二〇〇円 |
| | 七号 | 二三、六〇〇円 |
| | 八号 | 一九、三〇〇円 |
| | 九号 | 一八、三〇〇円 |
| | 十号 | 一六、三〇〇円 |

## 法律第百五十七号（昭三二・六・一）

### ◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

2　昭和三十二年三月三十一日において改正前の別表に掲げる二号から十一号までの報酬を受ける判事補及び六号から十五号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の同年四月一日における報酬の号は、判事補については、それぞれ一号、二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号、九号及び十号とし、簡易裁判所判事については、それぞれ五号、六号、七号、八号、九号、十号、十一号、十二号、十三号及び十四号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる二号から十一号までの報酬を受けるに至つた判事補及び六号から十五号までの報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における号についても、同様である。

3　裁判官が昭和三十二年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による報酬その他の給与の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣臨時代理署名）

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第一条に次の一項を加える。

2　寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給する。

第二条の次に次の一条を加える。

**第二条の二**　検事がその最高額の俸給を受けるに至つた時から長期間を経過した場合においては、一般官吏の例により、その最高額を超える月額の俸給を支給することができる。

第三条第一項を次のように改める。

法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

第四条中「及び勤務地手当」を削る。

第九条中「四万二千七百円」を「五万一千円又は四万四千四百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

| 区分 | 俸給月額 |
|---|---|
| 検事総長 | 八八、〇〇〇円 |
| 次長検事 | 七五、〇〇〇円 |
| 東京高等検察庁検事長 | 七八、〇〇〇円 |
| その他の検事長 | 七五、〇〇〇円 |
| 検事 一号 | 六七、二〇〇円 |
| 検事 二号 | 六二、四〇〇円 |
| 検事 三号 | 五七、六〇〇円 |
| 検事 四号 | 五三、二〇〇円 |
| 検事 五号 | 五一、〇〇〇円 |
| 検事 六号 | 四四、四〇〇円 |
| 検事 七号 | 四一、〇〇〇円 |
| 検事 八号 | 三七、〇〇〇円 |
| 検事 九号 | 三三、五〇〇円 |
| 検事 十号 | 三〇、四〇〇円 |
| 検事 十一号 | 二八、四〇〇円 |
| 検事 十二号 | 二六、二〇〇円 |
| 検事 十三号 | 二三、六〇〇円 |
| 検事 十四号 | 一九、三〇〇円 |
| 検事 十五号 | 一八、三〇〇円 |
| 検事 十六号 | 一六、三〇〇円 |
| 副検事 一号 | 四一、〇〇〇円 |
| 副検事 二号 | 三七、〇〇〇円 |
| 副検事 三号 | 三三、五〇〇円 |
| 副検事 四号 | 三〇、四〇〇円 |
| 副検事 五号 | 二八、四〇〇円 |
| 副検事 六号 | 二六、二〇〇円 |
| 副検事 七号 | 二三、六〇〇円 |
| 副検事 八号 | 一九、三〇〇円 |
| 副検事 九号 | 一八、三〇〇円 |
| 副検事 十号 | 一六、三〇〇円 |
| 副検事 十一号 | 一五、三〇〇円 |
| 副検事 十二号 | 一四、三〇〇円 |
| 副検事 十三号 | 一三、五〇〇円 |
| 副検事 十四号 | 一二、八〇〇円 |
| 副検事 十五号 | 一二、一〇〇円 |
| 副検事 十六号 | 一一、四〇〇円 |
| 副検事 十七号 | 一〇、八〇〇円 |
| 副検事 十八号 | 一〇、二〇〇円 |





附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

2　昭和三十二年三月三十一日において改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受ける副検事の同年四月一日における俸給の号は、次の表に定めるとおりとする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受けるに至つた検事及び二号から十四号までの俸給を受けるに至つた副検事のその受けるに至つた日における号についても、同様である。

| 区分 | 改正前の別表による俸給の号 | 改正後の別表による俸給の号 |
|---|---|---|
| 検事 | 八号 | 七号 |
| 検事 | 九号 | 八号 |
| 検事 | 十号 | 九号 |
| 検事 | 十一号 | 十号 |
| 検事 | 十二号 | 十一号 |
| 検事 | 十三号 | 十二号 |
| 検事 | 十四号 | 十三号 |
| 検事 | 十五号 | 十三号 |
| 検事 | 十六号 | 十四号 |
| 副検事 | 十七号 | 十五号 |
| 副検事 | 十八号 | 十六号 |
| 副検事 | 二号 | 一号 |
| 副検事 | 三号 | 二号 |
| 副検事 | 四号 | 三号 |
| 副検事 | 五号 | 四号 |
| 副検事 | 六号 | 五号 |
| 副検事 | 七号 | 六号 |
| 副検事 | 八号 | 七号 |
| 副検事 | 九号 | 七号 |
| 副検事 | 十号 | 八号 |
| 副検事 | 十一号 | 九号 |
| 副検事 | 十二号 | 十号 |
| 副検事 | 十三号 | 十一号 |
| 副検事 | 十四号 | 十二号 |

3　検察官には、当分の間、一般官吏の例に準じて法務大臣が大蔵大臣と協議して定めるところにより、暫定手当を支給する。

4　前項の規定により検察官に暫定手当が支給される間、改正後の第四条中「扶養手当」とあるのは「扶

## 法律第百五十八号（昭三二・六・一）

### ◎内閣法等の一部を改正する法律

（内閣法の一部改正）

**第一条** 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務、閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整及び内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。

第十四条の次に次の一条を加える。

**第十四条の二** 内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2 内閣参事官は、命を受けて閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

3 内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に関するその統一保持上必要な総合調整その他行政各部の施策に関する総合調整に関する事務を掌る。

4 内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。

5 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

第十五条第一項を次のように改め、同条第二項中「前項の秘書官で、」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、」を加える。

内閣官房に内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣及び内閣官房長官（国務大臣をもつて充てられる場合の内閣官房長官を除く。）に附属する秘書官各一人を置く。

第十六条を次のように改める。

**第十六条** 内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、三十六人とする。

2 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

**第十七条** 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

**第十八条** 内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（国防会議の構成等に関する法律の一部改正）

**第二条** 国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（事務局）

**第八条** 国防会議に、国防会議の事務のほか、国防会議に関する事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局長は、議長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。ただし、事務局の事務のうち国防会議の事務以外の事務の掌理については、内閣官房長官の命を受けるものとする。

5 事務官は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、十二人とする。

（総理府設置法の一部改正）

**第三条** 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十三号中「各行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること」を「各行政機関の事務の連絡に関すること」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

目次中「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

2 総務長官は、国務大臣をもつて充てることができる。

3 総務長官は、内閣総理大臣を助け、府務を整理し、並びに総理府（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている外局を除く。）所管の事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理し、各部局及び機関の事務を監督する。

（総理府総務副長官）

**第二十条** 総理府に総理府総務副長官一人を置く。

2 総務副長官は、総務長官の職務を助ける。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条中「前二条に定める職員の外」を「総務長官、総務副長官及び総務長官秘書官を除く外」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（総理府総務長官秘書官）

**第二十一条** 総理府に総理府総務長官秘書官一人を置く。但し、総務長官が国務大臣をもつて充てられる場合は、この限りでない。

2 総務長官秘書官は、総務長官の命を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時に命を受け、各部局の事務を助ける。

**附 則**

（総理府総務長官）

**第十九条** 総理府に総理府総務長官を置く。

（内閣官房副長官）

第十九条及び第二十条を次のように改める。

（内閣官房副長官）

（国家公安委員会の構成等に関する法律の一部改正）

**第四条** 国家公安委員会の構成等に関する法律（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「統計職員養成所」を「統計職員養成所」に、「南方連絡事務局」を「南方連絡事務局」に、「国防会議事務局」を「国防会議事務局」に改める。

（警察法の一部改正）

**第五条** 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

**第十一条** 削除

第十三条の二を削る。

第十五条第一項の表中引揚同胞対策審議会の項を削る。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

（総理府総務長官）

**第十九条** 総理府に総理府総務長官を置く。

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第四号の次に次の一号を加える。

四の二　総理府総務長官

第二条第三項中第六号の次に次の一号を加え、第八号中「内閣官房長官」の下に「、総理府総務長官」を加える。

六の二　総理府総務副長官

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

3　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二　総理府総務長官

第一条中第五号の次に次の一号を加える。

五の二　総理府総務副長官

別表第一中「内閣官房長官」を「内閣官房長官　総理府総務長官」に、「内閣官房副長官」を「内閣官房副長官　総理府総務副長官」に改める。

（国会法の一部改正）

4　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第四十二条第二項中「内閣官房長官、」の下に「総理府総務長官、」を加える。

（弁護士法の一部改正）

5　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「内閣官房長官、」の下に「総理府総務長官、」を加える。

（恩給法の一部改正）

6　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「憲法調査会事務局長、」の下に「国防会議事務局長、総理府総務長官、総理府総務副長官、」を加え、同項第三号中「若ハ憲法調査会事務局事務官」を「、憲法調査会事務局事務官若ハ国防会議事務局事務官」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

7　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項を次のように改め、同条第二項中「各大臣」を「各省大臣」に改める。

各省に秘書官一人を置く。

（厚生省設置法の一部改正）

8　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第八号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　ふ虞に関する情報、調査等に関すること。

第二十九条第一項の表中

| | |
|---|---|
| 「 | 援護審査会 |
| | 戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。 |
| 」を | |
| 「 | 援護審査会 |
| | 戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。 |
| 」に | |
| | 引揚同胞対策審議会 |
| | 外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。 |

に改める。





第三十九条の五第一項及び第三十九条の八中「第六号第八号までに」を「第一項第六号、第七号及び第九号に」に改める。

（引揚同胞対策審議会設置法の一部改正）

9　引揚同胞対策審議会設置法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総理府」を「厚生省」に改める。

第一条第二項、第二条、第三条第四項及び第五項並びに第四条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生大臣」に、第三条第四項中「内閣官房副長官一人」を「総理府総務副長官」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2　事務長は、厚生省引揚援護局長をもつてこれに充てる。

（青少年問題協議会設置法の一部改正）

10　青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「内閣官房長官」を「総理府総務長官」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

11　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第一号中「内閣官房長官、」の下に「総理府総務長官、」を加える。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正）

12　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「内閣官房副長官」を「総理府総務副長官」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項中「内閣官房次長」を「総理府総務副長官」に改める。

第十条中第十二号を次のように改める。

十二　総理府総務長官

（行政機関職員定員法の一部改正）

13　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「一、六九一人」を「一、六四〇人」に、「一九、七一二人」を「一九、六六一人」に、同表の厚生省の項中「四三、七〇六人」を「四三、七〇八人」に、同表の合計の項中「六四三、九二五人」を「六四三、九二五人」に改める。

（引揚同胞対策審議会の委員等の身分の継続）

14　この法律の施行の際現に引揚同胞対策審議会の委員又は臨時委員である者（内閣官房副長官を除く。）は、この法律による改正後の引揚同胞対策審議会設置法第三条第四項又は第五項の規定により任命されたものとする。

（内閣総理大臣臨時代理・法務・大蔵・厚生大臣臨時代理署名）

## 法律第百五十九号（昭三二・六・一）

## ◎国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3　委員会及び庁は、府又は省に、その外局として置かれるものとする。但し、特に必要がある場合においては、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会又は庁に置くことができる。

第七条の次のように改める。

（内部部局）

**第七条**　府及び省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2　前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3　庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4　前項の規定にかかわらず、第三条第三項但書の庁には、特に必要がある場合においては、部にかえて局を置くことができる。

5　官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、法律でこれを定める。

6　庁、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、法律の範囲内で、政令でこれを定める。

7　委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項、第五項及び前項の規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

**第十七条**　各省及び第三条第三項但書の各庁には、政務次官一人を置く。

2　前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる省に限り、政務次官二人を置くことができる。

3　政務次官は、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し並びにあらかじめその機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　政務次官が二人置かれた省においては、各政務次官の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序につ



第十三条第一項中「各外局の長は、別に法律で定める」を「各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定める」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十四条中「及び各外局の長」を「、各委員会及び各庁の長官に」改め、同条第二項中「、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及びこれに基く規則の規定に従い」を削る。

第十七条の見出しを「（政務次官）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

**第十七条**　各省及び第三条第三項但書の各庁には、政務次官一人を置く。

2　前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる省に限り、政務次官二人を置くことができる。

3　政務次官は、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し並びにあらかじめその機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　政務次官が二人置かれた省においては、各政務次官の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序につ



いては、その省の長たる大臣の定めるところによる。

第十七条の二を次のように改める。

（事務次官及び庁の次長等）

**第十七条の二**　各省及び第三条第三項但書の各庁には、事務次官一人を置く。

2　事務次官は、その機関の長たる大臣を助け、省務又は庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3　第三条第三項但書の庁以外の庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができる。

4　総理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。

第十八条に見出しとして「（秘書官）」を附する。

第十九条に見出しとして「（職の定員）」を附する。

第二十条を次のように改める。

（内部部局の職）

**第二十条**　委員会の事務局に長又は次長を置く場合においては、法律によらなければならない。官房に長を置く場合又は局若しくは部に次長を置く場合も、同様とする。

2　局、部及び課に、それぞれ局長、部長及び課長を置く。

3　官房、局、部又は委員会の事務局に、特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、別に法律で定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を削る。

別表第二の次のように改める。

**別表第二**

| | |
|---|---|
| 大蔵省 | |
| 農林省 | |
| 通商産業省 | |

## 附　則

1　この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

2　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三部」を「三局」に、「管理部」を「行政管理局」に、「統計基準部」を「統計基準局」に、「監察部」を「行政監察局」に改める。

第三条の二中「管区監察局」を「管区行政監察局」に、「監察部」を「行政監察局」に、「地方監察局」を「地方行政監察局」に改める。

第五条を次のように改める。

**第五条**　削除

3　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

**第六条**　削除

第七条に見出しとして「（北海道開発庁に置かれる特別な職）」を附する。

4　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「四部」を「四局」に、「行政部」を「行政局」に、「選挙部」を「選挙局」に、「財政部」を「財政局」に、「税務部」を「税務局」に改める。

第六条中「次長一人及び」を削る。

第七条を次のように改める。

**第七条**　削除

第十条（見出しを含む。）中「行政部」を「行政局」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「選挙部」を「選挙局」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「財政部」を「財政局」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「税務部」を「税務局」に改める。

5　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

**第八条**　削除

第十八条第一項中「内部部局に、課長」を「長官官房及び各局に、書記官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　書記官は、命を受け、事務をつかさどる。

第十八条第三項中「課務」を「事務」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4　書記官は、長官官房又は各局の課長又は国家行政組織法第二十条第三項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

6　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「四部」を「四局」に、「調整部」を「調整局」に、「計画部」を「総合計画局」に、「開発部」を「総合開発局」に、「調査部」を「調査局」に改める。

第六条第十二号中「他部」を「他局」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「調整部」を「他局」に改め、同条第八号中「他部」を「他局」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「計画部」を「総合計画局」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「開発部」を「総合開発局」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「調査部」を「調査局」に改める。

第十二条中第一項、第二項、第五項及び第六項を削り、第三項及び第四項をそれぞれ第一項及び第二項とし、第七項中「開発部」を「総合開発局」に改め、同項を第三項とし、第八項を第四項とする。

7　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

8　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「、防衛庁次長」を削る。

9　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「防衛庁の次長」を「防衛事務次官」に、「次長」を「事務次官」に、「課長」を「書記官」に、同条第二項、第五条、第十一条第一項、第十二条第三項、第二十三条第二項、第二十七条第二項及び別表第一中「次長」を「事務次官」に改める。

10　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項及び附則第十九項中「次長」を「事務次官」に改める。

11　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次長」を「事務次官」に改める。

12　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十六項中「選挙部」を「選挙局」に改める。

13　鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

14　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第五号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

15　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「地方自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第七号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

16　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

17　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

18　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

19　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

20　畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第七号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

21　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。

22　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に改める。

23　附則第二項から前項までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「行政管理庁次長」とあるのは「行局管理事務次官」と、同項第六号中「経済企画事務次官」に改める。

「経済企画庁次長」とあるのは「北海道開発庁次長」とあるのは「北海道開発事務次官」と、「自治庁次長」とあるのは「自治事務次官」と、「経済企画庁次長」とあの

は「経済企画事務次官」と、「防衛庁次長」とあるのは「防衛事務次官」と、「科学技術庁次長」とあるのは「科学技術事務次官」と読み替える。

（内閣総理大臣臨時代理・各省大臣署名）

## 法律第百六十号（昭三二・六・一）

## ◎南方同胞援護会法（衆法）

目次


第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十五条）
第三章　評議員会（第十六条―第十九条）
第四章　業務（第二十条）
第五章　会計（第二十一条―第二十四条）
第六章　監督及び助成（第二十五条―第二十八条）
第七章　罰則（第二十九条―第三十一条）
第八章　雑則（第三十二条）
附則


### 第一章　総則

（目的）

**第一条**　南方同胞援護会は、次に掲げる地域（以下「南方地域」という。）に関する諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対し援護を行い、もつてその福祉の増進を図ることを目的とする。

一　硫黄島島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）

二　孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）

三　沖の島島及び南島島

（法人格）

**第二条**　南方同胞援護会（以下「援護会」という。）は、法人とする。

（事務所）

**第三条**　援護会は、主たる事務所を東京都に置く。

2　援護会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

**第四条**　援護会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　評議員会及び評議員に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　資産に関する事項

八　会計に関する事項



2　定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

**第五条**　援護会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

**第六条**　援護会でない者は、南方同胞援護会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（解散）

**第七条**　援護会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

（民法の準用）

**第八条**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、援護会に準用する。

### 第二章　役員及び職員

（役員）

**第九条**　援護会に、役員として、会長一人、副会長一人、専務理事一人、理事十五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

**第十条**　会長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3　専務理事は、定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長及び副会長にともに事故があるときは会長の職務を代理し、会長及び副会長がともに欠員のときは会長の職務を行う。

4　理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して援護会の業務を掌理し、会長、副会長及び専務理事にともに事故があるときは会長の職務を代理し、会長、副会長及び専務理事がともに欠員のときは会長の職務を行う。

5　監事は、援護会の業務を監査する。

（役員の任命）

**第十一条**　会長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2　副会長及び専務理事は、会長が内閣総理大臣の同意を得て任命する。

3　理事は、会長が評議員会の同意を得て任命する。

（役員の任期）

**第十二条**　役員の任期は、二年とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表権の制限）

**第十三条**　援護会と会長、副会長、専務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、援護会を代表する者がないときは、監事が援護会を代表する。

（民法の準用）

**第十四条**　民法第五十四条（理事の代表権の制限）の規定は、援護会に準用する。

（役員及び職員の地位）

**第十五条**　援護会の役員及び職員（常時勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。）は、刑法（明治

四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第三章　評議員会

（評議員会）

**第十六条**　援護会に評議員会を置く。

2　評議員会は、三十人以上四十人以内の評議員をもつて組織する。

（評議員会の権限）

**第十七条**　次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　収支予算

三　事業計画

四　収支決算

五　その他定款で定める事項

（評議員の任命及び任期）

**第十八条**　評議員は、援護会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　第十二条の規定は、評議員に準用する。

（評議員会の会議）

**第十九条**　評議員会は、会長が招集する。

2　会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

3　評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

4　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5　評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

## 第四章　業務

（業務の範囲）

**第二十条**　援護会は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一　南方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。

二　南方地域に関する諸問題について定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会等の開催その他必要な啓蒙宣伝を行うこと。

三　南方地域に居住する日本国民に対し援護を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に関し協力する者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

五　その他第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

## 第五章　会計

（事業年度）

**第二十一条**　援護会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2　援護会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（事業計画及び予算）

**第二十二条**　援護会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

（決算）

**第二十三条**　会長は、毎事業年度、決算報告書を作成し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に評議員会に提出しなければならない。

2　援護会は、前項の決算報告書に評議員会の議決書をつけて、決算完結後二月以内にこれを内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。



（借入金）

**第二十四条**　援護会は、内閣総理大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

## 第六章　監督及び助成

（報告及び検査）

**第二十五条**　内閣総理大臣は、法令、法令に基いてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、援護会からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員をして援護会の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督処分）

**第二十六条**　内閣総理大臣は、援護会が、その業務に関し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、援護会に対し、必要な命令をすることができる。

2　国は、援護会が前項の規定による助成を受けた場合においてその助成の条件に違反したときは、交付した補助金若しくは貸付金又は貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## 第七章　罰則

（罰則）

**第二十九条**　第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

2　援護会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、援護会の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、援護会に対しても同項の刑を科する。

**第三十条**　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした援護会の役員を一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三　第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第二十六条の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

**第三十一条**　第六条の規定に違反して南方同胞援護会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

## 第八章　雑則

（政令への委任）

**第三十二条**　この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年九月一日から施行する。ただし、附則第二項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（設立の手続）

2　内閣総理大臣は、援護会の設立前に、援護会の会長又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、援護会の成立の日において、この法律の規定により、それぞれ援護会の会長又は監事に任命されたものとする。

4　内閣総理大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、定款並びに最初の事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を附則第二項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

7　附則第二項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　援護会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（援護会の最初の事業年度）

9　援護会の最初の事業年度は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、昭和三十二年九月一日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

（財団法人の解散等）

10　財団法人南方同胞援護会は、援護会が成立したときは、援護会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

11　前項の財団法人南方同胞援護会の解散の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

（他の法律の一部改正）

12　南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六　南方同胞援護会法（昭和三十二年法律第百六十号）の施行に関すること。

13　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本学校給食会」の下に「、南方同胞援護会」を、「日本学校給食会法」の下に「、南方同胞援護会法」を加える。

14　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号ノ九ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ三　南方同胞援護会ガ其ノ業務ニ関シテ発スル証書、帳簿

15　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部





を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に「、南方同胞援護会」を加える。

16　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「損害保険料率算出団体」の下に「、南方同胞援護会」を加える。

17　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「損害保険料率算出団体」の下に「、南方同胞援護会」を加える。

（内閣総理大臣臨時代理・法務・大蔵大臣署名）

---

# 法律第百六十一号（昭三二・六・一）

## ◎自然公園法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　国立公園及び国定公園
第一節　自然公園審議会（第四条―第九条）
第二節　指定（第十条・第十一条）
第三節　公園計画及び公園事業（第十二条―第十六条）
第三章　都道府県立自然公園（第四十一条―第四十八条）
第四章　罰則（第四十九条―第五十四条）
附則

## 第一章　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　自然公園　国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

二　国立公園　わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であつて、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定するものをいう。

三　国定公園　国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であつて、厚生大臣が第十条第二項の規定により指定するものをいう。

四　都道府県立自然公園　すぐれた自然の風景地であつて、都道府県が第四十一条の規定により指定するものをいう。

五　公園計画　国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

六　公園事業　公園計画に基いて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

**第三条** この法律の適用に当つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第二章 国立公園及び国定公園

### 第一節 自然公園審議会

（設置及び権限）

**第四条** 厚生大臣の諮問に応じ、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として自然公園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、国立公園及び国定公園に関する重要事項について、関係行政機関に意見を具申することができる。

（組織）

**第五条** 審議会は、委員三十七人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

**第六条** 審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

**第七条** 審議会に、会長一人を置く。

2 会長は、委員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（幹事）

**第八条** 審議会に、その庶務を行わせるため、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、非常勤とする。

（政令への委任）

**第九条** この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第二節 指定

（指定）

**第十条** 国立公園は、厚生大臣が、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

3 厚生大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

**第十一条** 厚生大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準





用する。

### 第三節 公園計画及び公園事業

（公園計画及び公園事業の決定）

**第十二条** 国立公園に関する公園計画及び公園事業は、厚生大臣が、審議会の意見を聞いて決定する。

2 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するものは、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定し、その他の計画は、都道府県知事が決定する。

3 国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

（公園計画及び公園事業の廃止及び変更）

**第十三条** 厚生大臣は、国立公園に関する公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国定公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第四項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

（国立公園の公園事業の執行）

**第十四条** 国立公園に関する公園事業は、国が執行する。

2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、厚生大臣の承認を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、厚生大臣の認可を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

（国定公園の公園事業の執行）

**第十五条** 国定公園に関する公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくは

その区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二　木竹を伐採すること。

三　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

五　広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

六　水面を埋め立て、又は干拓すること。

七　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

八　高山植物その他これに類する植物で厚生大臣が指定するものを採取すること。

九　屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

4　特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5　特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、それはならない。ただし、当該特別保護地区が指定された、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一　前条第三項各号に掲げる行為

二　木竹を植栽すること。

三　家畜を放牧すること。

四　屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

五　火入又はたき火をすること。

六　植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。

七　動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。

八　道路及び広場以外の地域内へ車馬を入れること。

4　特別保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5　特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区が指定された、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一　前条第三項各号に掲げる行為

二　木竹を植栽すること。

三　家畜を放牧すること。

四　屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

五　火入又はたき火をすること。

六　植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。

七　動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。

八　道路及び広場以外の地域内へ車馬を入れること。

6　特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7　次の各号に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。

一　公園事業の執行として行う行為

二　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

（特別保護地区）

**第十八条**　厚生大臣は、国立公園又は国定公園の風致を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基いて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2　第十条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3　特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二　木竹を伐採すること。

三　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

五　広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

六　水面を埋め立て、又は干拓すること。

七　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

八　高山植物その他これに類する植物で厚生大臣が指定するものを採取すること。

九　屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

4　特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6　次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一　公園事業の執行として行う行為

二　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

（条件）

**第十九条**　第十七条第三項及び前条第三項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を附することができる。

（普通地域）

**第二十条**　国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一　その規模が厚生省令で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が厚生省令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

二　特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三　広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四　海面を埋め立て、又は干拓すること。

2　厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3　前項の処分は、第一項の届出をした者に対してはその届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4　厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5　次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一　公園事業の執行として行う行為

二　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

三　国立公園若しくは国定公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

四　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（原状回復命令等）

**第二十一条**　厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定、第十九条の規定により許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告の徴収及び立入検査）

**第二十二条**　厚生大臣又は都道府県知事は、国立公園又は国定公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、第十七条第三項、第十八条第三項、第二十条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（集団施設地区）

**第二十三条**　厚生大臣は、国立公園又は国定公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

2　第十条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

（利用のための規制）

**第二十四条**　国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一　当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二　著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引し、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2　国又は都道府県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

## 第五節　費用

（公園事業の執行に要する費用）

**第二十五条**　公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

（国の補助）

**第二十六条**　国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公園事業を執行する都道府県に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

（地方公共団体の負担）

**第二十七条**　国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聞かなければならない。

（受益者負担）

**第二十八条**　国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

（原因者負担）

**第二十九条**　国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

（負担金の徴収方法等）

**第三十条**　前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、政令で定める。

（適用除外）

**第三十一条**　この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用について別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

## 第六節　雑則

（実地調査）

**第三十二条**　厚生大臣又は都道府県知事は国定公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、厚生大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2　国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3　第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4　第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5　土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

（訴願）

**第三十三条**　この法律又はこの法律に基く命令の規定により、厚生大臣又は都道府県知事がした処分に不服がある者は、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の定めるところにより、訴願することができる。ただし、次条の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる場合及び第三十六条の規定により裁判所に出訴することができる場合は、この限りでない。

（土地調整委員会の裁定）

**第三十四条**　第十七条第三項、第十八条第三項又は第二十条第二項の規定による厚生大臣又は都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服があ

る者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

（損失の補償）

**第三十五条**　国は、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の許可を得ることができないため、第十九条の規定により許可に条件を附せられたため、又は第二十条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2　前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生大臣にこれを請求しなければならない。

3　厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4　国は国立公園又は国定公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は国が行う公園事業の執行に関し、都道府県が行う公園事業の執行に関し、第三十二条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「厚生大臣」とあるのは、「主務大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

（訴の提起）

**第三十六条**　前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して六箇月以内に訴をもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

（負担金の強制徴収）

**第三十七条**　この法律の規定により国に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、厚生大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2　前項の場合においては、厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3　第一項の規定により国に納付すべき負担金及び延滞金を徴収することができる期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4　延滞金は、負担金に先だつものとする。

（権限の委任）

**第三十八条**　この法律に定める厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（協議）

**第三十九条**　厚生大臣は、国立公園又は国定公園の指定、その区域の拡張、公園計画の決定若しくは変更又は特別地域若しくは特別保護地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2　厚生大臣以外の国の機関は、第十四条第一項の規定により国立公園に関する公園事業を執行しようとするときは、厚生大臣に協議しなければならない。

3　国の機関は、第十五条第一項ただし書の規定により国定公園に関する公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

（国に関する特例）

**第四十条**　国の機関が行う行為については、第十七条第三項又は第十八条第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては厚生大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2　国の機関は、第十七条第四項から第六項まで、第十八条第四項若しくは第五項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3　厚生大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

## 第三章　都道府県立自然公園

（指定）

**第四十一条**　都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

（保護及び利用）

**第四十二条**　都道府県は、都道府県立自然公園の風致を維持するため、条例の定めるところにより、その区域内に特別地域を指定し、かつ、特別地域内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域又は普通地域内における規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

2　都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第二十四条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。

（実地調査）

**第四十三条**　都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し実施調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

（損失の補償）

**第四十四条**　都道府県は、第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（土地調整委員会の裁定）

**第四十五条**　第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

（協議等）

**第四十六条**　都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

2　都道府県が第四十二条第一項の規定に基く条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第四十条の規定の例による。

（報告、助言又は勧告）

**第四十七条**　厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に関し、必要な報告を求めることができ

る。

2　厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園の行政又は技術に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

（国立公園又は国定公園との関係）

**第四十八条**　国立公園又は国定公園の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。

## 第四章　罰則

**第四十九条**　第二十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**第五十条**　次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第三項又は第十八条第三項の規定に違反した者

二　第十九条の規定により許可に附せられた条件に違反した者

**第五十一条**　第二十条第二項の規定による処分に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

**第五十二条**　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第二十二条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をした者

五　国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十四条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

六　第三十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

**第五十三条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

**第五十四条**　第四十二条又は第四十三条の規定に基く条例には、その条例に違反した者に対して、その条例の



反行為の態様に応じ、それぞれ、前各条に定める処罰の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

## 附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

（国立公園法の廃止）

2　国立公園法（昭和六年法律第三十六号）は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行の際現に国立公園法第一条の規定により指定されている国立公園又は同法第十一条ノ二第一項の規定により指定されている国立公園に準ずる区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園とみなし、その区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園の区域とみなす。

4　この法律の施行の際現に国立公園法の規定により決定されている国立公園計画若しくは国立公園に準ずる区域に関する計画又は国立公園事業は、それぞれ、この法律に基いて決定された国立公園若しくは国定公園に関する公園計画又は国立公園若しくは国定公園に関する公園事業とみなす。

5　この法律の施行の際現に国立公園法第八条第一項の規定により指定されている特別地域又は同法第八条ノ二第一項の規定により指定されている特別保護地区は、それぞれ、この法律に基いて指定された国立公園の特別地域又は特別保護地区とみなす。

6　この法律の施行前に国立公園法又はこれに基く命令の規定によつてなされた許可、認可、申請その他の行為は、この法律又はこれに基く命令に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。

7　国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要しなかつた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて新たに許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要することとなつたもの又は国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて届出をもつて足りた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて、許可その他の処分を要することとなつたもののうち、この法律の施行の際現に着手しているものについては、この法律若しくはこれに基く命令の規定による処分若しくは手続を要せず、又は従前の例による届出をもつて足りる。

8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

9　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十四号から第十七号までを次のように改める。

十四　区域を定めて国立公園及び国定公園を指定し、及びその指定を解除し、並びにその区域を変更すること。

十五　国立公園の公園計画及び公園事業並びに国定公園の公園計画の一部を決定し、並びに国立公園の公園事業を執行し、又はその一部を地方公共団体その他の者に執行させること。

十六　国立公園及び国定公園の区域内に特別地域、特別保護地区及び集団施設地区を指定すること。

十七　国立公園の特別地域及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与え、普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命じ、並びにその処分に違反した者に対し原状回復等を命ずること。

第八条第一項第十五号を次のように改め、同条同項第十六号中「国立公園及び」を「国立公園及び国定公園並びに」に改める。

十五　自然公園を保護し、国立公園及び国定公園の公園計画を定め、並びに国立公園の公園事業を執行すること。

第二十九条第一項の表中国立公園審議会の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 厚生大臣の諮問に応じて、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議すること。 | 自然公園審議会 |

（土地調整委員会設置法の一部改正）

10　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十四条又は第四十五条の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は海岸法第三十九条第三

項」を「、海岸法第三十九条第三項又は自然公園法第三十四条若しくは第四十五条」に改める。

第四十五条中「命令」の下に「又は条例」を加え、「国立公園法（昭和六年法律第三十六号）」を「自然公園法」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定により自然公園法又はこれに基く条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、自然公園の風景を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

3　前項の規定により国立公園又は国定公園の風景を保護するために定められた事項は、自然公園法の規定の適用については、同法第十九条の規定により許可に附せられた条件とみなす。

（土地収用法の一部改正）

11　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十九号を次のように改める。

二十九　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業

（森林法の一部改正）

12　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第三号中「国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第一条」を「自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条又は第四十一条に基く条例」に改める。

（都市公園法の一部改正）

13　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3　次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

一　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「国立公園又は国定公園の施設」という。）たる公園又は緑地

二　自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地

第四条第一項中「建築面積」の下に「（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。）」を加える。

第二章中第十八条の次に次の一条を加える。

（自然公園の施設に関する特例）

**第十八条の二**　国立公園又は国定公園の施設については、第五条第二項及び第三項並びに第六条第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五条第二項及び第三項の規定を適用しない。

第二十三条第一項中「第十四条まで」の下に「、第十八条の二」を加える。

（内閣総理大臣臨時代理・各省大臣署名）



## 法律第百六十二号（昭三二・六・一）

## ◎小型船海運組合法（衆法）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　小型船海運組合
第一節　通則（第三条―第七条）
第二節　事業及び調整規程（第八条―第十八条）
第三節　組合員（第十九条―第二十五条）
第四節　設立（第二十六条―第三十条）
第五節　管理（第三十一条―第五十一条）
第六節　解散及び清算（第五十二条―第五十五条）
第三章　小型船海運組合連合会（第五十六条―第五十八条）
第四章　事業活動の規制に関する命令（第五十九条―第六十二条）
第五章　雑則（第六十三条―第六十九条）
第六章　罰則（第七十条―第七十五条）
附則

### 第一章　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、小型船海運業を営む者が、その経済的地位の改善を図るため小型船海運組合を結成することができるようにし、もつて小型船海運業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「小型船」とは、貨物の運送の用に供する船舶（はしけを含む。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの以外のものをいう。

一　総トン数五トン未満の鋼製の船舶及び総トン数五百トン以上の鋼製の船舶

二　ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろいをもつて運転する舟

三　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項の漁船

四　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第四項の旅客定期航路事業又は同法第二十一条の旅客不定期航路事業の用に供する船舶

五　もつぱら港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第一項の港湾運送の用に供する船舶

六　もつぱら港湾運送事業法第二条第三項の規定により指定する港湾以外の港湾において港湾運送事業法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業の用に供する船舶

2　この法律において「小型船海運業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　木船運送法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第三項の木船運航業

二　木船運送法第二条第四項の木船回漕業

三　木船運送法第二条第五項の木船貸渡業

四　海上運送法第二条第二項の船舶運航事業（旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業を除く。）であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶によるもの

五　海上運送法第二条第六項の船舶貸渡業であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶を対象とするもの

六　木船運送法第二十七条の規定により同法が準用される木船運送の事業

七　海上運送法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業（旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業を除く。）

## 第三章　小型船海運組合

### 第一節　通則

（海運組合）

**第三条**　小型船海運業を営む者は、その共同の利益を増進するため、小型船海運組合（以下「海運組合」という。）を組織することができる。

（法人格及び住所）

**第四条**　海運組合は、法人とする。

2　海運組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

**第五条**　海運組合は、次の要件を備えなければならない。

一　営利を目的としないこと。

二　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三　組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

（名称）

**第六条**　海運組合は、その名称中に海運組合という文字を用いなければならない。

2　海運組合でない者は、その名称中に海運組合という文字を用いてはならない。

（登記）

**第七条**　海運組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ第三者に対抗することができない。

### 第二節　事業及び調整規程

（事業）

**第八条**　海運組合は、次に掲げる事業を行うことができる。

一　小型船による貨物の運送に係る運賃若しくは回漕料又は小型船の貸渡に係る料金であつて組合員が受け取り、又は支払うものの調整

二　組合員の小型船海運業に係る運送条件であつて前号に規定するもの以外のものの調整

三　組合員が小型船により運送する貨物の引受数量又は引受方法の調整

四　組合員が配船する小型船の船腹の調整

五　組合員が保有する小型船の船腹の調整

六　組合員が小型船を運航するに必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入価格の調整

七　組合員の小型船海運業に関する共同事業

八　組合員の小型船海運業の経営の合理化に関する指導及びあつせん

九　組合員に対する小型船海運業に係る事業資金のあつせん（あつせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）

十　組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

十一　組合員の委任を受けてする組合員と組合員が使用する従業員との間の労働関係に関する事項の処理

十二　組合員又は組合員が使用する従業員のために する海難防止に関する事業

十三　前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究その他の事業

2　海運組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

（団体協約の交渉及び締結）

**第九条**　海運組合は、組合員の経済的地位の改善のために団体協約を締結することができる。

2　海運組合の代表者は、総会の承認を得てからでなければ、前項の団体協約の締結に関する交渉をする権限を有しない。

3　前条第一項第一号から第六号までに規定する事業に関し前項の交渉の申出を受けた者は、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならない。

4　第一項の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の団体協約であることを明記した書面をもつてしなければ、その効力を生じない。

5　第一項の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6　組合員の締結する契約であつて、その内容が第一項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

（団体協約の認可等）

**第十条**　第八条第一項第一号から第六号までに規定する事業に関する団体協約は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2　前項の団体協約については、第十二条第二項、第十四条及び第十五条の規定を準用する。

（勧告）

**第十一条**　運輸大臣は、前条第一項の団体協約の締結のための交渉に関し、当該海運組合の事業の円滑な実施及び当事者間の公正な取引秩序の確立のために特に必要があると認めるときは、当事者の双方又は一方に対し、必要な勧告をすることができる。

（調整規程の認可）

**第十二条**　海運組合は、第八条第一項第一号から第六号までに掲げる事業を行おうとするときは、その内容、実施の方法等を定めた規程（以下「調整規程」という。）を運輸大臣に提出して認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一　小型船海運業の安定を図るための必要かつ最少限度をこえること。

二　第二条第二項各号に掲げる業種の間又は同一業種の組合員の間に不当に差別的であること。

三　荷主又は関連事業者の利益を不当に害すること。

3　運輸大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程が他の海運組合の調整規程と同一の事項について異る定をしているときは、これらの調整規程を調整すべきことを命ずることができる。

（調整規程の実施の予告等）

**第十三条**　海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の十五日前までに、その従業員に対し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2　海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招来した場合には、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

（調整規程の変更命令及び認可の取消）

**第十四条**　運輸大臣は、調整規程の内容が第十二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該海運組合に対し、期限を定めて、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければ





めにする団体協約を締結することができる。

2　海運組合の代表者は、総会の承認を得てからでなければ、前項の団体協約の締結に関する交渉をする権限を有しない。

3　前条第一項第一号から第六号までに規定する事業に関し前項の交渉の申出を受けた者は、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならない。

4　第一項の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の団体協約であることを明記した書面をもつてしなければ、その効力を生じない。

5　第一項の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6　組合員の締結する契約であつて、その内容が第一項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

（団体協約の認可等）

**第十条**　第八条第一項第一号から第六号までに規定する事業に関する団体協約は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2　前項の団体協約については、第十二条第二項、第十四条及び第十五条の規定を準用する。

（勧告）

**第十一条**　運輸大臣は、前条第一項の団体協約の締結のための交渉に関し、当該海運組合の事業の円滑な実施及び当事者間の公正な取引秩序の確立のために特に必要があると認めるときは、当事者の双方又は一方に対し、必要な勧告をすることができる。

（調整規程の認可）

**第十二条**　海運組合は、第八条第一項第一号から第六号までに掲げる事業を行おうとするときは、その内容、実施の方法等を定めた規程（以下「調整規程」という。）を運輸大臣に提出して認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一　小型船海運業の安定を図るための必要かつ最少限度をこえること。

二　第二条第二項各号に掲げる業種の間又は同一業種の組合員の間に不当に差別的であること。

三　荷主又は関連事業者の利益を不当に害すること。

3　運輸大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程が他の海運組合の調整規程と同一の事項について異る定をしているときは、これらの調整規程を調整すべきことを命ずることができる。

（調整規程の実施の予告等）

**第十三条**　海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の十五日前までに、その従業員に対し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2　海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招来した場合には、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

（調整規程の変更命令及び認可の取消）

**第十四条**　運輸大臣は、調整規程の内容が第十二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該海運組合に対し、期限を定めて、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければ

ならない。

2　運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするときは、あらかじめ、その命令をしようとするところにより、調整規程の実施に関する監査を行うため、監査員を置くことができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

**第十八条**　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、認可を受けた団体協約又は調整規程に係る海運組合又はその組合員の行為には、適用しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二　第六十五条第四項の規定による公示があつた後四十日を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十四条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）。

2　第六十五条第三項の規定による請求が団体協約又は調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その団体協約又は調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

3　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、海運組合が第八条第一項第七号から第十三号まで（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

### 第三節　組合員

（組合員の資格の制限）

**第十九条**　海運組合は、組合員の資格について、地区、航路、貨物又は運輸省令で定める業種以外の制限をしてはならない。

（加入の自由）

**第二十条**　組合員たる資格を有する者が海運組合に加入しようとするときは、海運組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。





（監査員）

**第十七条**　海運組合は、定款で定めるところにより、

（調整規程の設定等に関する決議）

**第十六条**　調整規程の設定、変更又は廃止は、総会又は創立総会の決議によらなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、総会は、その決議により、調整規程の変更を、範囲を限定して、理事会の決議に委任することができる。

3　前二項の総会の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

4　第二項の理事会の決議は、理事の三分の二以上の多数が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

（調整規程の廃止の届出）

**第十五条**　海運組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（議決権及び選挙権）

**第二十一条**　組合員は、それぞれ一個の議決権及び選挙権を有する。

2　組合員は、定款で定めるところにより、第四十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4　代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を海運組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

**第二十二条**　海運組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2　組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて海運組合に対抗することができない。

3　組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る。



（使用料及び手数料）

**第二十三条**　海運組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（過怠金）

**第二十四条**　海運組合は、定款で定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

2　海運組合は、前項の規定により、調整規程に違反した組合員に対して過怠金を課そうとするときは、過怠金の額その他の事項を調整規程で定めなければならない。

（法定脱退）

**第二十五条**　組合員は、次の理由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

2　除名は、次の各号に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、海運組合は、その総会の会日の二十日前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　海運組合の目的の遂行を妨げる行為をした組合員

二　その他定款で定める理由に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

### 第四節　設立

（発起人）

**第二十六条**　海運組合を設立するには、その組合員になろうとする十人以上の者が、発起人になることを要する。ただし、運輸大臣が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（創立総会）

**第二十七条**　発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会日の三週間前までにしなければならない。

3　発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

（設立の認可）

**第二十八条**　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他運輸省令で定める書類を運輸大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする海運組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　第五条各号の要件を備えていること。

二　設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

三　構成がその事業を行うのに適正なものであること。

（成立の時期）

**第二十九条**　海運組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法等の準用）

**第三十条**　設立については、第二十一条、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条、第二百五十三条及び第四百二十八条の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「小型船海運組合法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第二十七条第五項」と読み替えるものとする。

## 第五節　管理

（定款）

**第三十一条**　海運組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　事務所の所在地

四　組合員たる資格に関する規定

五　組合員の加入及び脱退に関する規定

六　組合員の権利義務に関する規定

七　事業の執行に関する規定

八　役員に関する規定

九　会議に関する規定

十　会計に関する規定

十一　公告の方法

2　海運組合の定款には、前項の事項のほか、海運組合の在立時期又は解散の理由を定めたときは、その時期又は理由を記載しなければならない。

（役員）

**第三十二条**　海運組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3　役員は、定款で定めるところにより、総会（設立当時の役員は、創立総会）において選挙又は選任する。

4　理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

5　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

**第三十三条**　役員の任期は、三年以内において定款で





定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

**第三十四条**　海運組合の業務の執行は、理事会が決する。

2　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3　海運組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

（理事の責任）

**第三十五条**　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、海運組合に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様である。

3　前二項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項及び第三項の規定を、第一項の理事の責任については、同条第四項の規定を準用する。

（監事の兼職禁止等）

**第三十六条**　監事は、当該海運組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

2　監事の責任については、前条の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付及び閲覧等）

**第三十七条**　理事は、定款、調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿は、第二条第二項各号に掲げる業種ごとに作成し、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　加入の年月日

3　組合員及び海運組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧等）

**第三十八条**　理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　組合員及び海運組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4　剰余金の配分は、定款で定めるところにより、組合員の事業の利用分量又は支払つた経費の額に応じてしなければならない。

（会計帳簿等の閲覧等）

**第三十九条**　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（役員の改選）

**第四十条**　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数

の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、職務の遂行に関し不正の行為をし、又は法令若しくは定款に違反したことを理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5　前項の場合については、第四十三条第二項及び第四十四条の規定を準用する。

（商法等の準用）

**第四十一条**　理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項、第二百五十八条第一項、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで及び第二百八十四条の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条並びに商法第二百五十四条ノ二、第二百六十一条から第二百六十二条まで、第二百六十五条及び第二百七十二条の規定を、監事については、商法第二百七十四条及び第二百七十八条の規定を、理事会については、商法第二百三十九条から第五項、第二百四十条第二項、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで及び第二百六十条ノ三の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十一条とあるのは「第二百五十八条」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

（通常総会の招集）

**第四十二条**　理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

（臨時総会の招集）

**第四十三条**　理事は、定款で定めるところにより、必要に応じ何時でも、臨時総会を招集することができる。

2　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、臨時総会をその請求のあつた日から三十日以内に招集すべきことを決しなければならない。

（組合員による総会招集）

**第四十四条**　前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、運輸大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様である。

（総会招集の手続）

**第四十五条**　総会の招集は、会日の二十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つて通知しなければならない。

（通知又は催告）

**第四十六条**　海運組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を海運組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

**第四十七条**　この法律で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

三　経費の賦課及び徴収の方法

四　その他定款で定める事項

2　定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第二十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（総会の議事）

**第四十八条**　総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、総会の議決に加わる権利を有しない。

4　総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

（特別の決議）





**第四十九条**　この法律で別に定めるもののほか、次の事項を決議するには、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

一　定款の変更

二　海運組合の解散又は合併

三　組合員の除名

（商法の準用）

**第五十条**　総会については、商法第二百三十一条、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「小型船海運組合法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第四十九条」と読み替えるものとする。

（総代会）

**第五十一条**　組合員の総数が二百人をこえる海運組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、組合員のうちから、地域、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3　総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一を下つてはならない。ただし、組合員の総数が千人をこえる海運組合にあつては、百人をもつて足りる。

4　総代の選挙については、第三十二条第三項及び第五項の規定を準用する。

5　総代の任期は、三年以内において定款で定める。期間とする。

6　総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合には、第二十一条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「四人」と読み替えるものとする。

7　総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は海運組合の解散若しくは合併の決議をすることができない。

## 第六節　解散及び清算

（解散の理由）

**第五十二条**　海運組合は、次の理由によつて解散する。

一　総会の決議

二　海運組合の合併
三　海運組合の破産
四　定款で定める存立時期の満了又は解散理由の発生
五　第六十四条第一項の規定による解散命令

2　海運組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（合併の手続）

**第五十三条**　海運組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2　合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可については、第二十八条第二項の規定を準用する。

**第五十四条**　合併によつて海運組合を設立するには、各海運組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2　前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3　第一項の規定による設立委員の選任の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

（商法等の準用）

**第五十五条**　合併については、商法第百二条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノ八の規定を、解散及び清算については、商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百三十一条、第百三十九条第三項、第百四十九条第二項及び第三項、第百五十四条から第百六十条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第百三十八条ノ三の規定を、清算人については第百三十四条から第百三十六条まで及び第百三十八条ノ三の規定を、清算人については第四十三条第二項及び第四十四条並びに商法第二百四十条第二項、第二百五十四条ノ二、第二百五十八条第一項、第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ三から第二百六十五条、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで、第二百七十二条及び第二百八十四条の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第五十五条ニ於テ準用スル同法第三十八条第二項」と、商法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

## 第三章　小型船海運組合連合会

（小型船海運組合連合会）

**第五十六条**　海運組合は、小型船海運組合連合会を組織することができる。

2　小型船海運組合連合会は、他の小型船海運組合連合会又は海運組合と更に小型船海運組合連合会を組織することができる。

（調整規程の総合調整等）

**第五十七条**　小型船海運組合連合会（以下「連合会」という。）は、会員の調整規程を総合調整し、並びに当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員のための調整規程を設定し、及び実施するものとする。





（準用）

**第五十八条**　連合会については、第四条、第五条（第三号を除く。）、第六条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十二条から第五十条まで及び第五十二条から第五十五条までの規定を準用する。この場合には、第六条中「海運組合」とあるのは「海運組合連合会」と、第九条中「組合員」とあるのは「連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員」と、第十六条第三項及び第四十九条中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、第二十一条第四項及び第二十六条中「十人」とあるのは「二」と、第二十八条第二項第一号中「第五条各号」とあるのは「第五条第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

## 第四章　事業活動の規制に関する命令

（事業活動の規制に関する命令）

**第五十九条**　第八条第一項第一号から第四号までの事業に係る調整規程に係る小型船海運業を営む者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなつた場合において、当該の海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業を営む者のすべてに対し、その事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

2　第八条第一項第五号の事業に係る調整規程が実施されている場合において、当該海運組合の組合員（当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員を含む。以下本項中同じ。）たる資格を有する者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなり、かつ、当該の海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、当該海運組合の組合員たる資格を有する者のすべてに対し、その保有する小型船の船腹に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

**第六十条**　運輸大臣は、小型船海運業を営む者であつて当該調整規程の適用を受けないものの事業活動が、当該調整規程が目的としている小型船海運業の安定を阻害しており、かつ、当該の海運組合又は連合会の自主的活動をもつてしてはこれを除去できない場合において、当該の海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業を営む者のすべてに対し、その事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

**第六十一条**　運輸大臣は、第五十九条の命令をした場合において、当該命令の実施につき、運輸省令で定めるところにより、当該命令に係る海運組合又は連合会若しくはその連合会を直接若しくは間接に構成する海運組合をして必要な補助をさせることができる。

2　前項の業務を行う海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（役員又は職員の解任）

**第六十二条**　運輸大臣は、前条第一項の業務を行う海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者がその業務を不当に処理し、又は役員若しくは職員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

## 第五章　雑則

（不服の申出等）

**第六十三条**　海運組合又は連合会の業務の執行が法令又は定款に違反し、又は著しく公益を害すると認めるときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業を営む者のすべてに対し、その事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

2　第八条第一項第五号の事業に係る調整規程が実施されている場合において、当該海運組合の組合員（当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員を含む。以下本項中同じ。）たる資格を有する者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなり、かつ、当該の海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、当該海運組合の組合員たる資格を有する者のすべてに対し、その保有する小型船の船腹に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

**第六十条**　運輸大臣は、小型船海運業を営む者であつて当該調整規程の適用を受けないものの事業活動が、当該調整規程が目的としている小型船海運業の安定を阻害しており、かつ、当該の海運組合又は連合会の自主的活動をもつてしてはこれを除去できない場合において、当該の海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業を営む者のすべてに対し、その事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

**第六十一条**　運輸大臣は、第五十九条の命令をした場合において、当該命令の実施につき、運輸省令で定めるところにより、当該命令に係る海運組合又は連合会若しくはその連合会を直接若しくは間接に構成する海運組合をして必要な補助をさせることができる。

2　前項の業務を行う海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（役員又は職員の解任）

**第六十二条**　運輸大臣は、前条第一項の業務を行う海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者がその業務を不当に処理し、又は役員若しくは職員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

## 第五章　雑則

（不服の申出等）

**第六十三条**　海運組合又は連合会の業務の執行が法令

若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認める者は、その理由を記載した文書により、その旨を運輸大臣に申し出ることができる。

2　運輸大臣は、前項の申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。

（解散命令等）

**第六十四条**　運輸大臣は、海運組合又は連合会が次の各号の一に該当すると認めるときは、その海運組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一　第五条各号又は第二十八条第二項第三号（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたとき。

二　定款で定める事業以外の事業を行つたとき。

三　その他この法律又はこれに基く処分に違反したとき。

2　運輸大臣は、二以上の海運組合又は連合会の調整規程を実施するために必要があると認めるときは、当該の海運組合又は連合会に対し、新たに連合会を組織し、又は合併すべきことを命ずることができる。

（公正取引委員会との関係）

**第六十五条**　運輸大臣は、第十条第一項若しくは第十二条第一項（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）又は第十四条（第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。）の処分（認可しない旨の処分を除く。）をしたとき、又は第十五条（第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。）の届出があつたときは、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2　運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3　公正取引委員会は、第十条第一項又は第十二条第一項（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約又は調整規程の内容が第十二条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、運輸大臣に対し、第十四条第一項（第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。）の処分をすべき旨を請求することができる。

4　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

（運輸審議会への諮問）

**第六十六条**　運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならない。

（報告及び検査）

**第六十七条**　運輸大臣は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、小型船海運業を営む者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは設備に関し検査をさせ、若しくは質問をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（職権の委任）

**第六十八条**　運輸大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する職権の一部を海運局長に委任することができる。

（海上運送法の適用除外）

**第六十九条**　海上運送法第二十九条の規定は、この法律に基いて行う共同行為については、適用しない。

## 第六章　罰則

**第七十条**　第五十九条の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第七十一条**　第十二条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して認可を受けないで調整規程を実施した者は、十万円以下の罰金に処する。

**第七十二条**　第六十七条第一項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、立入を拒み、若しくは検査を妨げ、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

**第七十三条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

**第七十四条**　次の各号の場合には、海運組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて海運組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を当該の海運組合又は連合会の事業として行つたとき。

二　第七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に基く政令による登記を怠つたとき。

三　第八条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第十五条（第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つたとき。

五　第二十条（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六　第二十五条第二項後段又は第四十条第四項（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七　第三十条若しくは第五十条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）又は第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条又は第四十一条若しくは第五十条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十条ノ三若しくは同法第四百十九条の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八　第三十二条第五項（第五十一条第四項及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九　第三十六条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して理事又は職員を兼ねたとき。

十　第三十七条又は第三十八条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一　正当な理由がないのに第三十九条（第五十八条において準用する場合を含む。）又は第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四条第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二　第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十条ノ三若しくは同法第四百十九条の規





円以下の罰金に処する。

第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

十三　第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四条第二項の規定による調査を妨げたとき。

十四　第四十二条（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して通常総会の招集を怠つたとき。

十五　第五十五条において準用する商法第百三十一条の規定に違反して海運組合又は連合会の財産を処分したとき。

十六　第五十五条において準用する商法第四百二十一条に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十七　精算の結了を遅延させることを目的として第五十五条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十八　第五十五条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

**第七十五条**　第六条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

**附　則**

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。

2　この法律の施行の際現に海運組合という文字又は海運組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行の日から二月間は、第六条第二項の規定にかかわらず、これを用いることができる。

3　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の五の次に次の二号を加え、同条第四項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

十五の六　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会の設立の認可等必要な処分をすること。

十五の七　小型船海運業を営む者の運賃等を調整し、及び小型船の船腹の増加を制限すること。

第七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

六　小型船海運組合又ハ小型船海運組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号、第二十九条第一項第三号及び同条同項第四号中「酒販組合中央会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

5　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。



四の二　小型船海運業の安定に関すること。

第四十条第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　小型船海運業の安定に関すること。

4　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「事業協同小組合、商工組合」の下に「、小型船海運組合」を加え、同条第四項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

第七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

六　小型船海運組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号、第二十九条第一項第三号及び同条同項第四号中「酒販組合中央会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

5　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。



第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

六　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用するもの

6　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

六　小型船海運組合及び小型船海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

7　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酒販組合中央会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の下に「、小型船海運組合法」を加える。

8　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「塩業組合、」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会、」を加える。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

10　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「商工組合連合会」の下に「、小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

（内閣総理大臣臨時代理・法務・大蔵・通商産業・運輸大臣署名）

## 法律第百六十三号（昭三二・六・三）

## ◎美容師法（衆法）

（目的）

**第一条**　この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律で「美容」とは、パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2　この法律で「美容師」とは、都道府県知事の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3　この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

（免許）

**第三条**　第四条に規定する美容師試験に合格した者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

2　美容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかつている者には、与えない。

3　美容師の免許は、第六条の規定に違反した者又は第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者には、与えないことができる。

4　この法律に定めるもののほか、美容師の免許に関して必要な事項は、政令で定める。

（美容師試験）

**第四条**　美容師試験は、都道府県知事が行う。

2　美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生大臣の指定した美容師養成施設において厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、一年以上の実地習練を経たものでなければ受けることができない。

3　美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

一　昼間課程

二　夜間課程

三　通信課程

4　厚生大臣は、政令の定めるところにより、第二項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

5　第一項から第三項までに定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他第一項から第三項までの規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（登録）

**第五条**　都道府県に美容師名簿を備え、美容師の免許に関する事項を登録する。

2　前項に定めるもののほか、美容師の登録に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（無免許営業の禁止）

**第六条**　美容師でなければ、美容を業としてはならない。

（美容所以外の場所における営業の禁止）

**第七条**　美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

**第八条**　美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。

二　皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。

三　その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

（健康診断）

**第九条**　美容師は、毎年二回以上結核、トラホーム、皮ふ疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う健康診断を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項の健康診断の結果その美容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

（免許の取消及び業務の停止）

**第十条**　都道府県知事は、美容師が第三条第二項に規定する者に該当するときは、その免許を取り消す。

2　都道府県知事は、美容師が第七条、第八条又は前条第一項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3　都道府県知事は、美容師が前条第二項又は前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4　第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顕著であるときは、再免許を与えることができる。





（美容所の位置等の届出）

**第十一条**　美容所を開設しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、従業者の氏名等をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2　美容所の開設者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

（美容所の使用）

**第十二条**　美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

（美容所について講ずべき措置）

**第十三条**　美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　常に清潔に保つこと。

二　消毒設備を設けること。

三　採光、照明及び換気を充分にすること。

四　その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置

（立入検査）

**第十四条**　都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、美容所に立ち入り、第八条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により当該吏員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

（閉鎖命令）

**第十五条**　都道府県知事は、美容所の開設者が、第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第九条第二項若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2　当該美容所において美容の業を行う美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

（処分の理由の通知等）

**第十六条**　都道府県知事は、第九条第二項、第十条第一項から第三項まで又は前条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（美容師の会）

**第十七条**　美容師は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、美容師会を組織して、美容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2　二以上の美容師会は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、美容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

（罰則）

**第十八条**　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

**第十九条**　次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条の規定に違反して美容所を使用した者

三　第十五条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者

**第二十条**　第十四条第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。

**第二十一条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

（読替規定）

**第二十二条**　第九条第二項、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条（美容師の免許の取消に係る場合を除く。）中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一条の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。

## 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前、附則第十二項の規定による改正前の理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（以下この項、附則第四項から附則第八項まで及び附則第十三項において「旧法」という。）、理容師法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百五十一号）附則第二項、理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十九号）附則第三項若しくはこの法律の附則第十五項の規定による改正前の理容師法特例（昭和二十三年法律第六十七号）の規定によりなされた美容師の試験若しくは旧法の規定によりなされた美容師の免許又は登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分又は美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の閉鎖処分その他の処分とみなす。

3　この法律の施行の際、現に理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十九号）附則第二項の規定により美容師の免許を受けることのできる資格を有する者は、第三条の規定にかかわらず、第四条に規定する美容師試験に合格した者とみなす。

4　この法律の施行前旧法第三条の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又は旧法第三条の規定による実地習練は、この法律の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定による実地習練とみなす。

5　この法律の施行前旧法第八条第三号又は第十二条第四号の美容師又は美容所の開設者に係る規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置は、この法律の第八条第三号又は第十三条第四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置とみなす。

6　この法律の施行前にした旧法第八条、第九条又は第十二条の美容師又は美容所の開設者に係る規定に違反する行為は、この法律の第八条、第九条第一項又は第十三条の規定に違反する行為とみなす。

7　この法律の施行前、理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百二十六号）の施行後においてした旧法第十四条第一項後段に規定する美容所の開設者の行為は、この法律の施行後においてしたこの法律の第十五条第一項後段に規定する美容所の開設者の行為とみなす。

8　この法律の施行前旧法の規定によりした、美容所の開設に係る届出又は当該届け出た事項の変更に係る届出は、この法律の第十一条第二項又は第二項の規定によりした届出とみなす。

9　この法律の施行の際、現に美容所を開設している者が、附則第七項の理容師美容師法の一部を改正する法律の施行の日前から引き続き美容所を開設している者であり、かつ、同項の理容師美容師法の一部を改正する法律の附則第二項に規定する者であるときは、その者については、この法律の第十二条の規定は、適用しない。

10　この法律の施行前にした美容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11　旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学等校の二年の課程を終つた者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間第四条第二項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

（理容師美容師法の一部改正）

12　理容師美容師法の一部を次のように改正する。





題名を次のように改める。

理容師法

第一条第三項中「理容を業とする者をいい、美容を業とする者をいう」を「理容を業とする者をいう」に改める。

第二条　削除

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第四条中「前二条」を「第二条」に改め、「又は美容師養成施設」を削る。

第五条第一項中「及び美容師名簿」及び「及び美容師」を、同条第二項中「及び美容師名簿」及び「又は美容師」を削る。

第六条の二中「又は美容師」及び「又は美容所」を削る。

第七条を次のように改める。

**第七条**　理容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかつている者には、これを与えない。

理容師の免許は、第六条の規定に違反した者又は第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者には、これを与えないことができる。

第八条中「又は美容師」及び「又は美容」を削る。

第九条中「又は美容師」を削り、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の健康診断の結果その理容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

**第十条**　都道府県知事は、理容師が第七条第一項に規定する者に該当するときは、その免許を取り消す。

都道府県知事は、理容師が第六条の二、第八条又は前条第一項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

都道府県知事は、理容師が前条第二項又は前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顕著であるときは、再免許を与えることができる。

第十一条第一項「又は美容所」を削り、「従業者の数」を「従業者の氏名」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「若しくは美容所」を削る。

第十一条の二及び第十二条中「又は美容所」を削る。

第十三条第一項中「又は美容所に立入」を「に立ち入り」に改める。

第十四条第一項中「又は美容所」、「若しくは美容師」、「若しくは美容所」及び「若しくは美容」を削り、「第十条」を「第九条第二項若しくは第十条第二項」に改め、同条第二項中「又は美容所」及び「又は美容師」を削る。

第十四条の二中「第十条」を「第九条第二項、第十条第一項から第三項まで」に改める。

第十四条の三を次のように改める。

**第十四条の三** 理容師は、理容の業務に係る技術の向上を図るため、理容師会を組織して、理容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

二以上の理容師会は、理容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、理容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

**第十四条の四** 第六条の規定に違反した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第十五条を次のように改める。

**第十五条** 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条の二の規定に違反して理容所を使用した者

三 第十四条の規定による理容所の閉鎖処分に違反した者

第十七条中「第十五条第三号から第五号まで又は前条」を「前二条」に改める。

第十七条の二中「第十条（理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。）」を「第九条第二項、第十条第二項」に、「第十四条の二（理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。）」を「第十四条の二（理容師の免許の取消に係る場合を除く。）」に改める。

（旧法の改正に伴う経過規定）

13 この法律の施行前にした旧法第六条第一項又は第六条の二規定に違反する行為については、改正後の理容師法第七条第二項又は第十条第二項の規定は、適用しない。

14 この法律の施行前にした理容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理容師法特例の一部改正）

15 理容師法特例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**理容師法及び美容師法の特例に関する法律**

第一条中「理容師美容師法」を「理容師法」に、「第三条」を「美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第三条」に改める。

第二条中「理容師美容師法第二条又は第三条」を「理容師法第二条又は美容師法第三条」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

16 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十一号中「理容師養成施設」の下に「及び美容師養成施設」を加える。

第九条第一項第十一号中「理容所」を「理容所、美容所」に改める。

（地方自治法の一部改正）

17 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(二十四)中「理容師美容師法」を「理容師法」に、「理容師又は美容師の試験、養成施設及び免許」を「理容師試験、理容師養成施設及び理容師の免許」に、「理容師又は美容師について」を「理容師について」に改め、「又は美容所」及び「又は美容」を削り、同号(二十四)の次に次のように加える。

(二十四の二) 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）及びこれに基く政令の定めるところにより、美容師試験、美容師養成施設及び美容師の免許に関する事務を行い、美容師について健康診断を実施し、美容所の開設に関する届出を受理し、及びその構造設備について検査し、美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。

別表第四第一号(十)中「理容師美容師法」を「理容師法」に改め、「又は美容所」を削り、同号(十)の次に次のように加える。

(十の二) 美容師法の定めるところにより、美容所の開設に関する届出を受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

（地方税法の一部改正）

18 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条中「十八　理容業」を「十八の二　理容業　美容業」に改める。

（内閣総理大臣臨時代理・厚生大臣臨時代理署名）

---

## 法律第百六十四号（昭三二・六・三）

### ◎環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

（衆法）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　環境衛生同業組合
第一節　通則（第三条―第七条）
第二節　事業及び適正化規程（第八条―第十四条）
第三節　組合員（第十五条―第二十一条）
第四節　設立（第二十二条―第二十七条）
第五節　管理（第二十八条―第四十九条）
第六節　解散及び清算（第五十条―第五十二条）
第三章　環境衛生同業組合連合会（第五十三条―第五十六条）
第四章　料金等の規制措置（第五十七条）
第五章　環境衛生適正化審議会（第五十八条・第五十九条）
第六章　雑則（第六十条―第六十五条）
第七章　罰則（第六十六条―第七十条）

附則

第一章　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活にきわめて深い関係のある環境衛生関係の営業について、衛生措置の基準を遵守させ、及び衛生施設の改善向上を図るため、これらの営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、料金等の規制その他経営の安定をもたらすための措置を講ずることができるようにし、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（適用営業及び営業者の定義）

**第二条**　この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用する。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業

二　理容業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の規定により届出をして理容所を開設することをいう。）

三　美容業（美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の規定により届出をして美容所を開設することをいう。）

四　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）に規定する興行場営業のうち映画、演劇又は演芸に係るもの

五　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）に規定する旅館業

六　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）に規定する浴場業

七　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）に規定するクリーニング業

2　この法律で「営業者」とは、前項各号に掲げる営業を営む者をいう。

第二章　環境衛生同業組合

第一節　通則

（環境衛生同業組合）

**第三条**　営業者は、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種ごとに、環境衛生同業組合（以下「組合」という。）を組織することができる。

（法人格及び住所）

**第四条**　組合は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

**第五条**　組合は、次の要件を備えなければならない。

一　営利を目的としないこと。

二　組合が任意に加入し、又は脱退することができること。

三　組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

（地区）

**第六条**　組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。

（登記）

**第七条**　組合は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の結了等の各場合に、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節　事業及び適正化規程





（事業）

**第八条**　組合は、第二条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

一　当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限

二　政令で定める業種につき、前号に規定する事態が存する場合における営業方法の制限

三　政令で定める業種につき、第一号に規定する事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定

四　組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導

五　食品等の規格又は基準に関する検査

六　組合員の営業に関する共同施設

七　組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあつ旋（あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）

八　組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設

九　前各号の事業に附帯する事業

2　組合は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、組合員の共済に関する事業を行うことができる。

（適正化規程の設定及び認可）

**第九条**　組合は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事業を行おうとするときは、適正化規程（制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ。）を定めて厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2　厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該適正化規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一　前条第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最少限度の範囲をこえているものであること。

二　不当に特定の組合員を差別的に取り扱うものであること。

三　利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

**第十条**　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、適正化規程及び適正化規程に基いて行う組合員の行為には、適用しない。ただし、第十三条第四項の規定による公示があつた後一箇月を経過した場合（同条第三項の規定による請求に応じ、第十一条第一項の規定による処分があつた場合を除く。）には、この限りでない。

2　第十三条第三項の規定による請求が適正化規程の定の一部について行われたときは、その適正化規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に関しては、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定の適用があるものとする。

（適正化規程の変更命令及び認可の取消）

**第十一条**　厚生大臣は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを変更すべきことを命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。

2　厚生大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、第九条第一項の認可を取り消さなければならない。

（適正化規程の廃止）

**第十二条**　組合は、適正化規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

（公正取引委員会との関係）

**第十三条**　厚生大臣は、第九条第一項の認可又は第十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2　厚生大臣は、第十一条第一項若しくは第二項の規定による認可の取消をしたとき、又は前条の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3　公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、厚生大臣に対し、第十一条第一項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

（適正化規程の設定等に関する決議）

**第十四条**　適正化規程の設定は、総会又は創立総会の、適正化規程の変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

## 第三節　組合員

（資格）

**第十五条**　組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において当該業種に属する営業を営む者で定款で定めるものとする。

（加入の自由）

**第十六条**　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

（議決権及び選挙権）

**第十七条**　組合員は、各々一箇の議決権及び選挙権を有する。

2　組合員は、定款の定めるところにより、第四十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4　代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

**第十八条**　組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2　組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（使用料及び手数料）

**第十九条**　組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（過怠金）

**第二十条**　組合は、定款の定めるところにより、当該適正化規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

（法定脱退）

**第二十一条**　組合員は、次の事由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

2　除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、





総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の一週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　適正化規程に違反し、その他組合の目的遂行に反する行為をした組合員

二　その他定款で定める事由に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

## 第四節　設立

（発起人）

**第二十二条**　組合を設立するには、その組合員になろうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。

2　組合は、その組合員の総数がその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。

（創立総会）

**第二十三条**　発起人は、定款を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3　発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6　創立総会については、第十七条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第二十三条第二項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、商法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第二十三条第五項」と読み替えるものとする。

（設立の認可）

**第二十四条**　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

一　第五条各号の要件を備えていること。

二　第二十二条第二項に規定する設立要件を備えていること。

三　設立の手続及び定款の内容が法令に違反していないこと。

（理事への事務引継）

**第二十五条**　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければなら

ない。

（成立の時期）

**第二十六条**　組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

**第二十七条**　組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

### 第五節　管理

（定款）

**第二十八条**　組合の定款には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所の所在地
五　組合員たる資格に関する規定
六　組合員の加入及び脱退に関する規定
七　総会又は総代会に関する規定
八　役員の定数及び選挙又は選任に関する規定
九　業務の執行及び会計に関する規定
十　事業年度
十一　公告の方法

2　組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

3　定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　前項の認可については、第二十四条第二項の規定を準用する。

（役員）

**第二十九条**　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3　役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4　理事の定数の少くとも三分の二は、組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

5　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。

6　役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

7　投票は、一人につき一票とする。

8　役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会において選任することができる。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任することができる。

（役員の任期）

**第三十条**　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3　設立当時の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただしその期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

**第三十一条**　組合の業務の執行は、理事会が決する。

2　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3　組合は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。





（監事の兼職の禁止）

**第三十二条**　監事は、当該組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

（理事の自己契約）

**第三十三条**　理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約等）の規定を適用しない。

（理事の責任）

**第三十四条**　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。

3　商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

**第三十五条**　理事は、定款、適正化規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所
二　加入の年月日

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

**第三十六条**　理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

4　第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

**第三十七条**　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（役員の解任）

**第三十八条**　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5　第四十一条第二項及び第四十二条の規定は、前項の場合に準用する。

（商法等の準用）

**第三十九条**　理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二（取締役の忠実義務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三十四条並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八条（監査役と取締役との連帯責任）の規定を、理事会については、同法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

（通常総会の招集）

**第四十条**　通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

（臨時総会の招集）

**第四十一条**　臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

2　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

（組合員による総会招集）

**第四十二条**　前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、厚生大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

（総会招集の手続）

**第四十三条**　総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

（通知又は催告）

**第四十四条**　組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

**第四十五条**　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

三　経費の賦課及び徴収の方法

四　その他定款で定める事項

（総会の議事）

**第四十六条**　総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2　総会においては、第四十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

（特別の議決）

**第四十七条**　次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　適正化規程の設定、変更又は廃止

三　解散

四　組合員の除名

（商法の準用）

**第四十八条**　総会については、商法第二百三十一条（株主総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十三条」と、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十七条」と読み替えるものとする。

（総会代会）

**第四十九条**　組合員の総数が五百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、組合員でなければならない。

3　総代の定数は、その選挙又は選任の時における組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる組合にあつては百人）を下つてはならない。

4　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5　総代には、第二十九条第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

6　総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七条第二項ただし書中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7　総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任（補欠の総代の選挙及び選任を除く。）をし、又は解散について議決することができない。

**第六節**　解散及び清算

（解散の事由）

**第五十条**　組合は、次の事由によつて解散する。

一　総会の決議

二　破産

三　定款で定める存立時期の満了又は解散の事由の発生

四　第六十二条の規定による解散の命令

2　前項第一号の総会の決議は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（清算人）

**第五十一条**　組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（商法等の準用）

**第五十二条**　組合の解散及び清算については、商法第百十六条（清算中の会社の存続）、第百二十四条（清

算人の職務権限)、第百二十五条(弁済期に至らない債務の弁済)、第百二十九条第二項及び第三項(清算人の会社代表)、第百三十一条(残余財産の分配)、第四百十七条第二項、第四百十八条から第四百二十四条まで(清算人の決定、清算人の職務)、第四百二十六条(清算人の解任)及び第四百二十七条(清算事務の終了)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条及び第百三十八条ノ三(法人の監督)の規定を、組合の清算人については、第三十一条から第三十七条まで、第四十一条第二項及び第四十二条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ二(取締役の忠実義務)、第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会)の招集)、第二百六十条の三から第二百六十一条ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴)第二百七十二条(株主の差止請求権)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十二条ニ於テ準用スル同法第三十六条第二項」と、商法第四百十七条第二項中「前項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十一条」と、商法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と替み替えるものとする。

### 第三章　環境衛生同業組合連合会

(環境衛生同業組合連合会)

**第五十三条**　同一の業種に係る組合は、環境衛生同業組合連合会(以下「連合会」という。)を組織することができる。

2　連合会は、同一の業種については、全国を通じて一箇とする。

3　連合会が成立したときは、当該業種に係る組合は、すべてその会員となる。連合会が成立した後において成立した当該業種に係る組合についても同様である。

4　連合会の会員たる組合は、当該組合の解散によつて連合会から脱退する。

(事業)

**第五十四条**　連合会は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

一　適正化基準(適正化規程の基本となるものをいう。以下同じ。)の設定

二　会員に対する第八条第一項第三号に規定する基準の設定に関する指導

三　会員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導

四　会員に対する第八条第一項第七号に掲げる資金のあつ旋(あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の会員に対する貸付を含む。)

五　会員たる組合の組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設

六　前各号の事業に附帯する事業

2　連合会は、同一の業種について、政令の定めるところにより、会員(会員たる組合の組合員を含む。)の共済に関する事業を行うことができる。





(適正化基準の認可)

**第五十五条**　連合会は、適正化基準の設定について、厚生大臣の認可を受けなければならない。その変更についても同様である。

(準用)

**第五十六条**　第四条、第五条(第二号を除く。)、第七条、第九条第二項、第十条から第十四条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第二十七条まで、第二十八条(第一項第三号及び第六号を除く。)、第二十九条から第四十六条まで、第四十七条(第四号を除く。)、第四十八条及び第五十条から第五十二条までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第九条第二項中「前項」とあり、第十一条第一項中「同条第一項」とあり、第十一条第二項及び第十三条第一項中「第九条第一項」とあるのは「第五十五条」と、第十七条第四項中「十人」とあるのは「二」と、第二十二条第一項中「二十人」とあるのは「五」と、同条第二項中「その地区内において当該業種に属する営業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と読み替えるものとする。

### 第四章　料金等の規制措置

(料金等の制限に関する命令)

**第五十七条**　第九条の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、次の各号の一に該当する事態が存し、かつ、このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保にはなはだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を参酌して、厚生省令をもつて、当該営業について、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限を定め、当該営業者のすべてに対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一　当該営業者で当該適正化規程の適用を受けないものの事業活動により、当該営業の健全な経営を阻害していること。

二　当該組合の自主的活動をもつてしては、組合員の営業の健全な経営を確保することができないこと。

2　第十三条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

**第五十八条**　この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、中央環境衛生適正化審議会を置く。

2　都道府県は、第六十四条第一項の政令で厚生大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されたときは、当該委任に係るこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県環境衛生適正化審議会を置くものとする。

3　厚生大臣は、第九条第一項若しくは第五十五条の認可に関する処分、第十一条第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)若しくは前条第一項の規定による命令、第十一条第一項若しくは第二項(これらを第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による認可の取消、第六十一条の規定による解散の命令をしようとするときは、中央環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県知事が第六十四条第一項の委任に基き前項に掲げる処分をしようとする場合に準用する。

5　厚生大臣又は都道府県知事は、それぞれ、中央環境衛生適正化審議会又は都道府県環境衛生適正化審議会の答申を尊重しなければならない。

6　中央環境衛生適正化審議会は関係各行政機関に、都道府県環境衛生適正化審議会は関係各行政機関及び中央環境衛生適正化審議会に、この法律の施行に関する事項について建議することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

**第五十九条**　前条に定めるもののほか、環境衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六章　雑則

（報告及び検査）

**第六十条**　厚生大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業者、組合若しくは連合会から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（役員の解任の勧告）

**第六十一条**　組合又は連合会の役員が、法令の規定、法令の規定に基く処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合又は連合会に対し、その役員の解任を勧告することができる。

（解散命令）

**第六十二条**　組合又は連合会が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一　第五条各号（第五十六条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたこと。

二　第二十二条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する設立要件を欠くに至つたこと。

三　その義務が法令の規定、法令の規定に基く処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。

（利用者又は消費者の意見の具申）

**第六十三条**　利用者又は消費者は、何時でも、適正化規程、適正化基準、第五十七条第一項の規定による命令その他この法律の施行に関する事項に関して、厚生大臣、都道府県知事又は環境衛生適正化審議会に対し、意見を述べることができる。

（権限の委任）

**第六十四条**　この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2　前項の委任に基き都道府県知事が第五十七条第一項の規定による命令をする場合においては、同項中「厚生省令」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。

（実施規定）

**第六十五条**　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

## 第七章　罰則

**第六十六条**　第五十七条第一項の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

**第六十七条**　第九条第一項又は第五十五条の認可を受けないで適正化規程又は適正化基準を実施した組合又は連合会の理事は、三万円以下の罰金に処する。

**第六十八条**　第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

**第六十九条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十六条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

**第七十条**　次の場合には、組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二　第七条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基く政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　第十六条の規定に違反したとき。

四　第二十一条第二項後段の規定又は第三十八条第四項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五　第二十三条第六項若しくは第四十八条（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条、第三十九条若しくは第五十二条（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十条ノ三又は第五十二条（第五十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第四百十九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六　第二十九条第五項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七　第三十二条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八　第三十五条又は第三十六条（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九　第三十七条（第五十六条において準用する場合を含む。）又は第三十九条（第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧を拒んだとき。

十　第三十九条（第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百七十四条第二項又は第五十二条（第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四百十九条の規定による調査を妨げたとき。

十一　第四十条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二　第五十二条において準用する商法第百三十一条の規定に違反して組合又は連合会の財産を処分したとき。

十三　第五十二条において準用する商法第四百二十一条第二項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四　第五十二条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十五　第五十二条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

## 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十五号を次のように改める。

三十五　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定に基き、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の設立を認可し、並びに適正化規程又は適正化基準について、設定及び変更を認可し、変更を命じ、又は認可を取り消し、その他同法の施行に関すること。

第九条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

第二十九条第一項の表中「結核予防審議会」の項を次のように改正する。

| | |
|---|---|
| 「結核予防審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 中央環境衛生適正化審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十八条第三項に規定する処分に関する事項及びその他同法の施行に関する重要事項を調査審議し、並びに関係各行政機関に対し建議すること。 |

（登録税法の一部改正）

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「消費生活協同組合連合会」の下に「、環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を、「消費生活協同組合法」の下に「、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」を加える。

（法人税法の一部改正）

4　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「（企業組合を除く。）」の下に「、環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（地方税法の一部改正）

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「（企業組合を除く。）」の下に「、環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

6　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「塩業組合」を「環境衛生同業組合、塩業組合」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

7　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（塩業組合ヲ含ム）」の下に「、環境衛生同業組合及環境衛生同業組合連合会」を加える。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に「、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を、「事業協同組合」の下に「又ハ環境衛生同業組合」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に「、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加える。

第七条第一項中「又ハ中小企業等協同組合（塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ）」を「、中小企業等協同組合（塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常





時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ）、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」に改める。

第二十七条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加える。

第二十八条第一項第六号中「其ノ構成員」を「環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会、此等ノ構成員」に改める。

第二十九条第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に「、環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会」を加え、同項第四号中「又ハ其ノ構成員」を「、環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会又ハ此等ノ構成員」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

8　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

第四条第二項及び第九条の三第二項中「調整組合連合会」の下に「、環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

第四条中「中小企業等協同組合」の下に「若しくは環境衛生同業組合」を加える。

第八条第二号中「又は第二号」を「から第二号まで」に改める。

（内閣総理大臣臨時代理・法務・大蔵・厚生大臣臨時代理・通商産業大臣署名）

## 法律第百六十五号（昭三二・六・一〇）

## ◎医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（衆法）

（医師国家試験予備試験の受験資格の特例）

**第一条** 従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条第一号及び第四十三条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者、同法第三十六条第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者（医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百九十二号）第二条の規定の適用を受ける者を除く。）、昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行つた医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国の行つた医師考試の第一部考試に及格した者及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者は、医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

（歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例）

**第二条** 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第三十三条第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者（医師等の免許及び試験の特例に関する法律第四条の規定の適用を受ける者を除く。）及び昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行つた歯科医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国の行つた歯科医師考試の第一部考試に及格した者は、歯科医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月三十一日までに行われる歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）



## 法律第百六十六号（昭三二・六・一〇）

## ◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

目次


第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 製錬の事業に関する規制（第三条―第十二条）
第三章 加工の事業に関する規制（第十三条―第二十二条）
第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条）
第五章 再処理の事業に関する規制（第四十四条―第五十一条）
第六章 核燃料物質の使用等に関する規制（第五十二条―第六十一条）
第七章 雑則（第六十二条―第七十六条）
第八章 罰則（第七十七条―第八十三条）
附則


### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいう。

5 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

6 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

### 第二章 製錬の事業に関する規制

（事業の指定）

**第三条** 原子燃料公社以外の者で製錬の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び通商産業大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 製錬設備及びその附属施設（以下「製錬施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 製錬施設の位置、構造及び設備並びに製錬の方法

四 製錬施設の工事計画

（指定の基準）

**第四条** 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 その指定をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 製錬施設の位置、構造及び設備が核原料物質又は核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の指定をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。

（指定の欠格条項）

**第五条**　次の各号の一に該当する者には、第三条第一項の指定を与えない。

一　第十条第二項の規定により第三条第一項の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三　禁治産者

四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

**第六条**　第三条第一項の指定を受けた者（以下「製錬事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2　製錬事業者は、第九条第一項に規定する場合を除き、第三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3　第四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（事業開始等の届出）

**第七条**　製錬事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

（合併）

**第八条**　製錬事業者である法人の合併の場合（製錬事業者である法人と製錬事業者でない法人が合併する場合において、製錬事業者である法人が存続するときを除く。）において当該合併について内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、製錬事業者の地位を承継する。

2　第四条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号並びに第五条の規定は、前項の認可に準用する。

（相続）

**第九条**　製錬事業者について相続があつたときは、相続人は、製錬事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により製錬事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

（指定の取消等）

**第十条**　内閣総理大臣及び通商産業大臣は、製錬事業者が正当な理由がないのに、総理府令、通商産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2　内閣総理大臣及び通商産業大臣は、製錬事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一　第五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二　第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三　第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。





四　第六十二条第一項の条件に違反したとき。

（記録）

**第十一条**　原子燃料公社及び製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、製錬の事業の実施に関し総理府令、通商産業省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

（保安規定）

**第十二条**　原子燃料公社及び製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣及び通商産業大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3　内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は製錬事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4　原子燃料公社及び製錬事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

**第三章**　加工の事業に関する規制

（事業の許可）

**第十三条**　原子燃料公社以外の者で加工の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　加工設備及びその附属施設（以下「加工施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三　加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法

四　加工施設の工事計画

（許可の基準）

**第十四条**　内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その許可をすることによつて加工の能力が著しく過大にならないこと。

二　その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三　加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

2　内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。

（許可の欠格条項）

**第十五条**　次の各号の一に該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

一　第二十条第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三　禁治産者

四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前

各号の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

**第十六条**　第十三条第二項の許可を受けた者（以下「加工事業者」という。）は、同条第三項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2　加工事業者は、第十九条第一項に規定する場合を除き、第十三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3　第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（事業開始等の届出）

**第十七条**　加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（合併）

**第十八条**　加工事業者である法人の合併の場合（加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。）において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、加工事業者の地位を承継する。

2　第十四条第一項第二号及び第二項並びに第十五条の規定は、前項の認可に準用する。

（相続）

**第十九条**　加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（許可の取消等）

**第二十条**　内閣総理大臣は、加工事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2　内閣総理大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一　第十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二　第十六条第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三　第二十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

四　第六十二条第一項の条件に違反したとき。

（記録）

**第二十一条**　原子燃料公社及び加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工の事業の実施に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

（保安規定）

**第二十二条**　原子燃料公社及び加工事業者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。





2　内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3　内閣総理大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4　原子燃料公社及び加工事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

## 第四章　原子炉の設置、運転等に関する規制

（設置の許可）

**第二十三条**　日本原子力研究所以外の者で原子炉を設置しようとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　使用の目的

三　原子炉の型式、熱出力及び基数

四　原子炉を設置する工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所）の名称及び所在地

五　原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六　原子炉施設の工事計画

七　原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八　使用済燃料の処分の方法

（許可の基準）

**第二十四条**　内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二　その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三　その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四　原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この章において同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

2　内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。

（許可の欠格条項）

**第二十五条**　次の各号の一に該当する者には、第二十三条第一項の許可を与えない。

一　第三十三条第二項の規定により第二十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三　禁治産者

四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前

各号の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出等）

**第二十六条**　第二十三条第一項の許可を受けた者（以下「原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2　原子炉設置者は、第三十二条第一項に規定する場合を除き、第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3　原子炉を船舶に設置する場合において、その船舶について船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の登録がなされたときは、原子炉設置者は、登録の日から三十日以内に、その船舶の名称を内閣総理大臣に届け出なければならない。その名称を変更したときも、同様とする。

4　第二十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

**第二十七条**　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（施設検査）

**第二十八条**　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工事について内閣総理大臣の検査を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の検査を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の検査を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（運転計画）

**第二十九条**　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令（発電の用に供する原子炉については総理府令、通商産業省令、船舶に設置する原子炉については総理府令、運輸省令）で定めるところにより、原子炉の運転計画を作成し、内閣総理大臣（発電の用に供する原子炉については内閣総理大臣及び通商産業大臣、船舶に設置する原子炉については内閣総理大臣及び運輸大臣）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（合併）

**第三十一条**　原子炉設置者である法人の合併の場合（原子炉設置者である法人と原子炉設置者でない法人が合併する場合において、原子炉設置者である法人が存続するときを除く。）において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、原子炉設置者の地位を承継する。

2　第二十四条第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。

（相続）

**第三十二条**　原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、原子炉設置者の地位を承継する。

2　前項の規定により原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（許可の取消等）

**第三十三条**　内閣総理大臣は、原子炉設置者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内に原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2　内閣総理大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一　第二十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二　第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三　第三十六条の規定による命令に違反したとき。

四　第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五　第四十三条の規定による命令に違反したとき。

六　第六十二条第一項の条件に違反したとき。

（記録）

**第三十四条**　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は原子炉設置者の事務所）に備えて置かなければならない。

（保安のために講ずべき措置）

**第三十五条**　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　原子炉施設の保全

二　原子炉の運転

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

**第三十六条**　内閣総理大臣は、原子炉施設の保安若しくは原子炉の運転又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基く総理府令の規定に違反していると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができ

る。

（保安規定）

**第三十七条**　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、原子炉の運転開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3　内閣総理大臣は、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4　日本原子原研究所及び原子炉設置者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

（原子炉の解体）

**第三十八条**　日本原子力研究所及び原子炉設置者（第六十六条第一項に規定する者のうち原子炉設置者に係る者を含む。以下次項において同じ。）は、原子炉を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

（原子炉の譲受等）

**第三十九条**　日本原子力研究所又は原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設（原子炉を設置した船舶を含む。以下第四項において同じ。）を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、日本原子力研究所が原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受ける場合は、この限りでない。

2　日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（原子炉設置者を除く。）からその所有する船舶で原子炉を設置したものを譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

3　第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。

4　第一項の許可を受けて原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該原子炉に係る原子炉設置者の地位を承継する。

5　第一項の許可を受けて日本原子力研究所からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者及び第二項の許可を受けて原子炉を設置した船舶を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「同条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、又は同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三条及び第六十五条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは、第一項の許可を受けた者にあつては「第三十九条第一項」と、第二項の許可を受けた者にあつては「第





三十九条第二項」と読み替えるものとする。

（原子炉主任技術者）

**第四十条**　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、総理府令で定めるところにより、次条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2　日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の規定により原子炉主任技術者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（原子炉主任技術者免状）

**第四十一条**　科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、原子炉主任技術者免状を交付する。

一　科学技術庁長官の行う原子炉主任技術者試験に合格した者

二　科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、原子炉に関し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

2　科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、原子炉主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一　次項の規定により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

3　科学技術庁長官は、原子炉主任技術者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、その原子炉主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4　第一項第一号の原子炉主任技術者試験の課目、受験手続その他原子炉主任技術者試験の実施細目並びに原子炉主任技術者免状の交付及び返納に関する手続は、総理府令で定める。

（原子炉主任技術者の義務等）

**第四十二条**　原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2　原子炉の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（原子炉主任技術者の解任命令）

**第四十三条**　内閣総理大臣は、原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉主任技術者の解任を命ずることができる。

## 第五章　再処理の事業に関する規制

（事業の制限）

**第四十四条**　原子燃料公社以外の者は、再処理の事業を行つてはならない。ただし、日本原子力研究所が日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合は、この限りでない。

（設計及び工事の方法の認可）

**第四十五条**　原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2　原子燃料公社は、前項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大

臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（施設検査）

**第四十六条**　原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の工事について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2　前項の検査においては、再処理施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われているときは、合格とする。

（記録）

**第四十七条**　原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理の事業の実施に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

（保安のために講ずべき措置）

**第四十八条**　原子燃料公社は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　再処理施設の保全

二　再処理設備の操作

三　使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

**第四十九条**　内閣総理大臣は、再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基く総理府令の規定に違反していると認めるときは、原子燃料公社に対し、再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

（保安規定）

**第五十条**　原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、保安規定が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3　内閣総理大臣は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4　原子燃料公社及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

（準用規定）

**第五十一条**　第四十五条から前条までの規定は、日本原子力研究所が日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に準用する。

## 第六章　核燃料物質の使用等に関する規制

（使用の許可）

**第五十二条**　核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　原子燃料公社及び製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合





二　原子燃料公社及び加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合

三　日本原子力研究所及び原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合

四　原子燃料公社及び日本原子力研究所が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合（日本原子力研究所にあつては、日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。）

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　使用の目的及び方法

三　核燃料物質の種類

四　使用の場所

五　予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）予定使用量

六　核燃料物質の使用施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備

七　核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備

八　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

（許可の基準）

**第五十三条**　内閣総理大臣は、前条第一項の許可の請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三　禁治産者

四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

**第五十五条**　第五十二条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2　使用者は、第五十二条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。

（許可の取消等）

**第五十四条**　次の各号の一に該当する者には、第五十二条第一項の許可を与えない。

**第五十六条**　内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一　第五十四条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二　前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三　次条から第六十条までの技術上の基準に違反したとき。

四　第六十二条第一項の条件に違反したとき。

（使用の基準）

**第五十七条**　使用者は、核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（廃棄の基準）

**第五十八条**　使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（運搬の基準）

**第五十九条**　使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者から運搬を委託された者は、核燃料物質を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令）で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（保管の基準）

**第六十条**　使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者から保管を委託された者は、核燃料物質を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（譲渡及び譲受の制限）

**第六十一条**　核燃料物質は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、条約その他の国際約束に基き国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。

一　原子燃料公社が日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者から第五十二条第一項の許可（第五十五条第一項の許可を含む。）を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合

二　日本原子力研究所が原子燃料公社、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

三　製錬事業者が原子燃料公社、日本原子力研究所、加工事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

四　加工事業者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

五　原子炉設置者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、使用者若しくは他の原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

六　使用者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から第五十二条第一項の許可（第五十五条第一





項の許可を含む。）を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合

七　原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

八　第六十六条第一項の規定に基く命令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

## 第七章　雑則

（指定又は許可の条件）

**第六十二条**　この法律に規定する指定又は許可には、条件を附することができる。

2　前項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（事故届）

**第六十三条**　原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び使用者（第六十六条第一項に規定する者を含む。以下次条第一項及び第三項において同じ。）並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質（使用済燃料を含む。以下次条第一項及び第六十六条第一項及び第四項において同じ。）について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

**第六十四条**　原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び使用者並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、命令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の場合において、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質の所在場所の変更その他核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（事業の廃止等の届出）

**第六十五条**　製錬事業者若しくは加工事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、又は使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止したときは、その製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項若しくは第五十二条第一項の許可はその効力を失う。

3　製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたとき、又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、それぞ

れその清算人若しくは破産管財人又は相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（指定又は許可の取消、事業の廃止等に伴う措置）

**第六十六条**　第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者、第二十条、第三十三条若しくは第五十六条の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者は、命令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2　第五十八条の規定は、前項に規定する者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合に、第五十九条及び第六十条の規定は、同項に規定する者及びこれらの者から運搬又は保管を委託された者が核燃料物質を運搬し、又は保管する場合に準用する。

3　第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬若しくは加工の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは核燃料物質のすべての使用を廃止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を主務大臣に報告しなければならない。

4　主務大臣は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に対し、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

**第六十七条**　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

**第六十八条**　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者の事務所又は工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（聴聞）

**第六十九条**　主務大臣が第十条、第二十条、第三十三条又は第五十六条の規定による処分をする場合及び科学技術庁長官が第四十一条第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。





3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（訴願）

**第七十条**　この法律の規定（第四十一条を除く。）による主務大臣の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、主務大臣に訴願することができる。

2　第四十一条第一項から第三項までの規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。

（通商産業大臣又は運輸大臣の同意等）

**第七十一条**　主務大臣は、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十一条第一項、第三十三条又は第三十九条第一項若しくは第二項の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉（原子炉を設置する船舶を含む。）に係るものについては運輸大臣の同意を得なければならない。

2　通商産業大臣又は運輸大臣は、前項の同意を求められた事項に関し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者（第二十三条第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者の事務所若しくは工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3　第六十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4　主務大臣は、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第三項、第三十八条第二項、第四十三条、第六十四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

（適用除外）

**第七十三条**　第二十七条から第二十九条までの規定は、電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号）及び同法に基く命令の規定による検査又は船舶安全法の処分の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写を送付しなければならない。

（国家公安委員会等に対する連絡）

**第七十二条**　主務大臣は、第三条第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第二項若しくは第二項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条若しくは第五十六条の規定により許可を取り消し、又は第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

（昭和八年法律第十一号）及び同法に基く命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設については、適用しない。

（主務大臣）

**第七十四条**　この章における主務大臣は、製錬事業者に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、その他の事項については内閣総理大臣とする。

（手数料の納付）

**第七十五条**　次の各号の一に掲げる者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

一　第三条第一項の指定を受けようとする者

二　第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けようとする者

三　第二十七条又は第四十五条（第五十一条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者

四　第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第四十六条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者

五　第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者

六　原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者

（国に対する適用）

**第七十六条**　この法律の規定は、第七十条及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

## 第八章　罰則

**第七十七条**　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つた者

二　第十条第二項又は第二十条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三　第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つた者

四　第二十三条第一項の許可を受けないで原子炉を設置した者

五　第三十三条第二項の規定による原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六　第三十九条第一項の許可を受けないで原子炉若しくは原子炉を含む一体としての施設（原子炉を設置した船舶を含む。）を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子炉を設置した船舶を譲り受けた者

七　第四十四条の規定に違反した者

八　第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用した者

九　第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反した者

**第七十八条**　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者

二　第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第十三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者

三　第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者

四　第三十八条第一項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第八十一条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第八十二条**　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第七条若しくは第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第四十条第二項の規定による届出を怠つた者

四　正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなければならない事項について、同項の許可を受けないで原子炉を使用した者

五　第四十五条第一項の規定に違反した者

六　第四十六条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して再処理施設を使用した者

七　第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更した者

八　第六十一条の規定に違反した者

九　第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

**第七十九条**　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項又は第五十条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十二条第三項、第二十二条第三項、第三十七条第三項又は第五十条第三項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三　第十八条第一項の規定による命令に違反した者

四　第三十八条第一項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五　第五十七条、第五十八条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条（第六十条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第六十二条第一項の規定に違反した者

七　第六十六条第一項の規定による届出をしないで、又は同条第二項の規定による命令に違反した者





れればならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者

四　第二十九条第一項の規定に違反して原子炉施設を使用した者

五　第四十条第一項の規定に違反した者

六　第四十六条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して再処理施設を使用した者

七　第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更した者

八　第六十一条の規定に違反した者

九　第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

**第七十九条**　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項又は第五十条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十二条第三項、第二十二条第三項、第三十七条第三項又は第五十条第三項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三　第十八条第一項の規定による命令に違反した者

四　第三十八条第一項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五　第五十七条、第五十八条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条（第六十条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第六十二条第一項の規定に違反した者

七　第六十六条第一項の規定による届出をしないで、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

二　第六十三条若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第六十七条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第六十八条第一項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第八十一条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第八十二条**　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第七条若しくは第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第四十条第二項の規定による届出を怠つた者

四　正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納し

なかつた者

五　第六十六条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

**第八十三条**　第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第三十二条第二項又は第五十五条第二項の規定による届出を怠つた者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲において政令で定める日から施行する。ただし、第四十一条第一項及び第四項並びに第七十五条第五号及び第六号の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この法律の施行の際現に製錬の事業を行つている者は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、第三条第一項の指定を受けないでも、引き続きその事業を行い、及びその事業の用に供するため核燃料物質を使用することができる。その者が、その期間内にその事業について同項の指定の申請をした場合において、指定をする旨又は指定をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2　前項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に定する期間内に第三条第一項の指定の申請をしない者又はその期間内に同項の指定の申請をした者で指定をする旨の通知を受けたものに第十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始前に」とあるのは、「指定を受けた日から三十日以内に」とする。

**第三条**　この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設については、第二十七条から第二十九条までの規定は、適用しない。

2　この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設について、日本原子力研究所に第三十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「原子炉の運転開始前に」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」とする。

**第四条**　この法律の施行の際現に核燃料物質を使用している者は、附則第二条第一項に規定する場合及び日本原子力研究所がこの法律の施行の際現に設置している原子炉に核燃料物質を燃料として使用する場合を除き、この法律の施行の日から起算して三十日間は、第五十二条第一項の許可を受けないでも、引き続き核燃料物質を使用することができる。その者が、その期間内に核燃料物質の使用について同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2　前項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第五十二条第一項の許可の申請をしない者又はその期間内に同項の許可の申請をした者で許可をしない旨の通知を受けたものは、核燃料物質の使用を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

**第五条**　附則第二条第二項又は前条第二項の規定により届出をしなければならない者は、総理府令、通商産業省令又は総理府令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。この場合において、内閣総理大臣及び通商産業大臣（前条第二項に係る場合にあつては、内閣総理大臣）は、これらの者の講じた措置が適切でないと認めるときは、これらの者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

**第六条**　この法律の施行の際現に核燃料物質を所有している者（日本原子力研究所並びに附則第二条第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者で第三条第一項の指定を受けたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可を受けたものを除く。）が、総理府令で定めるところにより、その際所有する核燃料物質を原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの者がその核燃料物質を譲り受ける場合には、第六十一条の規定は、適用しない。

**第七条**　前五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第八条**　附則第二条第二項又は附則第四条第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の罰金に処する。

2　附則第五条前段の規定に違反し、又は同条後段の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

（科学技術庁設置法の一部改正）

**第九条**　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）に基く内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

（核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正）

**第十条**　核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

**第二条**　この法律で核原料物質とは、ウラン鉱及びトリウム鉱をいう。

（原子燃料公社法の一部改正）

**第十一条**　原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　核燃料物質の再処理を行うこと。

第十九条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

# 法律第百六十七号（昭三二・六・一〇）

## ◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　使用及び販売の業の許可（第三条―第十二条）
第三章　使用者、販売業者等の義務（第十三条―第三十三条）
第四章　放射線取扱主任者（第三十四条―第三十八条）
第五章　放射線審議会（第三十九条―第四十一条）
第六章　雑則（第四十二条―第五十条）
第七章　罰則（第五十一条―第五十九条）
附則

### 第一章　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射線発生装置の使用を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2　この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で政令で定めるものをいう。

3　この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、放射線照射装置等放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

4　この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

### 第二章　使用及び販売の業の許可

（使用の許可）

**第三条**　放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

三　使用の目的及び方法

四　使用の場所

五　放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用し、又は設置する施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備

六　放射性同位元素を貯蔵する施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七　放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する施設（以下単に「廃棄施設」





という。）の位置、構造及び設備

（販売の業の許可）

**第四条**　放射性同位元素を業として販売しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　放射性同位元素の種類

三　販売所の所在地

四　放射性同位元素の詰替をする施設（以下単に「詰替施設」という。）の位置、構造及び設備

五　貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六　廃棄施設の位置、構造及び設備

（欠格条項）

**第五条**　次の各号の一に該当する者には、第三条第一項又は前条第一項の許可を与えない。

一　第二十六条の規定により許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三　禁治産者

四　白痴者又は精神病者

五　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

（使用の許可の基準）

**第六条**　科学技術庁長官は、第三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一　使用施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二　貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三　廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四　その他放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置による放射線障害の発生するおそれがないこと。

（販売の業の許可の基準）

**第七条**　科学技術庁長官は、第四条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一　詰替施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二　貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三　廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四　その他放射性同位元素による放射線障害の発生するおそれがないこと。

（許可の条件）

**第八条**　第三条第一項又は第四条第一項の許可には、条件を附することができる。

2　前項の条件は、放射線障害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（許可証）

**第九条**　科学技術庁長官は、第三条第一項又は第四条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2　第三条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一　許可の年月日及び許可の番号

二　氏名又は名称及び住所

三　使用の目的

四　放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

五　使用の場所

六　貯蔵施設の貯蔵能力

七　許可の条件

3　第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一　許可の年月日及び許可の番号

二　氏名又は名称及び住所

三　放射性同位元素の種類

四　販売所の所在地

五　貯蔵施設の貯蔵能力

六　許可の条件

4　許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

（使用施設等の変更）

**第十条**　第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

2　使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3　第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4　第二項の規定により変更の許可を受けた使用者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

（許可証の再交付）

**第十二条**　使用者及び販売業者は、許可証をよごし、損じ、又は失つたときは、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官に申請し、その再交付を受けることができる。

## 第三章　使用者、販売業者等の義務

（使用施設等の基準適合義務）

**第十三条**　使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

（詰替施設等の変更）

**第十一条**　第四条第一項の許可を受けた者（以下「販売業者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

2　販売業者は、第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3　第七条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4　第二項の規定により変更の許可を受けた販売業者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

（許可証の再交付）

**第十二条**　使用者及び販売業者は、許可証をよごし、損じ、又は失つたときは、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官に申請し、その再交付を受けることができる。

## 第三章　使用者、販売業者等の義務

（使用施設等の基準適合義務）

**第十三条**　使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。





2　販売業者は、その詰替施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

（使用施設等の基準適合命令）

**第十四条**　科学技術庁長官は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第六条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

2　科学技術庁長官は、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、販売業者に対し、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

（使用の基準）

**第十五条**　使用者は、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（詰替の基準）

**第十六条**　使用者及び販売業者（第三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条から第十九条までにおいて同じ。）は、放射性同位元素の詰替をする場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（保管の基準）

**第十七条**　使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入つた者について、その者の受けた放射線量、粒子束密度の時間積分量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

（運搬の基準）

**第十八条**　使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射性同位元素を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令）で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（廃棄の基準）

**第十九条**　使用者及び販売業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

2　科学技術庁長官は、放射線障害の発生を防止するために必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害予防規定を作成し、科学技術庁長官に届け出なければならない。

（放射線障害予防規定）

**第二十一条**　使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止するため、総理府令で定めるところにより、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害予防規定を定め、科学技術庁長官に届け出なければならない。

（測定）

**第二十二条**　使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線量率、粒子束密度及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

2　使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入つた者について、その者の受けた放射線量、粒子束密度の時間積分量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

（放射線障害予防規定）

**第二十一条**　使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止するため、総理府令で定めるところにより、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害予防規定を定め、科学技術庁長官に届け出なければならない。

2　科学技術庁長官は、放射線障害の発生を防止するために必要があると認めるときは、使用者又は販売

施設又は廃棄施設への立入の制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

（記帳義務）

**第二十五条** 使用者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項

二 放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用に関する事項

三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項

四 その他放射線障害の防止に関し必要な事項

2 販売業者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、総理府令で定めるところにより、保存しなければならない。

（許可の取消等）

**第二十六条** 科学技術庁長官は、使用者又は販売業者が次の各号の一に該当する場合は、第三条第一項若しくは第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素の販売の停止を命ずることができる。

一 第五条第二号から第五号までの一に該当するに至つた場合

二 第八条第一項の条件に違反した場合

三 第十条第二項又は第十一条第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした場合

四 第十四条の規定による命令に違反した場合

五 第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の技術上の基準に違反した場合

六 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条の規定に違反した場合

七 第二十九条第一号、第二号若しくは第三号又は第三十条第一号の規定に違反した場合

八 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合

九 第三十八条の規定による命令に違反した場合

（使用の廃止等の届出）

**第二十七条** 前条に規定する場合を除き、使用者が放





射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は販売業者がその業を廃止したときは、その使用者又は販売業者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項又は第四条第一項の許可は、その効力を失う。

3 使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続財産を管理する者又は清算人、破算管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

（許可の取消、使用の廃止等に伴う措置）

**第二十八条** 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者若しくは販売業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者は、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する者は、許可を取り消された日若しくは放射性同位元素の使用を廃止し、若しくは販売業者が死亡し、若しくは法人である使用者若しくは販売業者が解散した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を科学技術庁長官に報告しなければならない。

3 科学技術庁長官は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（譲渡及び譲受の制限）

**第二十九条** 放射性同位元素は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を他の使用者又は販売業者に譲り渡す場合

二 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受ける場合

三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を輸出する場合

四 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

五 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

六 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日にその使用者又は販売業者が所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

（所持の制限）

**第三十条** 放射性同位元素は、法令に基く場合は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならな

い。

一　使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

二　第二十六条の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

三　第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

四　第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日に使用者又は販売業者が所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

五　前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

六　前各号に掲げる者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

（取扱の制限）

**第三十一条**　何人も、十八歳未満の者又は精神障害者（精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第三条に規定する精神障害者をいう。）に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱をさせてはならない。

2　何人も、前項に掲げる者に放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用させてはならない。

3　前二項の規定は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）により免許を受けた准看護婦その他総理府令で定める者については、適用しない。

（事故届）

**第三十二条**　使用者及び販売業者（第三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条において同じ。）並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

**第三十三条**　使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官に通報しなければならない。

3　科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

## 第四章　放射線取扱主任者

（放射線取扱主任者）

**第三十四条**　使用者及び販売業者は、放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、総理府令で定めるところにより、次条第一項の放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者を選任しなければならない。この場合において、放射





性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師を、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二条に規定する医薬品、用具又は化粧品の製造所において使用するときは薬剤師を、それぞれ放射線取扱主任者として選任することができる。

2　使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（放射線取扱主任者免状）

**第三十五条**　科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、放射線取扱主任者免状を交付する。

一　科学技術庁長官の行う放射線取扱主任者試験に合格した者

二　科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、放射線に関し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

2　科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一　次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二　この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

3　科学技術庁長官は、放射線取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

4　第一項第一号の放射線取扱主任者試験の課目、受験手続その他放射線取扱主任者試験の実施細目並びに放射線取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、総理府令で定める。

（放射線取扱主任者の義務等）

**第三十六条**　放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2　使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。

（解任命令）

**第三十八条**　科学技術庁長官は、放射線取扱主任者又

はその代理者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、使用者又は販売業者に対し、放射線取扱主任者又はその代理者の解任を命ずることができる。

## 第五章　放射線審議会

（放射線審議会）

**第三十九条**　科学技術庁に、放射線審議会を置く。

2　放射線審議会は、科学技術庁長官の諮問に応じ、放射線障害の防止に関する重要事項について審議する。

（放射線審議会の委員）

**第四十条**　放射線審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　放射線審議会の委員は、関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に関し学識及び経験のある者のうちから、科学技術庁長官が任命する。

3　放射線審議会の委員は、非常勤とする。

4　放射線審議会の委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（政令への委任）

**第四十一条**　前二条に規定するもののほか、放射線審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六章　雑則

（報告徴収）

**第四十二条**　科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、報告を求めることができる。

（放射線検査官）

**第四十三条**　科学技術庁に、放射線検査官を置く。

2　科学技術庁長官は、この法律又はこの法律に基く命令の実施のため必要があると認めるときは、放射線検査官に、使用者又は販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

3　放射線検査官は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　放射線検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

5　第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（聴聞）

**第四十四条**　科学技術庁長官は、第二十六条又は第三十五条第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（訴願）

**第四十五条**　この法律又はこの法律に基く命令の規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。

（協議）

**第四十六条**　科学技術庁長官は、第三条第一項、第四条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可をし、第十四条の規定により命令を発し、又は第二十六条の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2　前項の協議を受けた事項に関し特に調査する必要があると認める場合においては、使用者（第三条第一項の許可の申請者を含む。）若しくは販売業者（第四条第一項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、使用者若しくは販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3　第四十三条第三項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4　内閣総理大臣は、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条及び第二十四条の総理府令を制定する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（国家公安委員会に対する連絡）

**第四十七条**　科学技術庁長官は、第三条第一項、第四条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可をし、第十四条の規定により命令を発し、又は第二十六条の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2　前項の協議を受けた事項に関し特に調査する必要があると認める場合においては、使用者（第三条第一項の許可の申請者を含む。）若しくは販売業者（第四条第一項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、使用者若しくは販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3　第四十三条第三項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4　内閣総理大臣は、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条及び第二十四条の総理府令を制定する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（国家公安委員会に対する連絡）

**第四十七条**　科学技術庁長官は、第三条第一項、第四条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可をし、第二十六条の規定により許可を取り消し、又は第二十七条第一項若しくは第三項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に連絡しなければならない。

（労働基準法との関係等）

**第四十八条**　この法律の規定は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及びこれに基く命令によつて、労働基準監督官が労働者に対する放射線障害の防止についてその権限を行使することを妨げるものと解してはならない。

2　労働大臣は、労働者に対する放射線障害を防止するために特に必要があると認める場合においては、科学技術庁長官に勧告することができる。

（手数料の納付）

**第四十九条**　第三条第一項、第四条第一項、第十条第二項若しくは第十一条第二項の許可、第三十五条第一項第一号の放射線取扱主任者試験又は放射線取扱主任者免状の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（国に対する適用）

**第五十条**　この法律の規定は、第四十五条及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」とする。

## 第七章　罰則

**第五十一条**　放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命又は身体に危険を生ぜしめた者は、十年以下の懲役に処する。

2　前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

3　前二項の規定にあたる行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

**第五十二条**　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第一項の許可を受けないで放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用した者

二　第四条第一項の許可を受けないで放射性同位元素を業として販売した者

三　第二十六条の規定による使用又は販売の停止の

命令に違反した者

**第五十三条** 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第四項の規定に違反した者

二 第十条第二項の規定による許可を受けないで第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一条第二項の規定による許可を受けないで第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した者

五 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

**第五十四条** 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項（第十条第三項又は第十一条第三項において準用する場合を含む。）の条件に違反した者

二 第十四条の規定による命令に違反した者

三 第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者

四 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

**第五十五条** 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項又は第二項の規定に違反して測定、記録及び保存をしなかつた者

二 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十七条第一項若しくは第三項若しくは第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十二条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十三条第二項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第五十六条** 第二十二条、第二十三条又は第二十四条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

**第五十七条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第五十八条** 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

二 第三十四条第二項又は第三十七条第三項の規定による届出を怠つた者

三 正当な理由なく、第三十五条第三項の規定による命令に違反して放射線取扱主任免状を返納しなかつた者

**第五十九条** 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

一 第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十条第四項又は第十一条第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一条第三項の規定による届出をしなかつた者

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項及び第四項並びに第五章の規定並びに第四十九条中放射線取扱主任者に係る部分及び附則第七項中放射線審議会に係る部分は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を所有している者で、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を使用しようとするもの又は放射性同位元素を業として販売しようとするものは、この法律の施行の日から一月以内に、第三条第一項又は第四条第一項の許可の申請をしなければならない。

3 この法律の施行の際現に放射性同位元素を所有している者で前項の規定により許可の申請をしないものは、この法律の施行後二月以内に、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）並びに所有している放射性同位元素の種類及び数量を科学技術庁長官に届け出なければならない。

4 前項の規定により届出をした者又は附則第二項の規定により許可を申請した者で許可を与えられなかつたものは、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素によつて汚染された物を第十九条の技術上の基準に従い廃棄しなければならない。この場合において、科学技術庁長官は、これらの者の講じた廃棄の措置が適切でないと認めるときは、これらの者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

5 前項の規定により放射性同位元素を譲り渡す場合においては、第二十九条の規定は、適用しない。

6 附則第二項の許可の申請をした者又は附則第三項の規定により届出をした者については、この法律の施行の日からこれらの者が第三条第一項若しくは第四条第一項の許可を受け、又は附則第四項の規定により放射性同位元素を譲り渡し、若しくは廃棄するまでの間は、第三条第一項若しくは第四条第一項の規定又は第二十一条第三項の規定による届出をしなかつた者は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を使用し、又は放射性同位元素を業として販売することができる。この場合においては、これらの者及びこれらの者から運搬の委託を受けた者（これらの者の従業者でその職務上放射性同位元素を所持するものを含む。）には、第三十条の規定は、適用しない。

（科学技術庁設置法の一部改正）

7 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の次に次の四号を加える。

十三の二 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用を許可すること。

十三の三 放射性同位元素の販売の業を許可すること。

十三の四 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。

十三の五 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十

七号）第四十五条の訴願について内閣総理大臣を補佐すること。

第八条第六号中「障害防止の基本」を「障害防止」に改める。

第十九条第一項の表中発明奨励審議会の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 放射線審議会 | 放射線障害の防止に関する重要事項を審議すること。 |

（内閣総理・各省大臣署名）

## 法律第百六十八号（昭三二・六・一〇）

### ◎自転車競技法の一部を改正する法律

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足に寄与するとともに、地方財政の増収」を「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与するとともに、地方財政の健全化」に改める。

第一条第四項中「この法律により行う自転車競走（以下競輪という。）」を「競輪」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

自治庁長官は、指定市町村が一年以上引き続きこの法律による自転車競走（以下競輪という。）を開催しなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

第二条中「都道府県知事」を「通商産業局長及び都道府県知事」に改める。

第三条第四項中「及び構造設備が公安上及び競輪の運営上適当であると認めるとき」を「、構造及び設備が命令で定める公安上及び競輪の運営上の基準に適合する場合」に改め、同条に次の二項を加える。

通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することができる。

通商産業大臣は、競輪場の設置者が一年以上引き続きその競輪場を競輪の用に供しなかつたときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第四条第二項中「申請が命令で」を「申請に係る施設の位置、構造及び設備が命令で」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可に準用する。

第五条中「競輪場」を削り、「自転車振興会連合会」を「日本自転車振興会」に改める。

第七条の二中「未成年者」を「学生生徒及び未成年者」に改める。

第八条各号を次のように改める。

一　競輪に関係する政府職員及び競輪施行者の職員にあつては、すべての競輪

二　日本自転車振興会及び自転車振興会の役職員並びに競輪の選手にあつては、すべての競輪





三　前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、車券の発売等、競輪場内の整理及び警備その他競輪の事務に従う者にあつては、当該競輪

第九条に次の一項を加える。

前四項の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第九条の二を次のように改める。

**第九条の二**　前条第一項の払戻金の額が命令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第九条の三第二項中「その順位で」を削る。

第九条の四中「三十日」を「六十日」に改める。

第十条を次のように改める。

**第十条**　競輪施行者は、左の各号に掲げる金額を日本自転車振興会に交付しなければならない。

一　一回の開催による車券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二　一回の開催による車券の売上金の額に応じ、その額の千分の三以内において命令で定める金額に相当する金額

競輪施行者は、自転車振興会に競輪の実施を委任したときは、委任の範囲及び一回の開催による車券の売上金の額に応じ命令で定める金額を自転車振興会に交付しなければならない。

前項の命令で定める金額は、一回の開催による車券の売上金の額の別表第二の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる金額をこえてはならない。

第十一条第一項中「事項」を「事業」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

自転車振興会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される法人とする。

第十一条の次に次の二条を加える。

**第十一条の二**　自転車振興会の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第十一条の三**　自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

自転車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十二条を次のように改める。

**第十二条**　日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業の振興に資することを目的とする。

第十二条の次に次の二十四条を加える。

**第十二条の二**　日本自転車振興会は、法人とする。

**第十二条の三**　日本自転車振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

日本自転車振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

**第十二条の四**　日本自転車振興会は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

**第十二条の五**　日本自転車振興会でない者は、日本自転車振興会という名称を用いてはならない。

**第十二条の六**　民法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、日本自転車振興会に準用する。

**第十二条の七**　日本自転車振興会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

**第十二条の八**　会長は、日本自転車振興会を代表し、その業務を総理する。

副会長は、会長の定めるところにより、日本自転車振興会を代表し、会長を補佐して日本自転車振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して日本自転車振興会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、日本自転車振興会の業務を監査する。

**第十二条の九**　会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

役員の任期は、三年とする。

役員は、再任されることができる。

**第十二条の十**　左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二　この法律に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

三　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の議会の議員

四　政党の役員

五　日本自転車振興会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

**第十二条の十一**　通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長、副会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、副会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

**第十二条の十二**　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

**第十二条の十三**　日本自転車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が日本自転車振興会を代表する。

**第十二条の十四**　日本自転車振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

**第十二条の十五**　日本自転車振興会に、運営委員会を置く。

次条第一項第一号から第四号までの業務その他競輪の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務（以下競輪に関する業務という。）に関し業務の方法を定め、及び事業計画を作成し、又はこれらを変更しようとするときは、会長は、運営委員会の意見を聞かなければならない。

日本自転車振興会は、競輪に関する業務を行うには、会長が運営委員会の意見を聞いて定めた方針に従わなければならない。

会長は、競輪に関する業務を掌理する理事の任命又は解任について第十二条の九第二項又は第十二条の十一第四項の認可を申請しようとするときは、運営委員会の意見を聞かなければならない。

運営委員会は、前三項に定めるものの外、会長の諮問に応じ、日本自転車振興会の競輪に関する業務の運営について調査審議する。

運営委員会は、委員二十人以内で組織する。

委員は、競輪に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

委員の任期は、三年とする。

委員は、再任されることができる。

**第十二条の十六**　日本自転車振興会は、第十二条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一　競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。

二　選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法に関し、自転車振興会を指導すること。

三　選手の出場のあつせんを行うこと。

四　審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五　自転車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行うこと。

六　自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

七　第十条第一項及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条の規定による交付金の受入を行うこと。

八　前各号に掲げるものの外、第十二条に掲げる目的を達成するため必要な業務

日本自転車振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

日本自転車振興会は、第一項第七号に掲げる業務のうち第十条第一項第二号の規定による交付金の受領の事務を自転車振興会に委託することができる。

**第十二条の十七**　日本自転車振興会は、第十条第一項第一号の規定による交付金及び小型自動車競走法第十六条の規定による交付金を、競輪に関する業務に必要な経費に充ててはならない。

**第十二条の十八**　日本自転車振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一　競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定の方法及び合格基準

二　選手の出場のあつせんの基準

三　審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者の養成又は訓練の課程、期間、場所及び費用負担の方法

四　自転車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のための資金の貸付の利率、償還期限及び償還の方法

五　補助の対象とする自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業の選定の基準及び補助の方法

六　前各号に掲げるものの外、命令で定める事項

**第十二条の十九**　日本自転車振興会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

**第十二条の二十**　日本自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第十二条の二十一**　日本自転車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

**第十二条の二十二**　日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一　銀行若しくは商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金

二　国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

**第十二条の二十三**　日本自転車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

**第十二条の二十四**　日本自転車振興会は、通商産業大臣が監督する。

通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本自転車振興会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

**第十二条の二十五**　日本自転車振興会の解散については、別に法律で定める。

第十三条に次の二項を加える。

競輪場の設置者は、その競輪場の位置、構造及び設備を、第三条第四項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

場外車券売場の設置者は、その場外車券売場の位置、構造及び設備を、第四条第二項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第十四条中「、自転車振興会連合会」を削り、「所有者に対し、」を「設置者に対し、選手の出場又は競輪場若しくは場外車券売場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、競輪場又は場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他」に改める。

第十五条第一項中「自転車振興会連合会」を「日本自転車振興会」に、「所有者」を「設置者」に改める。

第十六条第一項中「開催の停止その他必要な事項」を「開催を停止し、又は制限すべき旨」に改め、同条第二項中「、自転車振興会連合会」を削り、「所有者」を「設置者」に、「業務の停止若しくは制限」を「業務を停止し、若しくは制限し、」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

**第十六条の二**　通商産業大臣は、競輪場又は場外車券売場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該競輪場又は場外車券売場の設置の許可を取り消すことができる。

第十七条第一項中「競輪の運営」を「競輪」に、「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同条第二項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に、「十五人以内」を「二十人以内」に改め、同条第六項及び第八項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同





条の次に次の一条を加える。

**第十七条の二**　通商産業大臣の諮問に応じて、第十条第一項第一号の規定による交付金及び小型自動車競走法第十六条の規定による交付金の運用に関する重要事項について調査審議するため、通商産業省に自転車等機械関係事業振興資金協議会を置く。

自転車等機械関係事業振興資金協議会は、会長一人及び委員十四人以内をもつて組織する。

前条第三項から第八項までの規定は、自転車等機械関係事業振興資金協議会に準用する。

第十八条第一号中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改める。

第二十条第三号中「第八条各号の一」を「第八条第三号」に、「当該各号」を「同号」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

**第二十一条の二**　第十二条の十七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二条を次のように改める。

**第二十二条**　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二条の次に次の一条を加える。

**第二十二条の二**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十三条中「若しくは自転車振興会連合会」を削る。

第二十八条の次に次の二条を加える。

**第二十九条**　左の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした自転車振興会又は日本自転車振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　第十一条の三第一項、第十二条の十八第一項又は第十二条の二十から第十二条の二十二までの規定により通商産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第十一条の三第二項又は第十二条の二十三の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三　第十二条の四第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

四　第十二条の十六第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五　第十二条の二十四第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

**第三十条**　第十二条の五の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

別表第一を次のように加える。

**別表第一**

| 売上金の額 | 日本自転車振興会に交付すべき金額 |
|---|---|
| 六千万円以上八千万円未満 | 売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円以上、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十 |
| 八千万円以上一億円未満 | 売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十八が七千六百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と七千六百八十万円との差額の千分の二百五十 |
| 一億円以上二億円未満 | 売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百四十が九千四百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の二百五十 |

（日本自転車振興会の設立）

**第三条** 通商産業大臣は、改正後の第十二条の九第一項の例により、日本自転車振興会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、日本自転車振興会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

**第四条** 通商産業大臣は、設立委員を命じて、日本自転車振興会の設立に関する事務を処理させる。

**第五条** 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

**第六条** 附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

**第七条** 日本自転車振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

**第八条** この法律の施行の際現に自転車振興会連合会又は全国小型自動車競走会連合会に属する旧自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百六十九号）第二条第一項の業務に係る財産は、日本自転車振興会が、その成立の時において、承継する。

**第九条** 自転車振興会連合会は、日本自転車振興会の成立の時において解散し、前条に規定する財産を除くその一切の権利及び義務は、その時において日本自転車振興会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 第七条の規定により日本自転車振興会の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職権で、自転車振興会連合会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（経過的措置）

**第十条** この法律の施行の際現に改正前の第五条の規定により自転車振興会連合会に登録されている競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、それぞれ改正後の同条の規定により日本自転車振興会に登録されたものとみなす。

**第十一条** この法律の施行の際現に自転車振興会の役員の地位にある者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

**第十二条** この法律の施行の日の属する事業年度の自転車振興会の事業計画及び収支予算については、改正後の第十一条の第三第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「自転車競技法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百六十八号）の施行後遅滞なく」とする。

**第十三条** 日本自転車振興会の成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第十二条の二十中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「日本自転車振興会の成立後遅滞なく」とする。

**第十四条** 日本自転車振興会が附則第八条の規定により承継した自転車振興会連合会又は全国小型自動車競走会連合会の旧自転車競技法等の臨時特例に関する法律第二条第一項の業務に係る財産は、第十二条の十七に規定する交付金とみなして、同条の規定を適用する。

**第十五条** 日本自転車振興会が附則第八条又は第九条第一項の規定により承継した財産のうちに改正後の第十二条の二十二各号の方法以外の方法によつて余裕金を運用したものがあるときは、この法律の施行の日から六月間は、その運用について同条の認可があつたものとみなす。

**第十六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（限時的効力）

**第十七条** 改正後の第十条第一項第一号及び第十二条の十六第一項第五号から第七号までに規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

（他の法律の改正）

**第十八条** 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本学校給食会」を「、日本自転車振興会」を加える。

「、日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。

**第十九条** 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「、日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。

**第二十条** 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本学校給食会」の下に「、日本自転車振興会」を、「日本学校給食会法」の下に「、自転車競技法」を加える。

**第二十一条** 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「、日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。

**第二十二条** 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

| | |
|---|---|
| 競輪審議会 | 競輪に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 自転車等機械関係事業振興資金協議会 | 自転車競走及び小型自動車競走による交付金の運用に関する重要事項を調査審議すること。 |

を

| | |
|---|---|
| 競輪運営審議会 | 自転車競走の運営その他競輪に関する重要事項及び自転車競走の制度に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 機械工業振興協議会 | 関係各大臣の諮問に応じ、自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百六十九号）によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。 |

に改める。

別表第二

| 売上金の額 | 金額 |
|---|---|
| 四千万円以下 | 四千万円の千分の六十五 |
| 四千万円をこえ九千万円以下 | 九千万円の千分の六十 |
| 九千万円をこえ一億五千万円以下 | 一億五千万円の千分の五十五 |
| 一億五千万円をこえ三億円以下 | 三億円の千分の五十 |
| 三億円をこえ四億円以下 | 四億円の千分の四十 |
| 四億円をこえ六億円以下 | 六億円の千分の三十 |
| 六億円をこえるもの | 売上金の額の千分の三十 |
| 二億円以上 | 売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千八百万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百万円との差額の千分の二百五十 |

附則

（施行期日）

**第一条** この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。ただし、附則第三条から第五条まで及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

**第二条** この法律の施行の日の前後にまたがつて開催される競輪については、改正後の第十条の規定を適用する。

**第二十三条**　自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第六項中「自転車振興会連合会等」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。

（内閣総理・大蔵・通商産業・運輸大臣署名）

## 法律第百六十九号（昭三二・六・一〇）

### ◎小型自動車競走法の一部を改正する法律

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「小型自動車の性能の向上等品質の改善、小型自動車に関する海外宣伝その他小型自動車工業の振興に寄与するとともに、地方財政の改善」を「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与するとともに、地方財政の健全化」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（届出）

**第三条の二**　小型自動車競走を施行しようとするときは、省令の定めるところにより、通商産業局長を経由して、通商産業大臣に届け出なければならない。

第五条を次のように改める。

**第五条**　小型自動車競走場を設置しようとする者は、省令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3　都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聞かなければならない。

4　通商産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る小型自動車競走場の位置、構造及び設備が省令で定める公安上及び小型自動車競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる。

5　小型自動車競走は、第一項の許可を受けて設置された小型自動車競走場で行わなければならない。

6　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することができる。

7　通商産業大臣は、小型自動車競走場の設置者が一年以上引き続きその小型自動車競走場を小型自動車競走の用に供しなかつたときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第八条第一項中「小型自動車競走場」を「小型自動車競走の審判員」に改め、同条第二項中「小型自動車競走場」を「審判員」に改める。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、小型自動車競走施行者が省令の定めるところにより無料入場者と定めた者からは、入場料を取らなくてもよい。

第十条の次に次の一条を加える。

**第十条の二**　学生生徒及び未成年者は、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

**第十一条**　左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる小型自動車競走について、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一　小型自動車競走に関係する政府職員及び小型自動車競走施行者の職員にあつては、すべての小型自動車競走

二　小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会の役職員並びに小型自動車競走の選手にあつては、すべての小型自動車競走

三　前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、勝車投票券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条の規定による返還金の交付、小型自動車競走場内の整理及び警備その他小型自動車競走の事務に従う者にあつては、当該小型自動車競走

**第十二条**　第一項中「の払戻金」を削り、「あん分して」の下に「払戻金として」を加え、同条に次の一項を加える。

5　前四項の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

**第十三条**　第十三条を次のように改める。

（払戻金の最高限度額）

**第十三条**　前条第一項の払戻金の額が政令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

**第十四条**　第十四条第一項第四号中「その順位で」を削る。

**第十五条**　第十五条中「であつてやむを得ない事情により小型自動車競走の終了後遅滞なく支払を受けることのできなかつたもの」を削り、「三十日」を「六十日」に改める。

**第十六条**　第十六条を次のように改める。

（日本自転車振興会への交付金）

**第十六条**　小型自動車競走施行者は、一回の開催による勝車投票券の売上金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を日本自転車振興会に交付しなければならない。

**第十七条**　第十七条を削り、第十八条中「第十六条の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の五を超えない金額を当該」を「一回の開催による勝車投票券の売上金の額に応じ、その額の百分の五以内において省令で定める金額を」に改め、同条を第十七条とする。

**第十八条**　第十九条を削り、第二十条第二項中「設立し」の下に「、又はこれに加入し」を加え、同条第四項を次のように改め、同条を第十八条とする。

4　小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施を、全国小型自動車競走会連合会は、審判員、選手及び小型自動車の登録を行い、選手の出場をあつせんし、その他小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに小型自動車に関する事業の振興に資することを目的とする。

**第十八条の次に次の二条を加える。**

**第十九条**　小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の

第二十一条の次に次の三条を加える。

（通商産業大臣の命令）

**第二十一条の二** 通商産業大臣は、小型自動車競走場内の秩序を維持し、小型自動車競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、選手の出場又は小型自動車競走場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、小型自動車競走場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

**第二十一条の三** 通商産業大臣は、小型自動車競走施行者がこの法律若しくはこれらに基く処分に違反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

（小型自動車競走場の設置の許可の取消）

**第二十一条の四** 通商産業大臣は、小型自動車競走場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該小型自動車競走場の設置の許可を取り消すことができる。

第二十二条を次のように改める。

（報告及び検査）

**第二十二条** 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会若しくは小型自動車競走場の設置者又はその役員が、この法律若しくはこれらに基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその疑があると認めるときは、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会若しくは小型自動車競走場の設置者に対し、報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは小型自動車競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十三条中「小型自動車競走場、小型自動車競走」を「小型自動車競走場、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会若しくは小型自動車競走場の設置者、小型自動車競走施行者若しくは小型自動車競走の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、小型自動車競走に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 小型自動車競走場の設置者は、その小型自動車競走場の位置、構造及び設備を、第五条第四項の省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。





認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第二十条** 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第二十一条を次のように改める。

（場内の秩序の維持等）

**第二十一条** 小型自動車競走施行者及び小型自動車競走会は、小型自動車競走場内の秩序を維持し、かつ、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、小型自動車競走に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 小型自動車競走場の設置者は、その小型自動車競走場の位置、構造及び設備を、第五条第四項の省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

動車競走会、全国小型自動車競走会連合会若しくは小型自動車競走場の設置者に対し、小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは小型自動車競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十三条中「小型自動車競走場、小型自動車競走」を「小型自動車競走」に改める。

第二十六条第三号中「第十一条第二号」を「第十一条第三号」に改める。

第二十七条中「第十一条」を「第十条の二又は第十一条」に、「同条」を「これら」に改め、同条の次に次の二条を加える。

**第二十七条の二** 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第二十七条の三** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

**第三十四条** 左の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第二十条第一項の規定による認可を受けないで、事業計画又は収支予算を変更したとき。

二 第二十条第二項の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

別表を次のように加える。

別表

| 売上金の額 | 日本自転車振興会に交付すべき金額 |
|---|---|
| 六千万円以上八千万円未満 | 売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十 |
| 八千万円以上一億円未満 | 売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十八が七千六百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と七千六百八十万円との差額の千分の二百五十 |
| 一億円以上二億円未満 | 売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百四十が九千四百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の二百五十 |
| 二億円以上 | 売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千八百万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百万円との差額の千分の二百五十 |

**附 則**

1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前後にまたがつて開催される

る小型自動車競走については、改正後の第十六条及び第十七条の規定を適用する。

3　この法律の施行の際現に改正前の第八条第一項の規定により全国小型自動車競走連合会に登録されている小型自動車競走場は、改正後の第五条第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

4　この法律の施行の際現に小型自動車競走会又は全国小型自動車競走連合会の役員の地位にある者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

5　この法律の施行の日の属する事業年度の小型自動車競走会又は全国小型自動車競走連合会の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十条第一項中「毎事業年度開前始に」とあるのは、「小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百六十九号）の施行後遅滞なく」とする。

6　改正後の第十六条に規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

## 法律第百七十号（昭三二・六・一〇）

### ◎モーターボート競走法の一部を改正する法律

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「モーターボートの性能の向上等品質の改善、モーターボートに関する海外宣伝その他モーターボートの製造に関する事業」を「モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業」に改める。

**第二章**　施行者並びにモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会」を削る。

第二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　自治庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の指定に期限又は条件を附することができる。

3　自治庁長官は、第一項の規定により指定された市町村が一年以上引き続き競走を行わなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

4　運輸大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場の位置、構造及び設備が運輸省令で定める公安上及び競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる。

5　運輸大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することができる。

6　運輸大臣は、第一項の許可を受けた者（以下「競走場設置者」という。）が一年以上引き続き当該競走場を競走の用に供しなかつたときは、同項の許可を取り消すことができる。

**第三章**　競走の実施」を「**第二章**　競走の実施」に改める。

第五条中「競走場で」を「前条第一項の許可を受けて設置された競走場で」に改める。

第六条中「競走場、」を削り、「全国競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。

第九条を次のように改める。

（勝舟投票券の購入等の禁止）

**第九条**　左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競走について、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一　競走に関係する政府職員及び施行者の職員にあつては、すべての競走

二　モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の役職員並びに競走の選手にあつては、すべての競走

三　前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、勝舟投票券の発売等、競走場内の整理及び警備その他競走の事務に従う者にあつては、当該競走

第九条の次に次の一条を加える。





**第九条の二**　学生生徒及び未成年者は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十条第一項中「の払戻金」を削り、「あん分して」の下に「払戻金として」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の払戻金の額が勝舟投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

3　第二項の払戻金の額が政令で定める払戻金の限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十一条第二項を削る。

第十二条第二項中「その順位で」を削る。

第十四条中「三十日」を「六十日」に改める。

第十六条中「全国競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会」に改める。

第十七条中「維持するため」を「維持し、且つ、競走の公正及び安全を確保するため」に改め、「入場者の整理」の下に「、選手の出場に関する適正な条件の確保」を加える。

第十八条中「競走会」を「モーターボート競走会」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（競走場の維持）

**第十八条の二**　競走場設置者は、その競走場の位置、構造及び設備を第四条第四項の運輸省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

「**第四章**　収入及び支出」を「**第三章**　収入及び支出」に改める。

第十九条及び第二十条を次のように改め、第二十一条及び第二十二条を削る。

（全国モーターボート競走会連合会への交付金）

**第十九条**　施行者は、一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を全国モーターボート競走会連合会に交付しなければならない。

（モーターボート競走会への交付金）

**第二十条**　施行者は、モーターボート競走会に競走の実施を委任したときは、一回の開催による勝舟投票券の売上金の額に応じ、その額の百分の五以内において運輸省令で定める金額を当該モーターボート競走会に交付しなければならない。

第二十条の次に次の一章を加える。

**第四章　モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会**

（モーターボート競走会）

**第二十一条**　モーターボート競走会（以下本章中「競走会」という。）は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一個を限り設立するものとする。

2　競走会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される法人とする。

3　競走会の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　競走会は、毎事業年度開始前に、運輸省令の定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5　競走会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

（全国モーターボート競走会連合会の設立、目的及び法人格）

**第二十二条**　すべての競走会は、国内において一個の全国モーターボート競走会連合会（以下本章中「連合会」という。）を設立し、又はこれに加入し、その会員となるものとする。

2　連合会は、競走の公正且つ円滑な実施を図るとともに、モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興に資することを目的とする。

3　連合会は、民法第三十四条の規定により設立される法人とする。

（連合会の監事）

**第二十二条の二**　連合会には、監事を置かなければならない。

（連合会の役員の解任）

**第二十二条の三**　運輸大臣は、連合会の役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は連合会の役員に職務上の義務違反その他連合会の役員たるに適しない非行があると認めるときは、連合会に対し、これを解任すべき旨を命ずることができる。

（連合会の業務）

**第二十二条の四**　連合会は、第二十二条第二項に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一　競走の審判員及び選手並びに競走に使用するボートレート及びモーターの登録を行うこと。

二　選手の出場のあつせん、審判員及び選手の養成及び訓練その他競走の公正且つ円滑な実施を図るため必要な業務

三　モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行うこと。

四　モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業又はこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五　第十九条の規定による交付金の受入を行うこと。

六　前三号に掲げるものの外、モーターボート、船舶用機関若しくは船舶用品の製造に関する事業又は海難防止に関する事業の振興を図るため必要な業務

（交付金の運用）

**第二十二条の五**　連合会は、第十九条の規定による交付金を、前条第三号から第六号までに掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。





2　連合会は、前条第三号から第六号までに掲げる業務に関する経理を、他の業務に関する経理と区分して行わなければならない。

3　連合会は、事業計画及び収支予算に基いて、運輸省令の定めるところにより、四半期ごとに、第十九条の規定による交付金の運用計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　運輸大臣は、第十九条の規定による交付金の運用に関し、必要があると認めるときは、連合会に対し、運用計画を変更すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

（連合会の解散）

**第二十二条の六**　連合会の解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　連合会が解散した場合は、連合会に属する第二十二条の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る財産は、国に帰属する。

（準用）

**第二十二条の七**　第二十一条第三項から第五項までの規定は、連合会について準用する。

第五章中第二十三条の前に次の一条を加える。

（秩序維持等に関する命令）

**第二十二条の八**　運輸大臣は、競走場内の秩序を維持し、競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、当該モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は競走場設置者に対し、選手の出場又は競走場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、競走場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

**第二十三条**　運輸大臣は、施行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反し、又はその施行に係る競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は当該競走場設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

3　運輸大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（競走場の設置の許可の取消）

**第二十三条の二**　運輸大臣は、競走場設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該競走場の設置の許可を受け消すことができる。

第二十五条を次のように改める。

（報告及び検査）

**第二十五条**　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施行者、モーターボート競走会、全

国モーターボート競走会連合会若しくは競走場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十六条中「競走場その他」及び「競走場、」を削る。

第六章を次のように改める。

## 第六章　罰則

**第二十七条**　左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二条第四項の規定に違反した者

二　競走に関して、勝舟投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

**第二十八条**　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第九条各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競走に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの

二　業として勝舟投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝舟投票券の購入の委託を受けた者

**第二十九条**　左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第九条の規定に違反した者

二　第二十七条第一号の違反行為の相手方となつた者

三　第九条第三号に該当する者であつて同号に掲げる競走以外の競走に関し第二十七条第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第九条各号に掲げる者以外の者であつて第二十七条第二号の違反行為の相手方となつたもの

**第三十条**　第九条又は第九条の二の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝舟投票券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五万円以下の罰金に処する。

**第三十一条**　第二十二条の五第一項の規定に違反する行為があつた場合は、その行為をした全国モーターボート競走会連合会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**第三十二条**　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第二十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第三十三条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十四条**　モーターボート競走会若しくは全国モーターボート競走会連合会の役員若しくは職員又は競走の選手が、その職務又は競走に関してわいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

**第三十五条**　前条に掲げる役員若しくは職員又は選手になろうとする者が、その担当すべき職務又は行うべき競走に関して請託を受けてわいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2　前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託を受けてその職務又は競走に関して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関して、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

**第三十六条**　前二条の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第三十七条**　第三十四条又は第三十五条に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

**第三十八条**　偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

**第三十九条**　競走においてその公正を害すべき方法により競走をすることを共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

**第四十条**　左の各号に掲げる違反行為があつた場合には、その行為をしたモーターボート競走会又は全国モーターボート競走会連合会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　第二十一条第四項（第二十二条の七において準用する場合を含む。）又は第二十二条の五第三項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第二十一条第五項（第二十二条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三　第二十二条の五第二項の規定に違反したとき。

別表

| 売上金の額 | 全国モーターボート競走会連合会に交付すべき金額 |
|---|---|
| 六千万円以上八千万円未満 | 売上金の額の千分の十。但し、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十 |
| 八千万円以上一億円未満 | 売上金の額の千分の十三。但し、売上金の額の千分の九百四十八が七千六百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と七千六百八十万円との差額の千分の二百五十 |
| 一億円以上二億円未満 | 売上金の額の千分の十五。但し、売上金の額の千分の九百四十が九千四百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の二百五十 |
| 二億円以上 | 売上金の額の千分の十七。但し、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千八百万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百万円との差額の千分の二百五十 |

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。ただし、附則第十二項の規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律（附則第十二項を除く。以下同じ。）の施行の日の前後にまたがつて開催される競走については、改正後の第十九条及び第二十条の規定を適用する別表を次のように加える。

る。

3　この法律の施行の際現に改正前の第六条第一項の規定により全国モーターボート競走会連合会に登録されている競走場は、改正後の第四条第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

4　この法律の施行の際現にモーターボート競走会又は全国モーターボート競走会連合会の役員の地位にある者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

5　この法律の施行の際現に全国モーターボート競走会連合会に属する自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百六十九号）第二条第一項の業務に係る財産は、改正後の第十九条の規定による交付金とみなす。

6　この法律の施行の日の属するモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十一条第四項（第二十二条の七において準用する場合を含む。）中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百七十号）の施行後遅滞なく」とする。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（交付金に関する業務の委託）

8　全国モーターボート競走会連合会は、当分の間、運輸大臣の認可を受けて、改正後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務の一部を商工組合中央金庫に委託することができる。

9　全国モーターボート競走会連合会が、前項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その行為をした役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

10　商工組合中央金庫は、当分の間、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条の規定にかかわらず、全国モーターボート競走会連合会の委託を受けて、改正後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務を行うことができる。

（限時的効力）

11　改正後の第十九条及び第二十二条の四第三号から第六号までに規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

（自転車競技法等の臨時特例に関する法律の改正）

12　自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

（内閣総理・大蔵・通商産業・運輸大臣署名）

――――――



## 法律第百七十一号（昭三二・六・一一）

# ◎電子工業振興臨時措置法

（目的）

**第一条**　この法律は、電子工業を振興することにより、産業の設備及び技術の近代化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律で「電子機器等」とは、電子機器（電子管、半導体素子その他これらに類似する部品を使用することにより電子の運動の特性を応用する機械器具をいう。以下この項において同じ。）並びに主として電子機器に使用される部品及び材料をいう。

2　この法律で「電子工業」とは、電子機器等を製造する事業をいう。

（電子工業振興基本計画）

**第三条**　通商産業大臣は、電子工業審議会の意見をきいて、次に掲げる電子機器等に係る電子工業について、電子工業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

一　わが国において製造技術が確立されていないか又はその水準が外国の水準に比して著しく低い電子機器等のうち、その製造技術に関する試験研究（試作を含む。以下同じ。）を特に促進する必要があるもの

二　わが国において工業生産が行われていないか又は生産数量が著しく少い電子機器等のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるもの

三　性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器等であつて、政令で定めるもの

2　基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　前項第一号の電子機器等の製造技術に関する試験研究の内容及びその完成の目標年度

二　前項第二号の電子機器等の工業生産の開始の目標年度又は目標年度における生産数量

三　前項第三号の電子機器等の目標年度における性能又は品質、生産費その他生産の合理化の目標

四　前二号に掲げる事項を達成するために新たに設置すべき設備の種類及び数量並びにその設置に必要な資金に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、生産能率の増進その他前項に規定する電子工業の振興に関する重要事項

3　前項第二号から第三号までに規定する目標年度は、電子機器等ごとに定めるものとする。

4　通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（電子工業振興実施計画）

**第四条**　通商産業大臣は、毎年、電子工業審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な電子工業振興実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2　前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（計画の変更）

**第五条**　通商産業大臣は、電子工業における技術の著しい進歩又は生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、電子工業審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2　第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（資金の確保）

**第六条**　政府は、実施計画に定める電子工業の合理化のための設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

（共同行為の実施に関する指示）

**第七条**　通商産業大臣は、第三条第一項第三号の電子機器等に関して、基本計画に定める合理化の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、その電子機器等を製造する電子工業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、第二号の事項については、第一号の事項に係る共同行為を実施することが著しく困難であると認められる場合に限る。

一　品種の制限

二　品種別の生産数量の制限

三　技術の制限

四　部品又は原材料の購入方法

2　通商産業大臣は、前項第一号の事項に係る共同行為をもつてしては、第三条第一項第三号の電子機器等のうち特定のものの規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その電子機器等を部品又は材料として使用する電子工業（第三条第一項第三号の電子機器等を製造するものを除く。以下この項において同じ。）を営む者に対し、その使用する電子機器等の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、その電子機器等を部品又は材料として使用する電子工業の合理化に資すると認められないときは、この限りでない。

3　前二項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

（共同行為の内容）

**第八条**　前条第一項又は第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的でないこと。

（共同行為の指示の変更等）

**第九条**　通商産業大臣は、第七条第一項又は第二項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

（共同行為の届出）

**第十条**　第七条第一項又は第二項の規定による指示（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

**第十一条**　私的独占の禁示及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第七条第一項又は第二項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

**第十二条**　通商産業大臣は、第七条第一項又は第二項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2　通商産業大臣は、第九条の規定による処分をしたとき、又は第十条の規定による届出を受理したときは、遅滞なくその旨を公正取引委員会に通知しなければならない。



（検査設備）

**第十三条**　通商産業大臣は、電子工業審議会の意見をきいて、第三条第一項第二号又は第三号の電子機器等について、基本計画を達成するためにはその製造工程において特に品質管理を励行させる必要があると認めるときは、当該電子機器等を製造する電子工業を営む者が備えるべき検査設備の種類及びその検査設備を維持すべき基準を定めて、公表するものとする。

（電子工業審議会）

**第十四条**　通商産業省に、電子工業審議会を置く。

**第十五条**　電子工業審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、電子工業の振興に関する重要事項を調査審議する。

**第十六条**　審議会は、委員四十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

**第十七条**　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び電子工業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

**第十八条**　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

**第十九条**　委員及び専門委員は、非常勤とする。

**第二十条**　審議会に、部会を置くことができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

**第二十一条**　第十四条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（報告の徴収）

**第二十二条**　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電子工業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（罰則）

**第二十三条**　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

**第二十四条**　第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

**第二十五条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は施行の日から七年以内に廃止するものとする。

3　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

| | |
|---|---|
| 「 | 機械工業審議会 | 機械工業（電子工業を除く。）の振興に関する重要事項を調査審議すること。 」 |
| | 電子工業審議会 | 電子工業の振興に関する重要事項を調査審議すること |

を

に改める。

4　機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「機械器具」の下に「（電子機器を除く。）」を加える。

第十四条中「機械工業の」を「機械工業（電子工業を除く。以下同じ。）の」に改める。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

## 法律第百七十二号（昭三二・六・一三）

### ◎国際海上物品運送法

（適用範囲）

**第一条**　この法律は、船舶による物品運送で、船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに適用する。

（定義）

**第二条**　この法律において「船舶」とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のものをいう。

2　この法律において「運送人」とは、前条の運送をする船舶所有者、船舶賃借人及び傭船者をいう。

3　この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する傭船者及び荷送人をいう。

（運送品に関する注意義務）

**第三条**　運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

2　前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用する者の航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災（運送人の故意又は過失に基くものを除く。）により生じた損害には、適用しない。

**第四条**　運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免かれることができない。

2　運送人は、次の事実があつたこと及び運送品に関する損害がその事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免かれる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにかかわらず、その注意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

一　海上その他可航水域に特有の危険

二　天災

三　戦争、暴動又は内乱

四　海賊行為その他これに準ずる行為

五　裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分

六　荷送人若しくは運送品の所有者又はその使用する者の行為

七　同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為



八　海上における人命若しくは財産の救助行為又はそのためにする離路若しくはその他の正当な理由に基く離路

九　運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥

十　運送品の荷造又は記号の表示の不完全

十一　起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥

3　前項の規定は、第九条の規定の適用を妨げない。

（航海に堪える能力に関する注意義務）

**第五条**　運送人は、自己又はその使用する者が発航の当時次の事項につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

一　船舶を航海に堪える状態におくこと。

二　船員を乗り組ませ、船舶を艤装し、及び需品を補給すること。

三　船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入、運送及び保存に適する状態におくこと。

2　運送人は、前項の注意が尽されたことを証明しなければ、同項の責を免かれることができない。

（船荷証券の交付義務）

**第六条**　運送人、船長又は運送人の代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券（以下「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券（以下「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。

2　受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換でなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

（船荷証券の作成）

**第七条**　船荷証券には、次の事項（受取船荷証券については、第七号及び第八号の事項を除く。）を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならない。

一　運送品の種類

二　運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

三　外部から認められる運送品の状態

四　荷送人の氏名又は商号

五　荷受人の氏名又は商号

六　運送人の氏名又は商号

七　船舶の名称及び国籍

八　船積港及び船積の年月日

九　陸揚港

十　運送賃

十一　数通の船荷証券を作つたときは、その数

十二　作成地及び作成の年月日

2　受取船荷証券と引換に船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積があつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、前項第七号及び第八号の事項をも記載しなければならない。

（荷送人の通告）

**第八条**　前条第一項第一号及び第二号の事項は、その事項につき荷送人の書面による通告があつたときは、その通告に従つて記載しなければならない。

2　前項の規定は、同項の通告が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び同項の通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、また同様とする。

3　荷送人は、運送人に対し、第一項の通告が正確であることを担保する。

（船荷証券の不実記載）

**第九条**　船荷証券に事実と異なる記載がされた場合には、運送人は、その記載につき注意が尽されたことを証明しなければ、その記載が事実と異なることをもつて善意の船荷証券所持人に対抗することができない。

（準用規定）

**第十条**　商法第五百七十三条から第五百七十五条まで、第五百八十四条及び第七百七十条から第七百七十五条までの規定は、この法律による船荷証券に準用する。

（危険物の処分）

**第十一条**　引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。

2　前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

3　引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知つていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。

4　運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責を負わない。

（荷受人等の通知義務）

**第十二条**　荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。

2　前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。

3　前二項の規定は、運送品の状態が引渡の際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。

4　運送品につき滅失又は損傷が生じている疑があるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

（責任の限度）

**第十三条**　運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、十万円を限度とする。

2　前項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。

3　前項の場合において、荷送人が実価を著しくこえる価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わない。

4　第二項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。

5　前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

（責任の消滅）

**第十四条**　運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日（全部滅失の場合には、引き渡されるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。ただし、運送人に悪意があつたときは、この限りでない。





（特約禁止）

**第十五条**　第三条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。

2　前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3　第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害には、適用しない。

4　前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。

（特約禁止の特例）

**第十六条**　前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

**第十七条**　前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に、適用しない。

**第十八条**　第十五条第一項の規定が船荷証券に記載されていないときは、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積の運送につき第十五条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときも、また同様とする。

2　前項の運送につき第十五条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積の運送につきその旨が船荷証券に記載されているときも、また同様とする。

（船舶先取特権）

**第十九条**　船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、傭船者が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することができる者は、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。

2　前項の先取特権と商法第八百四十二条の先取特権とが競合する場合には、同項の先取特権の優先権の順位は、同条第九号の先取特権と同一順位とする。

3　商法第八百四十四条第二項及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

（商法の適用等）

**第二十条**　第一条の運送には、商法第七百三十八条、第七百三十九条、第七百五十九条及び第七百六十六条から第七百七十六条までの規定を除く外、同法を適用する。

2　商法第五百七十六条及び第五百七十八条から第五百八十三条までの規定は、第一条の運送に準用する。

（郵便物の運送）

**第二十一条**　この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

附　則

1　この法律は、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行前に締結された運送契約には、適用しない。

3　この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、本邦外にあるものとみなす。

（法務・内閣総理大臣署名）

## 法律第百七十三号（昭三二・六・一四）

### ◎トランプ類税法

骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　税率（第九条・第十条）
第三章　徴収（第十一条―第十四条）
第四章　免税、税額控除等（第十五条―第十八条）
第五章　包装、トランプ類税証紙、所持禁止等（第十九条―第二十六条）
第六章　納税の担保（第二十七条―第三十条）
第七章　雑則（第三十一条―第三十六条）
第八章　罰則（第三十七条―第四十一条）
附則

#### 第一章　総則

（課税物件）

**第一条**　トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。

（トランプ類の定義及び区分）

**第二条**　この法律において「トランプ類」とは、まあじやん、トランプ、花札、株札及び虫札並びに使用の目的及び遊戯の方法がこれらに類する物で政令で定めるものをいい、その区分については、次に定めるところによる。

一　まあじやん

第一種　象げを用いたまあじやん

第二種　牛骨を用いたまあじやん

第三種　第一種及び第二種のまあじやん以外のまあじやん

二　トランプ

三　花札

四　株札

五　虫札

六　使用の目的及び遊戯の方法が前各号に掲げるトランプ類に類する物で政令で定めるもの

（納税義務者）

**第三条**　トランプ類の製造者は、その製造場から移出したトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

2　トランプ類を保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規





定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取るトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

**第四条**　トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五条第一項第一号及び第三十二条を除く。）の適用上、これをトランプ類の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取とみなす場合）

**第五条**　トランプ類がトランプ類の製造場においてその用に供される場合には、当該製造者がその用に供する時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

2　トランプ類が保税地域においてその用に供される場合には、その用に供する者がその用に供する時に当該トランプ類をその保税地域から引き取るものとみなす。

（製造者等とみなす場合）

**第六条**　トランプ類の製造者又は販売業者が、原料、材料、労務、資金その他トランプ類の製造に必要なものを供給してトランプ類の製造を委託する場合又は他の製造者の製造したトランプ類若しくは当該トランプ類の包装若しくは容器に自己の商標を表示させる場合には、当該委託者又は表示させる者（以下「委託者等」という。）を当該受託者又は他の製造者（以下「受託者等」という。）の製造したトランプ類で当該委託又は表示に係るものの製造者とみなし、当該トランプ類の製造場とみなし、この法律を適用する。

2　前項に規定する委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託をする旨又は表示をさせる旨その他政令で定める事項を記載した申告書を同項に規定する受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　トランプ類がトランプ類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該トランプ類を移出した者をトランプ類の製造者とみなして、この法律を適用する。

4　トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

（トランプ類等とみなす場合）

**第七条**　トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げる物に該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する。

一　紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするとカード状の物（切断することによりカード状となる物を含む。）で、トランプ類の文字、図形又は記号の着色又は印刷を施したもの

二　前号に掲げる物以外の物で、トランプ類の文字、図形又は記号の彫刻、着色又は印刷を施したもの（当該彫刻、着色又は印刷を施すため成型されたものその他政令で定める状態にあるものを含む。）

2　トランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時においてトランプ類としての用に供することができないトランプ類については、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

3　トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保税地域から引き取られるトランプ類で、前項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないものは、一組とみなして、この法律を適用する。

（適用除外）

**第八条**　トラクター類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するトラクター類のみを製造するものであつて、その二組以上の同項第二号に掲げるトラクター類（同項第一号に掲げるトラクター類に該当するものを除く。）を譲渡しないものについては、前項の規定にかかわらず、同項の検査を受けることを要しない。

2　保税地域から引き取るトラクター類に係る場合

3　前項の検査を受けようとする者は、前項の期限を指定して、税関長に対し、相当の期限を定めて当該トラクター類の当該移出先又は引取先の所在する保税地域に移されその移出先又は引取先の税関長に申請することができる。

（変以外）

**第十四条**　税関長は、その引き取ろうとするトラクター類が第二十七条第一項第二号に掲げる者に譲渡されるものであることを知つたときは、その引取を保留することができる。

（未納税移出及び未納引取）

**第十五条**　次に掲げる場合において、当該トラクター類をトラクター類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者が、税関長の承認を受けたときは、その移出又は引取については、関税を徴収しない。

一　トラクター類の製造場の所在地の所轄税務署長又は税関長に届け出た者が、その製造場から移出するトラクター類を自己の用に供するために引き取る場合

二　トラクター類の製造者がトラクター類を他の製造場へ移出する場合

三　その他政令で定める場合

2　税務署長又は税関長は、前項の申請者が、関税に関する法令又はこれに基づく税関長の処分に違反したときは、その承認の申請を却下し、又は承認を取り消すことができる。

3　税関長は、災害その他やむを得ない事情により、政令で定めるところにより、第一項の承認を受けた者に対し、その承認を変更し、又は条件を付することができる。

（輸出免税）

**第十六条**　トラクター類を輸出する目的でトラクター類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取るトラクター類については、当該製造者又は当該トラクター類を保税地域から引き取ろうとする者の申請により、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、当該移出又は引取に係るトラクター類については、関税を免除する。

2　税務署長又は税関長は、前項の承認をした場合において、当該トラクター類が輸出されたことについて、政令で定めるところにより証明があつたときは、当該トラクター類について同項の免除をした関税を徴収する。

3　第一項の承認を受けた者が、政令で定めるところにより、その承認を取り消されたときは、その取り消された日から二月以内に、当該トラクター類について同項の免除をした関税を納付しなければならない。

4　第一項の承認を受けた者が、トラクター類を輸出しないで、当該トラクター類を保税地域から引き取つたときは、その引取の日から二月以内に、当該トラクター類について同項の免除をした関税を納付しなければならない。

5　第一項の規定により保税地域から引き取られた当該トラクター類については、当該承認を受けた者が、その引取の日から二月以内に、当該トラクター類を保税地域に入れないときは、その引取の日から二月以内に、当該トラクター類について同項の免除をした関税を納付しなければならない。

6　第一項の承認を受けた者が、トラクター類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたトラクター類について、第二項の規定により税関職員の検査を受けるときは、当該トラクター類の移出又は引取に係る税関官署の税関長に、税務署長又は税関長の承認を受けなければならない。

（輸出又は輸入の制限）

**第十七条**　トラクター類の輸出又は輸入については、関税法第二編第二章第二節第二款（輸出又は輸入の制限）の規定を適用する。

（製造場の移転）

**第十八条**　トラクター類の製造者が、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出した





に、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出した届出書に記載した移転の場所及び移転の時期の変更について準用する。

（製造場の廃止）

**第十九条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止しようとするときは、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出があつたときは、その届出があつた日から二月を経過した日に、当該製造場からの移出に関する承認は、その効力を失う。

（製造場の廃止の場合の課税）

**第二十条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十一条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十二条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十三条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十四条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十五条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十六条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十七条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十八条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第二十九条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十一条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十二条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十三条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十四条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十五条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十六条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十七条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十八条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第三十九条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十一条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十二条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十三条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十四条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十五条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十六条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十七条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十八条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第四十九条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十一条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十二条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十三条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十四条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十五条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十六条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十七条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十八条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第五十九条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十一条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十二条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十三条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十四条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十五条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十六条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十七条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十八条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第六十九条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十一条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十二条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十三条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十四条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十五条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十六条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十七条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十八条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第七十九条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十一条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十二条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十三条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十四条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十五条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十六条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十七条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製造場に移すときは、適用しない。

（製造場の廃止の場合の課税の特例）

**第八十八条**　トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置があるときは、その廃止の日に、当該トラクター類を当該製造場から移出したものとみなして、当該トラクター類について関税を課する。

2　前項の規定は、トラクター類の製造者が、その製造場を廃止する場合において、当該製造場に当該トラクター類の製造のために専用する機械又は装置を他の製

2　税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3　第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期間内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

5　第一項の承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該トランプ類をこの法律の施行地において使用し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

（免税トランプ類の表示等）

**第十七条**　第十五条第一項又は前条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該承認に係るトランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該承認に係るトランプ類である旨の表示をしなければならない。

（戻入れの場合のトランプ類税の控除等）

**第十八条**　トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場に戻し入れた場合においては、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額から当該トランプ類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

2　他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該トランプ類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係るトランプ類税額から、当該トランプ類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3　第一項の場合において、トランプ類の製造の廃止その他の理由により、トランプ類を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額がないとき、又は徴収されるべきトランプ類税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

4　トランプ類の製造者が第一項又は第二項の規定による控除を受けようとする場合には、当該戻入れ又は移入に係るトランプ類の区分及び区分ごとの組数



を記載した書類並びに当該トランプ類につき徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額につき事実を証する書類を提出するとともに、当該トランプ類を提示して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

5　第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入れに係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

6　税務署長は、第四項の規定によりトランプ類を提示された場合には、当該トランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けてあるトランプ類税証紙若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定により押された検印又は第三十五条の規定により押された証印を破棄し、又はまつ消しなければならない。

## 第五章　包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

（包装を施す義務等）

**第十九条**　トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類に、あらかじめ包装を施さなければならない。

2　前項の規定により包装を施す場合においては、当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

（証紙をはり付ける義務等）

**第二十条**　トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類の包装に、あらかじめトランプ類税証紙（以下「証紙」という。）をはり付けなければならない。

2　前項の規定による証紙のはり付けは、これをはがなければトランプ類をその包装から取り出すことができない方法で、しなければならない。

3　トランプ類の製造者は、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第十一条第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4　証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

（証紙の交付）

**第二十一条**　証紙は、政府が作成し、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとするトランプ類の製造者に交付する。

2　税務署長又は税関長は、証紙を交付する場合には、特別の事情がある場合を除き、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者がその時までに納付しなければならないトランプ類税を完納したこと及びその時までに使用していない証紙の枚数を確めた上でなければ、これを交付してはならない。

3　税務署長は、第二十七条第二項の規定により担保の提供を命じた場合において、トランプ類の製造者に証紙を交付するときは、当該製造者が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

（検印）

**第二十二条**　トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、一時に多量のトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合その他特別の事情がある場合において、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類

の包装に検印を受けることができる。

2　前条第二項又は第三項の規定は、前項の承認について準用する。

3　税務署長又は税関長は、取締上特に必要があると認める場合には、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けさせることができる。

4　検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

（証紙を消す義務）

**第二十三条**　第二十条第一項の規定によりトランプ類の包装に証紙をはり付ける場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、当該包装と証紙の彩紋とにかけ、判明に証紙を消さなければならない。

（証紙の譲渡制限等）

**第二十四条**　何人も、前条の規定により消されていない証紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、その譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税関長又は税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2　トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者は、トランプ類の包装にはり付けた証紙で第二十三条の規定により消されたものを、さらに当該トランプ類以外のトランプ類の包装に対するはり付けに使用してはならない。

3　トランプ類の販売業者は、その販売する目的で所持するトランプ類の包装にはり付けてある証紙をはがしてはならない。

（包装を施す義務等を免除する場合）

**第二十五条**　次に掲げる場合に該当するときは、第十九条から第二十三条までの規定は、適用しない。

一　トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二　前号に掲げる場合のほか、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第七条第二項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

（未包装のトランプ類等の所持等の禁止）

**第二十六条**　トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一　第十九条第一項の規定による包装をしていないトランプ類

二　第二十条第一項の規定による証紙のはり付け若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定による検印又は第三十五条の規定による証印がないトランプ類

三　第二十三条の規定により消されていない証紙がはり付けてあるトランプ類

2　次に掲げるトランプ類については、前項の規定は、適用しない。

一　第十七条に規定する包装及び表示をしたトランプ類

二　前条第二号に規定するトランプ類

三　古物（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第一条（定義）第一項に規定する古物をいう。）に該当するトランプ類で、古物営業法第十七条又は第十八条（帳簿）の規定により帳簿に記載されているもの





## 第六章　納税の担保

（担保の提供）

**第二十七条**　税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該トランプ類に係るトランプ類税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一　トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二　トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十六条第一項の承認を受けて輸出する目的でトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

2　前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、トランプ類税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、トランプ類税につき担保の提供を命ずることができる。

3　第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項若しくは第十六条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項若しくは第三十八条第二項の規定によりトランプ類税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4　国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5　第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

（担保の種類）

**第二十八条**　第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下「国税庁長官等」という。）が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）

四　土地

五　火災保険に附した建物

六　工場財団

七　国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八　その他政令で定めるもの

（担保の変換等）

**第二十九条**　第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2　国税庁長官等は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減小し、若しくは前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不充分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができる。

3　前条の規定は、前二項の場合について準用する。

（担保の処分等）

**第三十条**　第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定める

ところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税の納付に充てることができる。

2　第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知してトランプ類税を納付させる。

3　前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべきトランプ類税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるとき又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4　前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者とみなす。

5　国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

## 第七章　雑則

（利子税額）

**第三十一条**　トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された納期日）までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日（トランプ類税を保税地域から引き取つた者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する場合において、そのトランプ類税を徴収するときは、その引き取つた日とし、同条第三項の規定によりトランプ類税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該トランプ類税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、トランプ類税額にあわせて徴収する。

2　前項の場合において、納税義務者がその未納に係るトランプ類税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額は、同項の未納に係るトランプ類税額からその一部納付に係るトランプ類税額を控除した額による。

3　利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該トランプ類税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4　利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5　第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（製造又は販売の開廃等の申告）

**第三十二条**　トランプ類の製造をしようとする者（第六条第一項に規定する受託者等になろうとする者を含み、同項に規定する委託者等になろうとする者を除く。）又はトランプ類の販売業をしようとする者は、その製造場又は営業場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は営業場の所在地（販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所地）の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。）に申告しなければならない。トランプ類の製造者（第六条第一項に規定する受託者等を含み、同項に規定する委託者等を除く。以下次項において同じ。）又は販売業者がその製造又は販売を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2　トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

（記帳義務）

**第三十三条**　トランプ類の製造者（第六条第一項に規定する受託者等を含む。以下第三十六条において同じ。）又は販売業者は、政令で定めるところにより、トランプ類の製造、貯蔵又は販売に関する事実その他業務に関し必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

**第三十四条**　法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一　第十一条第一項又は第三十二条の規定による申告の義務

二　前条の規定による記帳の義務

（課税済証印）

**第三十五条**　第十五条第六項本文、第十六条第四項本文、第三十七条第三項又は第三十八条第二項本文の規定によりトランプ類税が徴収される場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類を所持する販売業者は、政令で定めるところにより、当該トランプ類税を課されたものであることを証する印を受けることができる。

（当該職員の権限）

**第三十六条**　国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一　トランプ類の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関するトランプ類、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二　トランプ類の製造者にその製造に必要な原料若しくは材料を給付する義務があつたと認められる者又は当該義務があると認められる者に対して質問すること。

三　トランプ類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取るトランプ類を検査すること。

四　運搬中のトランプ類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2　当該職員は、トランプ類税に関する調査について必要がある場合には、トランプ類の製造者又は販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員のトランプ類の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　当該職員は、第一項又は前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第八章　罰則

**第三十七条**　次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の行為によりトランプ類税を免かれ、又は免かれようとした者

二　偽りその他不正の行為により第十八条第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2　前項の犯罪に係るトランプ類に対するトランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該トランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3　トランプ類の製造者が第二項第一号の規定に該当する場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類が既に製造場から移出されているときは、第十三条第一項の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。

**第三十八条**　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二　第十五条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該トランプ類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三　第十六条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該トランプ類を譲り渡したもの

四　第十九条第一項の規定に違反して包装を施さなかつた者

五　第二十条第一項の規定に違反して証紙をはり付けなかつた者

六　第二十条第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七　第二十三条の規定に違反して証紙を消さなかつた者

八　第二十四条第一項又は第二項の規定に違反して証紙を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は再使用した者

九　第二十六条の規定に違反してトランプ類を所持している者又は同条の規定に違反してトランプ類を譲り渡し、若しくは譲り受けた者

2　前項第二号又は第三号の場合においては、第十五条第六項本文又は第十六条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。

**第三十九条**　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第六条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二　第十七条の規定に違反して包装又は表示をしなかつた者

三　第十九条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載を怠り、又は偽つた者

四　第二十条第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けた者





五　第二十四条第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六　第三十二条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七　第三十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

八　第三十六条第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号若しくは第三号の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第四十条**　第三十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従犯の刑の減軽）及び第六十六条（情状による刑の減軽）の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

**第四十一条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十七条から第三十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

### 附　則

1　この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出するトランプ類については、改正後のトランプ類税法（以下「新法」という。）第十四条の規定は、適用しない。

4　トランプ類の製造者又は販売業者で、この法律の施行の際新法第六条第一項に規定する委託者等であるる者又はこの法律の施行の日以後五日以内に委託者等になろうとする者に係る同条第二項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十二年七月十日とする。

5　この法律の施行の際トランプ類の製造場又は保税地域に現存するトランプ類で、改正前の骨牌税法（以下「旧法」という。）第六条に規定する包装及び装置を施し、かつ、旧法第五条本文の規定により当該包装にはり付けた印紙に旧法第七条の消印をしたもの（旧法第五条ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。）については、この法律の施行の日の前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなして、旧法第四条及び第五条の規定の例による。この場合においては、新法第三条、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

6　旧法第五条本文の規定によりはり付けてある印紙又は同条ただし書若しくは旧法第十三条第三項（旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定により押された納税済証印については、新法第二十条第一項の規定によりはり付けてある証紙又は新法第二十二条第一項の規定により押された検印とみなす。

7　旧法第六条の規定により施した包装で同条に規定する装置をしたもの（印紙をはり付けてあるものに限る。）は、新法第十九条の規定により施した包装で新法第二十条第二項に規定する方法により証紙をはり付けてあるものとみなす。

8　旧法第七条の規定によりした消印については、新法第二十三条の規定によりしたものとみなす。

9　旧法第七条ノ二の規定による申告をしてこの法律

の施行の際にトランプ類を製造し、又は販売している者は、新法第三十二条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

10 トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し入れられたものが、この法律の施行の際当該製造場に現存する場合には、新法第十八条第一項中「当該戻入れの月」とあるのは「この法律の施行の日の属する月」と、「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ぱい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

11 この法律の施行前にトランプ類の製造場から引き取られたトランプ類が、この法律の施行の日以後に当該製造場に戻し入れられた場合には、新法第十八条第一項中「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ぱい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 他のトランプ類の製造場又は保税地域からこの法律の施行前に引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合（前二項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該トランプ類をこの法律の施行の日以後その移入した製造場からさらに移出するときは、新法第十八条第二項中「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取」とあるのは「当該他の製造場又は保税地域からの引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ぱい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13 旧法第十一条ノ二第二項（次項においてなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により還付された、又は還付されるべき骨ぱい税に相当する金額を還付された、又は還付されるべき骨ぱい税に相当する金額に係るトランプ類については、前三項の規定は、適用しない。

14 旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ぱい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15 旧法第十二条第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られたトランプ類の当該引取に係る骨ぱい税の徴収又は免除並びに当該トランプ類についての旧法第十四条第一項ただし書の規定による承認及び当該承認に係る骨ぱい税の徴収については、なお従前の例による。

16 旧法第十三条第二項又は第十五条第四項（旧法第十五条ノ二第三項において準用する場合を含む。）の規定（前項又は附則第二項の規定によりなおその例によるものとされる場合を含む。）により既に骨ぱい税を徴収されたトランプ類を所持する者については、旧法第十三条第三項（旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「骨ぱい」を「トランプ類」に、「骨ぱい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二項中「骨牌税法第十一条ノ二第二項本文」を「トランプ類税法第十八条第一項」に改める。

第八条及び第九条中「地方道路税」の下に「、トランプ類税」を加える。

19 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。





第一条第一項中「物品税証紙」の下に「、トランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙」を、「税印の印影」の下に「、トランプ類税法第二十二条の規定による検印の印影、同法第三十五条の規定による証印の印影」を加える。

20 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及び物品税」を「、物品税及びトランプ類税」に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）」に改める。

第七条中「骨ぱい税」を「トランプ類税」に改める。

第十二条第三項中「骨牌税法第五条」を「トランプ類税法第十三条及び第十九条から第二十三条まで」に改める。

22 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）」に改める。

第四条中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に改める。

25 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）」に改める。

第八条第一項並びに第九条第一項、第二項及び第五項中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

## 法律第百七十四号（昭三二・六・一五）

### ◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表四中小菅刑務所の項の次に次の一項を加え、同表豊多摩刑務所の項中「豊多摩刑務所」を「浦和刑務所」に改め、同項を同表中横須賀刑務所の項の次に移す。

| | |
|---|---|
| 中野刑務所 | 東京都中野区 |

附　則

この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

## 法律第百七十五号（昭三二・六・一五）

### ◎食品衛生法の一部を改正する法律

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　標示」を「第四章　標示　第四章の二　食品添加物公定書」に改める。

第二条第二項中「調味、着色、着香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で」を「製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で」に改める。

第二条第二項の次に次の一項を加える。

この法律で化学的合成品とは、化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学反応を起させてえられた物質をいう。

第五条第二項中「と殺年月日」を「とさつ年月」に改める。

第九条中「物資」を「物質」に改める。

第十一条を次のように改める。

**第十一条**　厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装の標示につき、必要な基準を定めることができる。

前項の規定により標示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う標示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

第十三条を次のように改める。

**第四章の二**　食品添加物公定書

**第十三条**　厚生大臣は、食品添加物公定書を作成し、第七条第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第十一条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

**第十六条の二**　販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、そのつど厚生大臣に届け出なければならない。

第十八条第一項中「容具包装」を「容器包装」に改める。





第十九条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同条第四項を削る。

第六章中第二十条の前に次の一条を加える。

**第十九条の二**　乳製品、化学的合成品たる添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。

営業者が、前項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業を二以上の施設で行う場合において、その施設が隣接しているときは、食品衛生管理者は、同項の規定にかかわらず、その二以上の施設を通じて一人で足りる。

食品衛生管理者は、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基く命令若しくは処分の違反が行われないように、その食品又は添加物の製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

次の各号の一に該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一　医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基く専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

三　厚生大臣の指定した食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四　学校教育法に基く高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基く中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事した製造業又は加工業と同種の製造業又は加工業の施設においてのみ、食品衛生管理者となることができる。

第一項に規定する営業者は、食品衛生管理者を置き、又は自ら食品衛生管理者となつたときは、十五日以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、その食品衛生管理者の氏名又は自ら食品衛生管理者となつた旨その他省令で定める事項を届け出なければならない。食品衛生管理者を変更したときも、同様とする。

第二十三条中「第十一条第一項若しくは第十六条」を「第十一条第二項、第十六条若しくは第十九条の二第一項」に改める。

第二十五条第一項中「厚生大臣の諮問に応じ、」の下に「食中毒の防止に関する事項、食品添加物公定書の作成に関する事項その他」を加える。

第二十八条第一項中「附する」を「付する」に改める。

第二十九条第二項中「第十六条乃至第二十条」を「第十六条、第十七条乃至第十九条、第二十条」に改める。

第二十九条の二中「第二十一条」の上に「第十九条の二及び」を加える。

第三十条の次に次の一条を加える。

**第三十条の二**　第七条第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第九条（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第三十一条第一号中「、第七条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第十条第二項（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」の下に「、第十一条第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第十九条第四項（第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

第三十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　第十六条の二又は第十九条の二第六項（それぞれ第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条の次に次の一条を加える。

**第三十二条の二**　食品衛生管理者が第十九条の二第三項に規定する職務を怠つたときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関し第三十条から第三十二条までの違反に該当する行為があつた場合において、その行為の態様に応じ各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品衛生管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

第三十三条中「前三条」を「第三十条から第三十二条まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

第三十六条に次の一項を加える。

第二十一条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次及び第十三条の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「調味、著色、著香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で」を「製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で」に改める。

（厚生大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）



## 法律第百七十六号（昭三二・六・一五）

### ◎旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「取締を行い」を「取締を行うとともに、あわせて旅館業によつて善良の風俗が害されることがないようにこれに必要な規制を加え」に改める。

第二条を次のように改める。

**第二条**　この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2　この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3　この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4　この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5　この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

6　この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第三条第一項中「人を宿泊させる営業を営もうとする者」を「旅館業を経営しようとする者」に改め、同条同項に次のただし書を加える。

ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業、旅館営業又は簡易宿所営業、下宿営業を経営しようとする場合において下宿営業を経営しようとする場合は、当該施設において下宿営業の許可を受けた者が、当該施設においてこの限りでない。

第三条第二項を次のように改める。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。当該施設の設置場所が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、同様とする。

一　この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二　第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

第三条に次の四項を加える。

3　都道府県知事は、学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて当該学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当該学校が大学附置の国立学校であるときは当該大学の学長、その他の国立学校であるときは当該学校の校長、公立学校であると